

平成 24 年第 2 回定例会

1 2 月会議

津幡町議会会議録

平成24年12月 4 日再開

平成24年12月11日閉会

津 幡 町 議 会

平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議会議録 目次

第1号（12月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議時間の延長	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案等上程（議案第78号～議案第107号、承認第14号）	4
1. 議案に対する質疑	10
1. 委員会付託	10
1. 町政一般質問	10
7番 角井外喜雄議員	10
2番 西村 稔議員	15
10番 多賀吉一議員	21
1. 休憩（午前11時54分）	24
1. 再開（午後1時00分）	25
5番 中村一子議員	25
6番 森山時夫議員	36
1. 休憩（午後2時35分）	42
1. 再開（午後2時45分）	42
3番 黒田英世議員	42
1番 八十嶋孝司議員	48
9番 塩谷道子議員	54
1. 休憩（午後4時15分）	60
1. 再開（午後4時30分）	60
4番 荒井 克議員	60
8番 酒井義光議員	63
12番 道下政博議員	66
1. 閉議（午後5時28分）	72

第2号（12月11日）

1. 出席議員、欠席議員	73
1. 説明のため出席した者	73

1. 職務のため出席した事務局職員	73
1. 議事日程（第2号）	74
1. 議事日程（第2号の2）	74
1. 本日の会議に付した事件	74
1. 開 議（午後1時30分）	75
1. 議事日程の報告	75
1. 会議時間の延長	75
1. 議案等上程（議案第78号～議案第107号、承認第14号、請願第17号～請願第19号）	75
1. 委員長報告	75
1. 委員長報告に対する質疑	78
1. 討 論	78
1. 採 決	81
1. 諮問上程（諮問第2号）	82
1. 質疑・討論の省略	83
1. 採 決	83
1. 議会議案上程（議会議案第14号～議会議案第17号）	83
1. 質 疑	84
1. 討 論	84
1. 採 決	84
1. 質 疑	86
1. 討 論	86
1. 採 決	86
1. 質疑・討論の省略	87
1. 採 決	87
1. 休 憩（午後2時29分）	87
1. 再 開（午後2時30分）	87
1. 議会議案上程（議会議案第18号～議会議案第20号）	88
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	88
1. 採 決	88
1. 閉会中の継続調査	89
1. 会期中の閉会	89
1. 閉 会（午後2時38分）	89
1. 署名議員	90

平成24年12月 4 日（火）

○出席議員（18名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広	監査委員事務局長	橋 屋 俊 一
消 防 長	西 田 伸 幸	消 防 次 長	浅 木 喜久男
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	田 縁 義 信
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	財 政 係 長	杉 田 純 也
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 1 号）

平成24年12月 4 日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案一括上程（議案第78号～議案第107号、承認第14号）

（質疑・委員会付託）

議案第 78 号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 79 号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 80 号 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算
（第 1 号）

議案第 81 号 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 82 号 平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 83 号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 84 号 平成24年度津幡町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 85 号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第 86 号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第 87 号 津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議案第 88 号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第 89 号 津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条
例について

議案第 90 号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す
る基準を定める条例について

議案第 91 号 津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための
効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第 92 号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例について

議案第 93 号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の剰余金の処分等に関す
る条例について

議案第 94 号 津幡町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 95 号 津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基
準を定める条例について

議案第 96 号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 97 号 津幡町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例について

議案第 98 号 津幡町町道の構造の技術的基準を定める条例について

議案第 99 号 津幡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について

- 議案第100号 津幡町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について
- 議案第101号 津幡町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第102号 津幡町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 津幡町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 津幡町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
- 議案第105号 津幡町水道法施行条例について
- 議案第106号 「津幡町営土地改良事業の施行について」の議決の変更について
- 議案第107号 町道路線の認定について
- 承認第14号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第6号））

日程第4 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○南田孝是議長 ただいまから、平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○南田孝是議長 本日再開の12月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月11日までの8日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

○南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本12月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において12番 道下政博議員、14番 谷口正一議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○南田孝是議長 日程第2 諸般の報告をいたします。
本12月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長に出席を要求いたしました。
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。
次に、本日までに受理した請願第17号から請願第19号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年9月分および10月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。
写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議案等上程の件を議題とし、議案第78号から議案第107号まで、および承認第14号を一括上程いたします。
これより町長に提案理由の説明を求めます。
矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、本年、第2回津幡町議会定例会2月会議から、北陸3県では初となる通年議会が試行され、この間、議員の皆さまにおかれましては、決算審査特別委員会の指摘事項を次年度の予算に反映させるべく、9月会議の散会后、速やかに特別委員会を開催するなど、さまざまな議会改革に取り組んでいただきました。また、緊急の行政課題への迅速な対応も図っていただきながら、通年議会における課題や改善点の洗い出しも行われ、いよいよ来年1月からは正式に実施となる予定と伺っております。今後も町民の負託にこたえていただくべく、活発な議会活動をご期待申し上げますとともに、私ども執行部に対しましても温かいご指導とご支援をお願い申し上げます。

さて、ことしも残すところ1か月足らずとなりました。この1年を振り返りますと、2月に瓜生地内の県道で土砂崩れが発生し、一時的に集落が孤立する事態が発生したほか、4月には爆弾低気圧により台風並みの暴風が発生いたしました。これらの災害につきましては、幸いにも人的被害がなく安堵したところでございますが、万が一の大災害に備え、3月に福岡県岡垣町と、10月には和歌山県上富田町とそれぞれ災害時相互応援協定を結びました。11月には避難所における段ボールベッドや間仕切り製品を迅速かつ優先的に供給していただける支援協定を白山市のユーエスカートン株式会社および兵庫県のセッツカートン株式会社とも締結いたしました。一方、固定電話や携帯電話などの通信手段が途絶えた場合でも、緊急時や大災害時には正確な情報伝達の手段として整備をしておりますデジタル防災行政無線も、今年度末には完成いたします。町民の安全、安心の確保のために、今後もできる限りの災害対策を講じてまいりたいと思っております。

また、11月23日に津幡中央地区自主防災クラブの皆さまが、24年度自主防災組織知事表彰を津幡町では初めて受賞いたしました。地区内の認知対応型共同生活介護施設であるグループホームと連携しての避難誘導訓練を実施していることが高く評価されたものと聞いております。大災害に対して被災直後の公的な支援には限界があります。自主防災クラブの皆さまには、今後も地域に密着した活動のもとに、地域の防災に対する意識の高揚とさらなる地域防災活動を願うものであります。

次に、町福祉センターのホールを主会場に、11月3日から2日間にわたり工業展が開催されました。津幡町商工会主催によるもので、津幡町では初めての開催と聞いております。当日は、町内の企業40社による製品や技術の紹介があり、町内企業の仕事内容をより身近に感じることができた工業展であったと思います。このように企業の魅力を発信できたことは、地元企業への就職希望者の増加も期待でき、町にとっては、企業誘致活動の後押しにもなっているところでございます。

また、当日は科学のまちづくり事業の一環として、この工業展の一角に「科学コーナー」を設置していただきました。科学のまちとしての土壌を将来にわたり育むことを目的として、町の政策アドバイザーを初め、町内の小中学校、津幡高校、石川工業高等専門学校の理科や科学などの先生に委員をしていただいている科学のまち推進委員会の提言や助言のもと、小中学校では科学教室を、保育園や幼稚園では科学の遊び事業などをこれまで実施してまいりました。本年は、2月に講演会やJAXA宇宙航空研究開発機構による小惑星探査機「はやぶさ」の展示をいたしましたほか、

サイエンススクールも多数開催させていただきました。8月には、科学の実験や観察を通じて科学を身近に感じていただこうと、小学生、中学生を対象に「シグナス科学クラブ」を立ち上げました。また、大人にも科学に関心を持っていただこうと88組の親子が参加してのペルセウス座流星群を観測する親子天体観測会も開催いたしております。さらに、今月15日と16日には、小中学生の科学研究の発表や脳科学者の茂木健一郎氏の講演会、福井県立恐竜博物館のご協力をいただきながら恐竜骨格等の展示も開催いたします。ノーベル物理学賞を受賞されました朝永振一郎博士の言葉を引用させていただきますが「ふしぎだということ　これが科学の芽です。よく観察してたしかめ　そして考えること　これが科学の茎です。そうして最後になぞがとける。これが科学の花です」。津幡町の科学のまちの土壌は、少しずつ育っていると思っております。将来、ノーベル賞受賞者が津幡町から輩出されることを願いながら、今後も科学のまちづくり事業を進めてまいりたいと思っております。

それでは、本日提案いたしました一般議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第78号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第7号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2億4,070万3,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

12款分担金及び負担金800万円の補正は、保育園保育料の増額でございます。

13款使用料及び手数料50万円の補正は、幼稚園保育料の増額でございます。

14款国庫支出金8,967万6,000円の補正の主なものは、障害者自立支援給付事業などの社会福祉費負担金や地域介護・福祉空間整備事業などの社会福祉費補助金、さらに国の経済危機対応・地域活性化予備費を活用した道路橋梁費補助金の増額と子ども手当費および児童手当費の支給実績の減に伴う児童福祉費負担金の減額などでございます。

15款県支出金4,579万2,000円の補正の主なものは、障害者自立支援給付事業や国民健康保険基盤安定負担金などの社会福祉費負担金や心身障害者医療費助成事業の社会福祉費補助金などの増額と子ども手当費および児童手当費の支給実績の減に伴う児童福祉費負担金や中山間地域等直接支払制度事業費確定による農業費補助金の減額などによるものでございます。

18款繰入金4,683万7,000円の補正は、特定健診受診者の増加に伴う国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計繰入金の増額のほか、財源調整による財政調整基金からの繰入金が主なものであります。

20款諸収入339万8,000円の補正は、介護予防給付利用者の増加に伴う介護予防サービス事業収入と前年度の後期高齢者療養給付費負担金の確定による返還金が主なものであります。

21款町債4,650万円の補正は、国の経済危機対応・地域活性化予備費を活用した道路橋梁債の追加と防火水槽設置事業費の確定および国庫補助財源充当による消防債の減額でございます。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

1 款議会費減額240万4,000円の補正は、職員給等の減額が主なものであります。

2 款総務費減額1,155万1,000円の補正は、地域主権改革一括法に係る町例規のデータ作成委託料の増額や町の長期借入金を管理する起債管理システムが老朽化したことによる更新費用の追加などがあるものの、それを上回る職員給等の減額があったものでございます。

3 款民生費1億2,348万8,000円の補正は、給付実績の増に伴う障害者自立支援給付費や心身障害者医療費助成事業費、国民健康保険基盤安定繰入金などの増額や25年度から民間事業所で開始

される定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業サービスの準備経費に係る地域介護・福祉空間整備事業費の追加などによる増額と制度改正による支給実績の減に伴う子ども手当費や児童手当費、さらに職員給等の減額が主なものであります。

4款衛生費2,033万5,000円の補正は、本年度より支給対象を拡充した子ども医療給付費や乳児予防接種ワクチンが3種混合から4種混合に変更となる感染症予防費などの増額に加え、4月1日付で実施した機構改革に伴う人員配置による職員給等の増額が主なものであります。

6款農林水産業費10万円の補正は、町内4地区における町単土地改良事業に加え、修繕費の不足に伴う農村公園管理費や倶利伽羅塾管理費の増額と事業費確定に伴う中山間地域等直接支払制度事業費のほか、職員給等の減額が主なものであります。

7款商工費1,445万2,000円の補正は、町内2企業の事業拡張に伴う商工業振興促進助成費の増額のほか、職員給等の増額が主なものであります。

8款土木費9,951万5,000円の補正は、国の経済危機対応・地域活性化予備費を活用して、通学路となる町道川尻17号線ほか6路線の改修と湖北大橋の長寿命化を行うほか、住宅リフォーム助成事業費などの増額と職員給等の減額が主なものであります。なお、住宅リフォーム助成事業につきましては、299件の利用申請があり、助成総額約5,500万円に対し、その経済効果は約4億9,000万円と推測しているところでございます。

9款消防費の減額94万5,000円の補正は、防火水槽設置事業費の確定に伴う減額のほか、倉見分団車庫サイレン吹鳴装置の修繕費と職員給の増額によるものであります。

10款教育費減額228万7,000円の補正は、小中学校施設や体育施設の修繕費、それに中学校の全国大会等派遣費などの増額や学校開放などに係る生涯スポーツ振興事業費の増額などがあるものの、それを上回る職員給等の減額があるものでございます。

第2表債務負担行為補正は、中学生海外派遣交流事業について、事業の期間および限度額をそれぞれ表のとおり追加するものであります。

第3表地方債補正は、防火水槽設置事業の限度額を変更するほか、経済危機対応・地域活性化予備費による道路整備事業および橋梁補修事業に係る起債の限度額をそれぞれ表のとおり追加するものであります。

議案第79号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1億5,927万4,000円を追加するもので、医療費の増加に伴う療養給付費および高度療養費の増などが主なものであります。

議案第80号 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ36万5,000円を追加するもので、空調設備の修繕に係る施設管理費の増が主なものであります。

議案第81号 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加するもので、被保険者の特定健診受診者の増加に係る一般会計繰出金の増でございます。

議案第82号 平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5,252万9,000円を追加するもので、介護サービス利用増による居宅介護サービス給付費および地域密着型介護サービス給付費ならびに介護予防サービス給付費、

特定入所者介護サービス費などの増額が主なものであります。

議案第83号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ8,196万4,000円を減額するもので、汚水管渠整備事業における国庫補助対象事業の減額などが主なものであります。

第2表地方債補正は、公共下水道事業の限度額を表のとおり変更するものであります。

議案第84号 平成24年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、下水道事業受託費の減により収益的収支において減額するとともに、本年4月の町機構改革に伴う人員配置の変更により資本的収支において増額を行うものであります。

議案第85号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、平成24年8月の人事院勧告に準拠し、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員の給与水準の上昇を抑える方向で、昇給制度を改正するものであります。

議案第86号 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法の一部改正により、地方税に関する不利益処分等を行う場合に行政手続法の規定に基づく「理由の付記」が義務づけられたことに伴い、賦課の更正、決定等において、納税者が不利益となる処分を行う場合の理由の提示を義務づけるものでございます。

議案第87号 津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に、交付目的を議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲などを追加し、会派に対する支給を削るものでございます。

議案第88号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、実生保育園の民間移管に伴い、平成25年3月31日をもって実生保育園の項を削るものでございます。

議案第89号 津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、助成の対象に配偶者暴力防止法に規定する保護命令を受けた児童を養育する母または父を追加するものでございます。

議案第90号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例および**議案第91号** 津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、地域主権一括法による介護保険法の改正に伴い、介護サービス事業に係る人員、設備および運営ならびに効果的な支援の方法に関する基準をそれぞれ定めるものであります。

議案第92号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、病室を状況に応じて柔軟に有効利用するため、一般病床のうち亜急性期病床の数を定めている部分を削るものでございます。

議案第93号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の剰余金の処分等に関する条例および**議案第104号** 津幡町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について。

本案は、地域主権一括法による地方公営企業法の改正に伴い、法定積立金の積立て義務が廃止され、条例等により利益および資本剰余金の処分等が可能となったため、毎年度生じた利益の処

分方法および積立金の取り崩しについて、それぞれ定めるものでございます。

議案第94号 津幡町都市公園条例の一部を改正する条例について。

本案は、都市公園の配置および規模に関する技術的基準および公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準が地方自治体に委任されたため、その基準を定めるものでございます。

議案第95号 津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例および**議案第100号** 津幡町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例については、地域主権一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、高齢者等が安全に利用できるように必要な特定公園施設の設置に関する基準および安全に移動するために必要な道路の構造に関する基準が地方自治体に委任されたため、その基準をそれぞれ定めるものでございます。

議案第96号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例および**議案第97号** 津幡町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例については、地域主権一括法による公営住宅法の改正に伴い、入居収入基準および公営住宅の整備基準が地方自治体に委任されたため、その基準をそれぞれ定めるものでございます。

議案第98号 津幡町町道の構造の技術的基準を定める条例および**議案第99号** 津幡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例については、地域主権一括法による道路法の改正に伴い、町道の構造の技術的基準および道路標識の寸法の基準が道路管理者に委任されたため、その基準をそれぞれ定めるものでございます。

議案第101号 津幡町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について。

本案は、地域主権一括法による河川法の改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準が地方自治体に委任されたため、その基準を定めるものでございます。

議案第102号 津幡町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴う引用条項の改正と町の事務事業における措置について整備を行うものでございます。

議案第103号 津幡町公共下水道条例の一部を改正する条例および**議案第105号** 津幡町水道法施行条例については、地域主権一括法による下水道法および水道法の改正に伴い、施設に関する構造および維持管理基準などが地方自治体に委任されたため、その基準をそれぞれ定めるものでございます。

議案第106号 「津幡町営土地改良事業の施行について」の議決の変更について。

本案は、中山間地域総合整備事業倶利伽羅地区の町営土地改良事業について、河内工区の事業計画の一部を変更し、あわせて事業実施期間を2か年延長するものでございます。

議案第107号 町道路線の認定について。

本案は、町道渦端77号線を道路法第8条第2項の規定により町道に認定編入するものであります。

承認第14号 専決第16号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正は、11月16日に衆議院が解散したことにより、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査に必要な費用として、歳入歳出それぞれ1,335万円を増額補正する専決処分をしたものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第78号から議案第107号までおよび承認第14号は、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○南田孝是議長 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 7番、角井です。

先ほど、この議場へ入りますと、余分な議席が撤去されまして大変広々と感じました。そしてまた、この一般質問のこの壇上、高くなっておりまして大変原稿が読みやすくなっております。このように改善をいただきまして本当にありがとうございます。より一層、議員として励まなきゃなんなという思いで一般質問します。

まず最初に、いじめを見逃さない学校づくりについて、早川教育長にお尋ねをいたします。

石川県教育委員会は、2006年に作成されたいじめ対応マニュアルを大津市など各地のいじめ問題を受け適切な対応を図るために、ことしの10月に全面改訂いたしました。各公立学校は校長をトップにし、いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校、風通しのよい学校づくりを推進し、児童生徒が安心して学べる環境を整える基本姿勢が示されています。職員一人一人がそれぞれの立場で定期的に点検し、その結果を職員が共有し、改善することとなっています。そして、いじめる側の心理やネットいじめの特徴、犯罪に該当する可能性がある行為を分かりやすく紹介し、いじめの対応と指導、考察事例も記載され、適切に対応ができる内容となっています。今後、県教育委員会の基本姿勢をもとに町教育委員会は適切な対応を図っていくと思いますが、2点にわたり質問をいたします。

まず1点目は、これは文部科学省が発表した案件であります、文科省は、いじめの早期発見、早期対応を図るために、2013年度にスクールカウンセラーを全公立中学校に配置すると発表して

います。町教育委員会では来年度、この中学校に配置されるのか、お伺いをいたします。

さらに、教職員の改善を図るため、来年度から5か年計画でいじめ対応教諭を1,600名全国に配置すると発表しました。教諭は学級を担当せず、生徒指導や警察との連携を行うとなっていますが、今後、そのことについても配置されるのか、お伺いいたします。

2点目、県教育委員会が改正したいじめ対応マニュアルで、具体的事例として書かれている項目があります。その内容は、保護者から子どもが入院したとの連絡を受け、担当教諭が調査したところ、他のクラスの暴力が原因であると分かったと。しかし、加害生徒は非を認めていないと。学校の対応は、校長は被害者の立場に立ち、保護者に対し警察へ被害届を提出するように言った。さらに、学校は警察と連携し、事実関係の把握に努め、加害生徒への指導および保護者への説明と協力を求めたというふうに記載をされております。

あくまでもこれは私の私見ではありますが、校長が被害を受けた保護者に警察へ被害届を提出するようになぜ言うのかな。ことさら問題を大きくしますし、被害届を出すか出さないかは、保護者の判断に委ねるべきであろうかなと。学校は事実関係を把握し、加害者と保護者に毅然とした態度で対応を図ることが責務であると思います。また、学校への警察の介入は安易に行うべきでなく、警察が介入することにより生徒たちへの心理的動揺も大きいものと考えます。これはあくまでも具体事例として書かれていますが、これは県教育委員会が示していることです。

以上、2点にわたり、この事例が発生した場合に町教育委員会としてどのような対応を図るのか、教育長にお伺いします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 ご質問にお答えする前に、8年前にこの立場に立たせていただいたとき、私も学校現場におりまして、学校内外で、いわゆる校内暴力という状況が多数ございました。その後、当然学校は命を大切にする教育とか、教師の資質を高めるとか、さまざまなことを行ってきたわけですが、何よりも私一番感謝しておりますのは、地域の方が子どもたちに目を向けてくれるようになりました。声をかけてくれるようになりました。以前は、例えば外でいろんなことがあっても、あまり子どもをどうしたらいいか、子どものためにどうしたらいいかっていう観点からの声、連絡がなかったんですけども、最近は本当に地域の方々が声をかけてくださるような津幡町になったというふうに思っています。これがものすごい力を発揮しておりまして、子どもたちはみんなに見守られているという思いで健やかに伸びる、そういう子どもたちが多くなったんじゃないかと思っています。また、スポーツだけではなくて、文化面の例えば囲碁である、将棋である、かるた等々、踊り等と、本当に多くの文化的な活動も子どもたちを対象にして子どもたちがそれに参加するようになってきました。多くの方のボランティアの活動で見守り、下校時の見守り等もそうです。ということで、今、津幡町の子どもたちは健やかに、だんだん健やかに、一段と健やかに成長を続けているんじゃないかなというふうに思っています。そういう過去を振り返りながら、角井議員のいじめを見逃さない学校づくりについてのご質問にお答えいたします。

約15年前の平成9年、兵庫県須磨区で神戸連続児童殺傷事件が起きたことは世の中に大変な衝撃を与えましたし、残念ながらそれ以降も平成15年の長崎市で12歳の少年が立体駐車場で男児を突き落とすという事件や平成16年の長崎県佐世保市での小学校6年生の女児同級生殺害事件、そしてまたその翌年、平成17年、山口県光市での男子高校生爆発物教室投げ込み事件など、子ど

もによる重大事件が本当に多数相次いで起きました。当然のことですが、関係機関ではこうした事件の背景を探り、そして対応策を講じてきました。学校教育におきましても命を大切に教育が積極的に取り入れられ、各学校、地域、家庭、社会全体においても、今日まで心の教育の取り組みに大きく力を入れてきたところでございます。しかし今、また全国でいじめ問題での適切な対応が求められていることはご承知のとおりでございます。

津幡町教育委員会でも、県教育委員会との密なる連携のもとで、いま一度いじめ対応マニュアルの見直しを行い、各学校に校長をトップとしたいじめ対策チームを編成し、いじめを見逃さない早期発見、早期対応を図る体制の確認を行いました。

さて、ご質問の1点目、来年度スクールカウンセラーの中学校への配置を考えているか。また、いじめ対応教諭の配置を考えているかとのことですが、スクールカウンセラーにつきましては現在両中学校と小学校1校に、ただ週1回、1回4、5時間という状況で配置をいただいております。また、配置のない小学校でも、中学校に配置されていますスクールカウンセラーに相談を希望すれば相談をすることができるという状況であります。町教育委員会では、これまで配置校や相談時間の拡大を要望し、現在の配置状況に至ったところですが、最初は中学校1校だけで始まりまして。現在は2校になってるんですが、相談希望が増加している現在、生徒、保護者の希望に十分に対応できているとは言えません。今後も引き続き、県教育委員会に増員や時間の拡大を求めてまいりたいというふうに考えております。

また、いじめ対応教諭の配置についてですが、いじめ対応教諭は文科省のこの間出たものによりますと、全国で1,600人程度と示されました。対して、全国47都道府県の公立の中学校は約1万校ということで、配置の実現には厳しい現状もあるかと思っております。何よりそのいじめ対応教諭の配置を要望しなくてもよい学校づくりに一層励みたいというのが思いでございます。

ちなみに、現在両中学校ともに生徒指導教諭の加配、これは授業時数が大変少ない時間でいただいているわけですが、加配やいじめ対応アドバイザーの派遣を県より受けまして、いじめや不登校生徒等への対応に当たっているところでございます。

また、町独自では、平成18年度より町教育センターの専任指導員が各学校を訪問いたしまして、学校の現状、児童生徒の様子を伺い、そして相談を受けたり、指導、助言も行ってきております。また、今年度から不登校傾向にある生徒への学級外学習支援や相談活動を行う取り組みを行って来ておりますが、現在までは退職教員の方々の協力によりまして学習支援を中心に行って来ました。しかし、学校や保護者から相談業務の拡充が求められてきていることから、先月、11月から新たにスクールカウンセラーの経験もある、そして社会福祉士の資格を有する方をお願いいたしました。ご快諾いただきまして、各種相談に対応していくこととしたところでございます。

2点目のご質問、いじめ対応マニュアルにある具体的事例と同様の事件がこの町で発生した場合の警察との連携を含めた町教育委員会としての対応についてでございますが、まずは日ごろから早期発見、早期対応、加えて家庭、地域社会との連携を密にして、組織として解決に向け行動すべきだと思っておりますし、これまでも学校にそのように指導し、私どもも一緒に取り組んでまいりました。また、事案によりましては、弁護士等への相談も必要かというふうに認識をしております。そうした取り組みを行ってきている上で、今回示されたような事態が生じたとすれば、警察への被害届の提出も必要だというふうに考えております。

角井議員の言われるとおり、当事者となった児童生徒、また警察の介入による児童生徒全体の

心理的面もしっかりと考慮して対応する必要があると思います。いずれにいたしましても手おくれとなって悲しい結果を生まないためにも、先ほども申し上げましたように、日ごろから早期発見、早期対応、家庭、地域との連携を図りながら、毅然とした対応を図っていきたいと考えております。ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 どうも答弁ありがとうございました。

再質問はいたしません、今ほど教育長が言われる答弁の中になるほどなど。そういう配置をしなくても、そういうことが未然に対応できるようなそういう体制はやっぱり一番いいんでありまして、ただし、最後に警察が介入するかしらないかという問題に対して、それは確かに重大な事件に該当すれば当然これは警察は介入しなきゃならないと思います。しかし、安易に私はやはり警察というものは介入するべきじゃなくて、学校内の問題は毅然として校長が情報公開をして対応を図るべきかなというふうに思っております。そして、最後につけ加えますが、このいじめという定義、なかなか本当にどこまでがいじめなのかという、ふざけてやった行為がいじめなのか、大変これは定義が難しいわけですが、私はやはりこれはいじめられている側に立って、いじめかいじめでないかというその判断を私はするべきではないのかなと。そしてまた、変なモンスターペアレントのような、いろんなことを言うまた家庭もあります。それらには毅然とした対応を図っていただきたいなというふうに思いまして、2問目の質問に入ります。

通告に出しました前文を抜きます。

実は、これは井上地区で認知症安心ネットワークが組織化されまして、実は先日、認知症の搜索訓練が行われるということで、私もその会合に出席をいたしました。その搜索訓練の内容は、まず認知症がいる家庭から行方不明になったということで居住する区長さんのほうへまず連絡が入ると。そして、その区長さんは井上地区の地域安心ネットワークの委員長へ報告をいたします。そして、委員長はすぐ公民館にその本部を設置し、地区の安心ネットワーク委員にそれぞれ伝達をし、集合を呼びかけます。そして、集まった委員の方々を各ブロックに振り分けをして搜索を開始するというのが搜索訓練の内容でありました。

そのときに私は、果たしてこういう小規模の搜索訓練でいいのかなと。これは、行方不明になったその認知症の方の命にもかかわる問題でありますし、こういう小さな組織の中で行うべきじゃないのかなという気がしまして、そのとき包括センターや社会福祉の職員がいましたので聞きました。「これちょっと、もっと大がかりな搜索が必要じゃないのか」と。「単独でこの搜索を行うのか」というふうに聞いたところ、「そうです」と。「単独で行う」というふうに言われました。いや、これは異なことを言うなど。普通、搜索を開始する場合には、当然これは警察に搜索願を出さなきゃなりません。そして、警察から行政に連絡が入り、行政は消防等のいろんなそういう関係機関に一応通報いたします。そして、その一つが、私は認知症ネットワーク、地域のネットワークがその役割を果たすのではないかなという気がしております。これは非常に、その地域を預かる委員長には大変荷が重いなということを感じました。

これはこれから町全域にわたり、このネットワークを恐らく行政のほうでは今後推進していくだろうと思います。ぜひとも私は、今回、井上地区で示されたようなそういう搜索訓練ではなく、あくまでも警察へ搜索願を出したという想定のもとで、この訓練は行うべきであろうと思ってお

ります。

板坂部長にご答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 認知症安心ネットワーク搜索訓練の取り組みについてのご質問にお答えします。

地域住民の皆さんが主体となつて行う認知症行方不明者搜索訓練は、一昨年度の津幡地区、昨年度の笠谷地区に引き続き、今年度は井上地区で実施していただきました。昨年、井上地区は区長さん、民生児童委員さん、各種団体や事務所の代表者の方々と構成された地区認知症安心ネットワーク推進委員会を立ち上げ、研修会を通して認知症の方への理解を深めていただくとともに、地域での支え合い、見守りの意識向上を目的に、地区委員会主催で認知症対応訓練が実施されました。また、去る11月9日に行われた井上地区認知症行方不明者搜索訓練では100名余りの方々に参加いただき、訓練が成功裏に終了しております。このように認知症に優しいまちづくりを目指し、井上地区の皆さんが率先し積極的に取り組まれていることに対し、深く感謝申し上げる次第であります。

今回の搜索訓練では、認知症で行方が分からなくなった方の家族が地元の区長さんに連絡し、さらに区長さんが地区認知症安心ネットワーク推進委員会に搜索を依頼するという方法で行われました。搜索依頼を受けた地区委員会では、その後、委員長さんが中心となつて地域内を独自のネットワークにより搜索を開始するというものでした。実際のケースでは、一般的にご家族が最初に警察へ搜索願を出し、搜索方針の決定をした後、消防、役場、地元区長さんに連絡が入るかと思っております。今回の訓練では、地区委員会の組織内での動きに焦点を当て、情報伝達から搜索に至るまで、地域住民の皆さんがそれぞれの立場でどう行動すべきかということを認識していただくものでした。

したがって、今回は警察など他の機関との連絡体制までは訓練内容に入っておりませんでした。角井議員が言われるように、実態に即した搜索を行う上では初動対応と搜索に当たる機関同士の連携と情報の共有化を図ることが大変重要であります。今回の訓練では当日の一般参加者も多くいることから、訓練内容を正しく理解、認識していただくため、町として地域の方が行方不明になってからの警察、消防、役場等の動きを訓練の初めに説明しておく必要があったと思い、反省もしているところでございます。

今後は実態に即した効率的かつ効果的な搜索活動が実践できるよう、現在整備中のデジタル防災行政無線の活用も視野に入れ、地区委員会が関係機関とどのように連携を図っていけばいいのか、地域の皆さんと一緒に考えながら訓練内容の充実を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 答弁ありがとうございました。

そういう方向で訓練をされるということであるので、あえて再質問はいたしません。私はこの訓練を通じまして、やはり地域で認知症の方とその家族を理解するということは、大変これは重要なことであると思います。えてして、認知症のいる家庭は隠したくなるような、そういう風潮であります。私はやはりそういう家庭に対しては堂々と、堂々というのでも安心してその家に

はこういう方がいるんだということを言えるような、そういうやはり地域行政にさせていただきたいなというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で7番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔でございます。

私が一般質問をしようと言ったやさきにトンネル崩落事故がございまして、日ごろからの安全点検というのは、いかに重要なことであるかということを改めて認識した上で質問をさせていただきます。

第1問目、防災協定協力者の意義について。

9月1日は、1923年、大正12年9月1日に起きた関東大震災の教訓を忘れないとの意味も含めて1960年、昭和35年に制定されました。広く国民が台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害について強く認識を深め、次の災害に備えを怠らないよう充実、強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るために設けられております。

生命、財産、暮らしを守るためにも、防災訓練は最も重要と考えられます。自分たちの暮らしている地域の実情をよく知っておくことは、防災活動の上で最も重要であります。また、一人一人が防災の知識と技能を得ているのか。お年寄りや体の不自由な方、ひとり暮らしの方の対応等、いま一度、住んでいる地域を見て回り、生活空間の点検をしてはいかがでしょうか。がけ地の看板、ガラスの落下、学校、集会場、避難場所、公園等の再点検が必要ではないでしょうか。地域の危険箇所の点検が重要であります。

ここで質問します。

町は災害に備えていろんな機関と災害協定を締結されています。災害に強い町として災害協定を今まで締結されている機関はどこですか。町は協定協力者全体会議を開催し、我が町のため勉強会をしたことがありますか。有意義な意見もあると思うが、開催したのならば、どういう開催内容であったかお伺いいたします。先般、町の防災総合訓練が開催されましたが、協定協力者はどれだけでしたのでしょうか。町は協力者に協力要請はされたのでしょうか。不参加協力者は防災総合訓練の実施を知らなかったのでしょうか。町民は協定されている機関に頼ることなく、一人一人がそれぞれの意識を持ち、生命、財産、家族を守りたいと思います。町民に協定を締結されている事項は何なのか知らせる義務があると思いますが、協定者の協力人数、それぞれ分担内容も含め、詳しくお答え願います。また、広報等にも掲載されるようお願いします。

次に、避難場所への経路の道路事情および照明、看板等は万全なのでしょうか。各集落の区長さん等と話し合ったことがあるのか。道路管理の実情をすべて把握されてるのか。

総務部長にお尋ねします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 西村議員の防災協定協力者の意義についてとのご質問にお答えいたします。

まず、災害協定の締結先でございますが、金沢市など自治体等との相互応援協定として7件、消防相互応援協定として6件締結しております。中でも、金沢市とは災害時相互応援協定に基づき、災害時における飲料水の確保を目指して、災害時相互給水に関する協定も締結いたしており

ます。これに基づき、両市町の水道管を県道森本津幡線の太田地内で連結し、平成22年11月17日には相互給水の訓練も行っております。

自治体等以外の協定締結先は、災害時における応急対策活動に関する協定として、河北郡市土建協同組合、津幡町管工事協同組合、石川県電気工事工業組合、河北造園緑化協会、一般社団法人北陸電気保安協会と締結しております。また、災害時における物資の供給に関する支援としては、財団法人石川県LPGガス協会河北支部と、そして先月19日には段ボール製品を扱うユーエスカートン株式会社、セツカートン株式会社と締結しております。災害時の医療救護に関する支援として社団法人河北郡市医師会と、災害時における緊急放送に関して特定非営利活動法人FMかほくと、災害時における災害救助犬の出勤に関して特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会と、災害時における津幡町と郵便局間の協力に関して津幡町内の郵便局とそれぞれ締結しており、合計で25件の締結をしております。なお、協定の名称および締結先等につきましてはホームページにも掲載させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

全体会議をしたことがあるかとのことにつきましては、現在まで開催したことはありませんが、それぞれ分野が異なる業種になりますので、会議を開く必要はないと思います。それぞれの機関との協定締結時に役割をうたっておりますので、それに基づいて防災訓練に参加し、実際に経験していただくことが重要であると考えております。

次に、今年度の町防災総合訓練に参加いただきましたのは、社団法人河北郡市医師会に所属する津幡町医師会から3名が応急救護所開設訓練に、そして河北郡市土建協同組合から5名が水防訓練に参加をいただきました。毎年参加していただいている一般社団法人北陸電気保安協会は、私どものところのように毎年参加しているところ以外の他の市町の訓練開催日と重複したため参加いただけませんでした。応急対策活動に関する協定がそろった平成21年度の防災総合訓練には、多くの機関に参加をいただいております。石川県電気工事工業組合におかれましては、北陸電力株式会社石川支店の協力のもと、電気施設応急復旧訓練に20名が参加いただいたのを初め、特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会から搜索訓練に4名が、河北造園緑化協会からは5名が河北郡市土建協同組合同様に水防訓練を、そして特定非営利活動法人FMかほくが災害時緊急放送訓練として訓練の様子を生中継していただきました。

毎年参加していただける機関もあれば、参加に当たり費用が発生するため数年おきの参加を希望される機関もあります。また、訓練想定によって参加依頼をするという機関がございますが、防災訓練の実施を知らなかったということはないと思っております。中には都合がつかず参加いただけない機関もございますが、ごく一部であり、ほとんどの機関は協力的で、大変ありがたく感謝いたしております。

道路事情等につきましては、区長さま方から災害時のみならず、通常時における安全対策をも踏まえ、いろいろと要望をいただいた折には、その都度可能なことから対応させていただいております。

以上でございます。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 ありがとうございます。

協定をたくさん結んでいるということがよく分かりましたし、またこれを町民に周知させていただきたいと思いますが、やっぱり最も大事なことは、自分らが住んでいる地域をよく知ってい

る区長さん等との話し合い、会議を頻繁に行い、やはり即対応をしていくような体制をとるよう
にしていきたいと思います。形だけの協定はあそこ結びました、こことも結びましたと言いま
しても、そういう災害に対しては時間的に間に合わないものもありますんで、やっぱりその地域は
地域で守っていくというような方向で今後いつてほしいなとそういうふうに思います。

続きまして、第2番目の質問に移らせていただきます。

社会資本整備の充実についてであります。

町民生活の安全、安心の確保につながる事業として、広域交流ネットワークの整備として、町
長は今後どのように考えているのかお尋ねします。

1つは、私は以前に、主要地方道高松津幡線の加賀爪から津幡駅までの消雪装置について、こ
れは国道、今は県道だと思うんですけども、一般質問させていただきました。県へ要望しますと
いうお答えでございました。その後、担当課へ経過を聞いたところ、要望をしたとのことでした。
端に紙面でのお願いで実現できるものなのかお尋ねしたいと思います。実現に向かって、町長は
どのようにされたのでしょうか。この道路は以前、国道159号で、バイパスができてから主要地
方道になり、町民だれしもがこの道路を利用している最も重要な路線であると思います。公共施
設もあり、またバス路線でもあり、実施の可能性、緊急度、重要性について、町長はどのよう
にお考えですか。町長は行政すべてに誠意をもって対応されていると思います。もう少し社会資本
整備について熱意を持って汗をかいていただきたいと思います。いかがでしょうか。

また、2つ目は、新幹線開業まであとわずかです。津幡町として「木曾義仲と巴」のNHK大
河ドラマの実現に向け、看板を設置されました。先日、新聞で小矢部に新幹線開業までにアウト
レットモールができると報道されていまして。北陸で初めてとのこと。このように、津幡町
にも年間を通じて誘客が集まるところはどこでしょうか。一つは森林公園であります。冬季期
間はあまり活用されていないのではないのでしょうか。県内外の人は車を、または津幡駅を利用し
てどこへ行くとお思いでしょうか。ボートの町としてもシーズンだけだと思います。1年を通じ
て誘客が集まり、喜ばれる津幡町をどのようにアピールしたいのかお聞かせ願います。私は、J
Rや観光会社へ津幡町の観光スポットをもう少し強くアピールしてはいかがかと思います。

3つ目は、ボートピアが開催されたら利用者がどのルートを通じていくのでしょうか。1つ目
の質問に戻りますが、津幡駅から人は地方道を利用されると思います。消雪のない道路として津
幡駅から津幡町へ来られる方のイメージはいかなものなのでしょうか。

ボートピアまで富山、金沢、能登からの利用者の道路事情は万全でしょうか、町長にお尋ねい
たします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 社会資本整備の充実についてとのご質問にお答えをいたします。

1つ目および3つ目の主要地方道高松津幡線の消雪装置要望のご質問につきましては、平成23
年9月議会定例会におきましてお答えしておりますけれども、主要地方道高松津幡線は県管理の
道路であり、町といたしましても公共交通機関、教育施設等の公共施設が隣接している重要性の
高い路線と考えており、県に対しては石川県町長会の知事要望におきまして、ことしも直接、谷
本知事に重要事項について説明する中で、この主要地方道高松津幡線に対しては説明をさせてい
ただきながらお願いをしているところでございまして、今後もさまざまな機会をとらえながら事

業化に向けまして強く要望していきたいというふうに考えております。

2つ目の新幹線開業に向けて津幡町に年間を通じて誘客できる場所はどこかとのご質問につきましては、ご存じのとおり、俱利伽羅峠一帯は季節ごとの樹木や花木を楽しめるスポットであり、春は桜、秋には紅葉が楽しめます。さらに、歴史国道「北陸道」の散策や源平合戦火牛の計にかかわる史跡めぐりや俱利伽羅不動寺にも年間を通して多くの方々に訪れていただいております。そして、農業公園も加わればもっと集客が見込めるのではないかとというふうにも考えているところでございます。また、石川県森林公園におきましても森林浴など、四季折々の変化に富んだ里山の自然を楽しむことができます。

観光誘客につきましては、ことし4月よりインターネットを活用しての津幡町観光ガイドを展開し、町内外の方々に津幡町の魅力を発信させていただいております。また、12月16日に行われます第5回津幡ふるさと検定におきまして、津幡町への愛着を深めるとともにふるさと愛をはぐくんでいただき、受験者の方々がいろいろな場面で津幡についての情報を発信し、相手に津幡を知ってもらおうおもてなしができるのではないかと考えているところでございます。

なお、富山、金沢、能登からのポートピアまでの道路事情につきましては、津幡町の大動脈である国道8号や159号などの高規格幹線道路がアクセスしており、問題はないというふうに考えているところでございます。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 この件に関しまして、再質問をさせていただきます。

要するに、津幡駅前から加賀爪までが一体いつになったら融雪装置がつけられるのかと。先ほどのご答弁にありましたように、国のことやとか県のことにしましては要望しかできないと、こういうお話なんですけども、今年度はもう無理だと思いますし、お話を聞いてると強く要望はしておいでということなんで、それなら再来年はできるのかなと思えば、それも何かあやふやな感じに思いますけども、何か新幹線開業までには必ずするというような町長さんの強いご決議か何かはないのか、その辺をお尋ねいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 先ほど来申し上げましたとおり、大変重要な路線というふうに認識をしております、もしこれが町道であるならば来年でも完成させますということは言えるかもしれませんが、いかんせん、先ほど申しましたとおり県の道路でございますので、今、私が勝手に3年後に完成させますということが言えるはずありません。

西村議員におかれましては、議員として町のことをもう少し知っていただくとともに、建設的で具体的な提案をいただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 何か私が認識不足ということなんで……、

〔議席から笑い声あり〕

あれなんですけども、やはりこの津幡町長さんを津幡町民が一致団結して守って、津幡町民の生命をかけて、やっぱり県に津幡町ここにあると、津幡は石川県のど真ん中であると、ここをいいのにせんとってどこをいいがにするという、やっぱり町民全体の町長さんを支援していく、この体制というのが一番大事じゃないかなというふうに思いますんで、ひとつ頑張ってください

たいと思います。

続いて、3番目の質問に移ります。

(仮称)津幡町農業公園についてであります。

津幡町の竹橋、七野地内に計画を進めている農業公園の基本計画が先般の議会全員協議会で説明を承りました。約17.9ヘクタールの用地は土地開発公社の土地であるとのことでしたが、用地を登記された日、何の目的で購入したのか。土地は何筆あるのか。また、立木は何本、こういう重要な立木は何本あるのか。今まで境界は確定されているのか。現地をどのように今日まで管理しているのか。また、この計画用地の中に国有地があるのか、あるとしたら計画ではどのような処理をされるのか。雨水排水等に対する関係集落に説明をしているのか、工事発注までの間、このままの状況でいかなものかということ。雨水排水等、災害が発生しないよう、十分、地元ならびに関係機関と協議され、問題が発生しないよう対策を講じていただきたいが、現在どこまで進めているのか詳しく説明をお願いします。また、工事に着手する際に法的に許可が必要とあるならば、どのような許可が必要なのか。開発行為、林地開発、埋蔵文化財等、詳細にご答弁を町長にお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 農業公園につきましてのご質問にお答えいたします。

まず最初に、土地開発公社の土地についてでございますが、購入の目的につきましては工業団地のためのものでございます。土地の筆数につきましては約900筆でございますが、詳細につきましては必要であれば津幡町土地開発公社理事長の副町長から答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、計画用地の中に国有地はあるのか、あるとしたら計画ではどのような処理をされるのかとでございますが、計画用地の中には、いわゆる赤道、青道と呼ばれる国有地がございましたが、平成14年度から16年度に国有財産特別措置法により町に譲与されており、現在処理の必要はないものと考えております。

次に、雨水排水等について関係集落に説明しているか、工事発注までの間このままの状況でいいのかとでございますが、農業公園基本計画が策定された後に、関係機関との協議、関係集落の方々へご説明すべきものと考えているところでございます。

次に、工事に着手する際に法的に許可を必要とするならば、どのような許可が必要なのかとでございますが、基本計画の策定の後に、西村議員が言われる開発行為、林地開発、埋蔵文化財の調査などについて必要があれば、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 ありがとうございます。

災害が起きないように、町の財産ですから何か起きれば町が責任を問われますんで、その辺そつのないようにお計らいのほどをお願いいたします。

次、4番目。これで最後になりますんで。上下水道施設の管理についてであります。

町は簡易水道および上水道、下水道を整備され、それらは生活に欠かせない重要な水資源であ

ります。埋設の法的耐用年数は40年と伺っております。地下に埋設された管の破損等による道路陥没が全国的にもふえているやに聞いております。埋設管の老朽化はもとより、町として管の埋設台帳の整備は十分されておるのでしょうか。何年に着手し、何パイの管が設置され、材質は何か。そのときの工事費やどこが受注されたのか。また、どの位置に管が埋設されているのか等、職員は当然のこと、だれしも分かるようになっているかどうかお聞かせ願います。

また、現在、今後の維持管理の体制はどのようにされていくのか。上水道および下水道の整備状況の進捗率、加入率についてもお尋ねいたします。未整備地区の計画時期について、100パーセント整備される見通しはいつごろなのか。

宮川環境水道部長に詳しくご答弁を願いたいと思います。

○南田孝是議長 宮川環境水道部長。

〔宮川真一環境水道部長 登壇〕

○宮川真一環境水道部長 上下水道施設の管理についてのご質問にお答えいたします。

上下水道の埋設管の台帳整備については、管路に関する情報を電子データとして整備し、管理しております。具体的には、町の地理情報システム（GIS）の上に管路を表示し、その表示された管路を検索すると、管種、管径、布設年度、工事名および施工業者名、完成図書等を確認することができ、漏水等の事故にも即時対応可能となっております。

また、維持管理については、上水道は破損頻度の高い石綿セメント管の布設替えを計画的に実施し、平成23年度末では水道管延長の約0.7パーセントが布設替えが必要となっております。さらに、日常の点検により漏水の早期発見、修繕に努めております。下水道管渠については、埋設からおおむね10年ごとにテレビカメラによる管内調査を行い、侵入水等が確認された場合には補修工事を実施しております。

整備事業の進捗率につきましては、上水道は現在、計画年度、平成10年度から平成27年度の第8次拡張事業を実施しており、平成23年度末の進捗率は約62パーセントであります。第8次拡張事業は給水人口を4万3,650人で計画しており、現在の人口動向を注視すれば、事業の見直しも必要と考えております。また、上水道の給水区域内における加入率は99.8パーセントとなっております。下水道事業の普及率は公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽を含め94.0パーセントであり、水洗化率は86.4パーセントとなっております。未整備地区の事業完了見通しについては、公共下水道事業は平成37年度を予定しており、上水道および簡易水道の給水区域に包括されていない区域については、地区の意向や状況を踏まえ、整備を順次検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 西村議員。

○2番 西村 稔議員 ありがとうございます。

津幡の人口が4万3,000人を想定して頑張っておいでるということなんで、やはりあと7,000人ぐらい足しまして5万人、津幡市になるように、ひとつそこまで想定してやっていただいたほうがいいんじゃないかなとこういうふうに思って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、10番 多賀吉一議員。

〔10番 多賀吉一議員 登壇〕

○10番 多賀吉一議員 それでは通告に従い、久しぶりに一般質問をいたします。久しぶりに行う熱意と緊急性を考慮していただきまして、いい答弁を期待いたします。

それでは質問いたします。

本年4月から始まった住宅リフォーム助成金制度は9月までの6か月間ではありましたが、大変好評で助成金の累計は12月補正予算を含め、当初1,000万円の予算が先ほども町長の提案理由の説明ありましたように約5.5倍の5,500万円を超えるものになっております。申請件数は先ほどもありましたけれども299件ですか。工事費総額が4億9,000万円ということでありますね。助成金額のさっき電卓をたたきましたが8.9倍ですか、大変効果のあるものとなっていくと思われます。この厳しい経済状況の中、町内の建築関係の業者さんにとっては、大変大きな経済効果があったものと思われます。

この事業は2か年の事業として、来年4月からまた再開されます。そこで、さらなる経済効果をもたらすため、来年度はこの助成金の一定の割合を町内のお買い物券で支給できないでしょうか。お買い物券を発行しているスタンプ会の加盟店は、現在72社あります。スーパーマーケット、酒屋さん、薬局、お菓子屋さん、お米屋さん、美容院等々、さまざまな業種の中小のお店が加盟しており、お買い物券を使用することに当たって、何の不都合もないと思われます。これらのお店は郊外的大型店舗に対抗し、生き残りをかけて必死の努力をしております。

住宅リフォーム助成金の原資は、国・県の補助金は含まれていません。すべて町の一般財源、すべて町民の税金で賄われているものであります。その経済効果の恩恵は、できる限り広く町民に還元されるべきであります。同じ助成金の額を支出するのであれば、すべて現金で支出されるより、お買い物券を含んで支給されることで確実に助成金の一部が町内のお店で使用されます。そしてさらに、二次的な経済効果が広がるものと思われます。また、この買い物券は使用期限が3か月となっており、緊急経済対策としても短期にその効果が期待できます。

来年度の事業再開に向けて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、矢田町長の見解を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 多賀議員の来年度住宅リフォーム助成金のうち一定割合を町内お買い物券で支給できないかとのことご質問にお答えいたします。

本制度は緊急経済対策を基本とした2か年の事業で、本年4月1日からスタートいたしました。今年度につきましては、9月28日をもって一たん受け付けを終了いたしております。今ほど多賀議員のご指摘のとおり、申請件数は299件、交付決定額は5,558万9,000円、全体工事費が4億8,733万8,000円で交付決定額の約8.8倍というふうになっており、町内の71事業者に利用されておりまして、厳しい経済情勢の中で大きな経済効果を上げたものと考えているところでございます。

ご質問の住宅リフォーム助成金の一部を町内のお買い物券で支給できないかということにつきましては、多賀議員がおっしゃられるように、町内で使用できるお買い物券を活用することにより、加盟店であるさまざまな業種の中小のお店にも二次的に経済波及効果が期待できるものと考えられます。しかし、本制度の要綱を検討するに当たり、他の自治体の要綱や取り組み状況を調

査、研究した結果、できる限り町民の皆さまに分かりやすい制度にするため、現金のみの助成としたものでございます。

また、今後も引き続き長期間実施する事業であれば、より町民の方々に利用しやすいように制度の見直しも考えられますが、あくまで2か年の期間限定の緊急経済対策事業でもあり、現時点では制度を根本的に見直すことにつきましては難しいと考えております。しかしながら、利用者本人が現金支給または商品券での支給を選択できるような制度にできないかどうか検討させていただきたいと思っております。

なお、地元のさまざまな業種の中小の商店が加盟している津幡町販売事業協同組合の支援につきましては、今後も引き続きプレミアムつき商品券を発行する際の経費の助成、少子化対策として出生による商品券の交付、また敬老福祉においては長寿を祝い、年齢に応じて商品券を交付するなどの事業を継続し、商業の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 多賀議員。

○10番 多賀吉一議員 ちょっと不完全燃焼なので、再質問させていただきます。

今、町長の答弁の中で、町民に分かりやすいからキャッシュ、すべてキャッシュということと2か年の限定事業だというふうな2点のご指摘があったかと思えます。

2か年の事業であり、内容や制度が変わると好ましくないということでもありますけれども、買い物券を一部含んで支給されることに、利用者にとってどのような不利益が生ずるのか、また利用者がこのことによって大幅に減少するのかという、また町の負担がこれを発行することによってそんなに大きくなるのかという、ちょっとなかなか、当初この事業は4月、1,000万でスタートしたものだと思っております。1,000万のときのすべて助成金キャッシュバックっていうふうなものと、現在、助成金の累計が5,500万を超えるものになったということで、じゃ5,500万を超えるものまた来年度もすべてキャッシュバックかっていうふうになってくると、いや少し一部ぐらい商品券でしたほうが町にもよりよい経済効果が出てくるんじゃないかというふうに感じております。分かりやすいかどうかっていうのは、町のほうがいろんな説明をしまして利用者に理解していただくように積極的に努めていくべきではないかと思えます。

先ほど町長が商品券とキャッシュを選択というふうなこともありましたけれども、選択っていう自由意思であれば、現金だとお買い物もできます。2つ兼ねることができますけれど、商品券だと商店街とかスタンプ会に限られてしまいますので、できればある一定の割合を含んだもので商品券、これでご理解くださいっていうふうな説明を町のほうが利用者の方に積極的にするべきではないかなと思います。

その辺のどこ、ちょっと町長のご見解を伺います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ことしと来年と違うということ、ささいなことであっても違うということであれば、やはり利用者からすると去年と違うじゃないかという声が当然出てくるんであろうと思いますし、やはり条件はなるべく同じにしなきゃならんというふうに私は思っております。さきの議会でも若干要綱を変えればどうやという話もございましたけども、2年間の緊急経済対策で

ということでもあって変えるつもりはないという答弁もさせていただいたところでございます。

今回、多賀議員のおっしゃられるような、例えばその商品券、一定の割合で町がこうしろというようなお話でございますけども、これは私はリフォームやってませんので補助金もらってませんから何とも言えませんけども、もらった方にこれはアンケートをとらなきゃいかんのか、とってもどうなるのか分かりませんけれども、100万円の仕事をしてといいますか、出して、それが80万円の持ち出しで終わってしまうというところに、私はある程度の大きなメリットがあったもんだというふうに思うんです。ですから、今それが町内七十数店舗のお買い物券であったとしても、それが5万円であろうと、3万円であろうと、はたまた10万円、20万円であろうと、やはりリフォームする側の思いというのは違ってくるのではないのかな。ですから、先ほどちょっと申しましたが、検討させていただくというのは、あくまでもことしやったことを踏襲しながら、いわゆる車でいうとマイナーチェンジみたいな形なのかもしれませんけども、利用する側が選択できるような方法であれば、まだ少しは考えてもいいのかなという思いで答弁をさせていただいたということで、ご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 多賀議員。

○10番 多賀吉一議員 実施は4月からですから、まだ時間は十分ありますので、経済効果がすぐ上がるようにまた検討していただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、2問目に移りたいと思います。

9月会議の荒井議員の一般質問の中で、津幡小学校跡地に防災備蓄倉庫を設置できないかという提案がありました。答弁では、当小学校跡地には歴史資料館の建設計画があり困難であるとの答えでした。議会にあまり詳細な内容が示されず、計画が進んでいるようであります。

私が所属する文教福祉常任委員会では、歴史資料館の建設計画を知り、10月に歴史資料館をテーマとした県外視察を行いました。視察した評判のよいどの資料館もそれぞれが特徴があり、画一的に比較はできませんが、共通して言えることは、構想から開館までにしっかりとコンセプトも練り上げ、設計、実施されているということでもあります。ある資料館では、構想から開館まで10年もかかったということでした。また、物品展示ばかりでなく、物語風な映像による展示やリピーターをどのように呼び込むかをいろいろ工夫し、定期的に企画展を催していることも学んできました。

いろいろな市や町で歴史資料館は独自につくられています。自分たちの町の歴史を知り、先人たちの知恵や功績をたたえることは大切なことだと思います。しかし、安易な考え方で単に出土品や古い物品等の展示をするだけでは、将来だれも訪れない施設にもなりかねません。町の中心部に位置し、津幡城跡でもある場所です。建物はもとより、展示や運営に工夫を凝らし、多くの来館者を呼び込み、できれば、まちなか活性化の核となるような施設にさせていただきたいと思います。

そこで質問いたします。

津幡小学校跡地に建設予定の歴史資料館のコンセプトは。どういう考えでどのようなものを目指しているのか。建物の概要は。開館時期は。予算はどのくらいなのか。それと、展示や運営について、どのような工夫を凝らすのか。これは映像による展示というものを考えているかどうかということも含めて、ご答弁願えればと思います。それとか学芸員の採用は予定しているのか。

来館者は年間何人ぐらい想定しているのか。それと、現在この計画の進捗状況はどういうふうになっているのか。

以上、早川教育長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 津幡小学校跡地に建設予定の歴史資料館のコンセプトについてのご質問にお答えいたします。

津幡小学校跡地につきましては、歴史ある津幡小学校が建っていた場所というだけではなく、古くから「大西山」と呼ばれ、津幡城跡、為広塚や河合見風の句碑もあるように、町の重要な史跡が存在し、地域住民の皆さんの思い入れのある場所でもあります。また、この大西山は、旧北陸道が通る交通の要衝として栄えた町の中心部でもあり、近隣の商店街やおやど橋など、津幡の歴史の移り変わりを見ることのできる大変重要な場所でもあります。

近年、金沢のベッドタウンとして急激に発展してきた津幡町ですが、人口増加の一方で津幡らしさが失われていくという状況もあるというふうに感じております。歴史資料館の建設は、この歴史や文化、風土を皆さんに再発見していただきたく、計画をしているものでございます。そして、子どもたちや新しい町民の方々に、知る機会が少なくなった津幡町の歴史をもっと知っていただき、ともに町の将来像を描きながら、町内外へ津幡町のすばらしさを広めていきたいという思いを込めております。

ご質問の歴史資料館の概要でございますが、現在まだお示しできるプランはございませんが、本町の古代から現在に至る歴史が分かる常設展示スペースと定期的な企画展が行えるスペース、そして町民の皆さんのグループが作品展示ができる、そういう町民ギャラリー等を考えております。開館時期についてですが、平成26年度に実施設計、平成27年度に建設、平成28年度開館を目指し、予算につきましては現時点で約1億3,400万円というふうに予定をいたしております。先ほどご質問にありました学芸員の採用、来館者の想定等につきましては、これから検討したいと考えております。

なお、今後、地域の方々や学識経験者等と協議をさせていただきながら、多賀議員がおっしゃいましたご意見と同様に、展示や運営に工夫を凝らし、多くの来館者を呼び込み、まちなか活性化の核となるような施設にしなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 多賀議員。

○10番 多賀吉一議員 どうもありがとうございました。

私の思いと同じ思いで安心いたしました。やはり町なかにつくる歴史資料館、だれも来なくなってしまうのはもう全然おもしろくありません。ぜひ、まちなか活性化の核となるようなものを、すばらしいアイデアを出してつくっていただきたいと思います。

以上で、10番、多賀の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で、10番 多賀吉一議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時00分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時54分

〔再開〕 午後 1 時00分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5 番 中村一子議員。

〔5 番 中村一子議員 登壇〕

○5 番 中村一子議員 5 番、中村一子です。

先ほど、午前中に多賀議員が歴史資料館での質問に対し、教育長が1億3,400万円とおっしゃっていた、その400万は一体何なんだろうと非常に気になりましたが、ここでは質問できません。

〔議席から笑い声あり〕

通告に従いまして、農業公園基本計画を示せということで私の一般質問に入らせていただきます。

この農業公園整備基本構想は、ことしの4月に全員協議会の場で示されました。それを受け、私は6月会議でこの基本構想に関して、主に9項目にわたって一般質問をしました。そのうちの6項目に対し答弁をいただきましたが、残念ながら納得できるものではありませんでした。

年間22万人が利用するという想定は、年中無休で農業公園を開いたとして、1日600人が利用しなければ達成できない数字です。利用者数22万人の根拠は、車で1時間30分の圏内に住む人口が約225万人であるので、その1割が公園を利用するであろうというお話でしたが、私には根拠のない希望的観測としか思えませんでした。また、公園面積約18ヘクタールの実質の農地は全体の6分の1に当たる3ヘクタールであり、農地周辺の8.6ヘクタールに新たにもみじ3,000本を植えて、620台の駐車場をつくるといったような基本構想には違和感と疑問を持ちました。これ正直なところでございます。参加型テーマパークを標榜しながら、実際はもみじ園が中心になってしまっていないか。そんな思いも持ちました。中でも一番聞きたかった3項目の質問、それは農業公園の運営主体、運営形態をどうするか。財源はどうするか。農業公園完成までに幾らかかるのか。維持管理や運営費等に幾らかかると見込んでいるのか。これらについては、まだ答弁をいただいていません。

ことし10月末をめどに基本計画案を策定して速やかに議員に示し、その後、広報、ホームページなどで公開して約1か月間、町民からパブリックコメントを求め、また財源の検討、管理、運営などに要する経費の積算についても10月までに考えたいということでした。しかし、11月を過ぎ、12月になりましたが、その基本計画についてはまだ議会に示されていません。私はこの基本計画策定を急がすつもりはありません。十分に検討された上での計画でなければならないと考えています。また、計画の内容によっては、農業公園の是非が問われるのではないかと考えています。今現在の農業公園基本計画（案）はどうなっているのか。示せるようであれば、その内容を具体的に示してください。

また、パブリックコメントについても質問します。パブリックコメントといえば、過去に子ども読書活動推進計画や障害者福祉計画で町行政は町民からの意見を募集しましたが、今までにはほかにどんな案件に対してパブリックコメントを求めたのか。それに対してどれだけの数のパブリックコメントが町民から提出されたのか。そして、それらは生かされているかどうか質問します。

パブリックコメントだけで住民の声が拾えるのか。形だけのパブリックコメント募集にならな

いように、住民の意見を聞くための工夫が必要ではないか。これからの地方自治にとって、情報公開と住民参加が重要なポイントになると思います。公開シンポジウムを開けという私の質問には「今のところ考えていない」という6月会議の町長の答弁でしたが、もっと情報を公開し、住民が参画するための工夫もするべきではないか。

町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員の農業公園につきましてのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、農業公園の運営主体、運営形態、財源および維持管理費、運営費等の見込みについてでございますけれども、国の補助制度を十分に見きわめ、より多くの財源を確保できるようにすべく検討を行っている中で、このたびの衆議院議員総選挙における各政党の主張の中には、公共事業の拡大や経済対策の拡充などもあり、今後、有利な補助制度の創設も期待されることなどから、農業公園基本計画の策定を半年ないし1年程度延長することを考えております。来年度のしかるべき時期にお示しをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、農業公園完成に係る予算見込みおよび農業公園基本計画につきましては、現時点での内容を来週の議会全員協議会にてお示しさせていただきたいと考えております。

また、今までどんな案件に対してパブリックコメントを求めたのか、どれだけの数のパブリックコメントが町に提出されたか、そしてそれらは生かされているのかとのことでございますけれども、これまで津幡町都市計画道路網再編計画（素案）や津幡町生涯学習推進計画（案）、つばた食育推進計画（案）など7件につきましてパブリックコメントを求めています。コメントにつきましては5件の提案が寄せられており、そのうち2件につきまして計画に反映させていただいております。

次に、パブリックコメントのほかに住民の意見を聞くための工夫が必要ではないかとのことでございますが、本年6月会議で申し上げましたが、委員として地区住民の代表者、農業関係者、学識経験者などにご参加をいただき、仮称ではございますが、農業公園推進協議会を設置し、幅広くご意見を求めてまいりたいと考えているところでございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問させていただきます。

ちょっと予想外の答弁をいただいたかなと思っております。財源と予算等についてですね、今度の全員協議会で示されるというお話でした。これは一般質問で、議会です。ですので、予算、財源等について、この議場で答弁をいただけるものと私は思っていたのですが、ここではお示ししていただけないのかということが一点。

それからもう一点は、推進協議会を設置するのは、この計画が出てからのことなのか、計画をつくる当初から、当初っていうか、その段階からそういったものを設置するおつもりなのか。

それからもう一つ、3つ目は、それぞれのパブリックコメントに対して各何件の対応っていうか、町民からの意見が寄せられたのか。

この3点についてお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほど、答弁の中で簡単に申し上げましたけれども、まず補助金の問題でございますけれども、現時点で言うと、有利、どこまでが有利なのかというのは難しいところですけども、有利な財源がなかなか見出せないという部分もこれありということで、総選挙が終わることによって、終わった後、どういう政権が発足し、そしてどういう政策が各政権政党から示されてくるのか、それを見た段階で有利なものにまたやっていきたい。かなり期間的には1年、2年で終わるものではないというふうに私は思っております。10年以上、20年以上もひょっとしたら最終的にはかかる可能性もあるということであるならば、最初に有利でないものにとっかかった場合に、ずっとその有利でないものを長く続けなければならない可能性があるということで、ならば、わずか半年なり1年ということであれば、有利な財源を求めるためにそういうことがあってもいいのではないかという思いでございます。

それから、協議会ですけれども、当然基本計画が示した後、協議会を発足させてお話をさせていただく。そして、いろんな方々のご意見を伺うということになろうかというふうに思っております。

また、パブリックコメントにつきましては、私どもはやはりいろんな方々のご意見、いいものとするならば、やはり受け入れていかなきゃならんというふうにも思っておりますし、すべてがそんなものだめやというつもりは全くございません。

そういうことも理解をしていただきたいというふうに思います。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

パブリックコメントについてはですね、このこの案件に対しては何件あった、これについては何件あったかっていうことをちょっと報告していただきたいということと、もう一つは、先ほど全員協議会でお示ししますというふうにおっしゃったものですから、その全員協議会で示されるものをここでは示していただけないのかというふうなことを質問させていただきました。

お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 まだ正式にはっきりと決定したっていうわけでもございませんので、10日の全員協議会にあわせて、精度の高いとは言えないかもしれませんが、お示しできるものを示したいという思いでございますし、その前に産業建設常任委員会にもできるならばお示しをさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

なお、パブリックコメントの詳細につきましては担当課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 田縁生涯教育課長。

〔田縁義信生涯教育課長 登壇〕

○田縁義信生涯教育課長 パブリックコメントの件ですけれども、生涯教育課のほうでは今まで2件行いました。1件目はですね、生涯学習推進計画（案）について、それから先般ですね、津幡町子ども読書活動推進計画（案）、その2件についてパブリックコメントを求めました。

それでですね、生涯学習推進計画につきましては、町民の皆さんからはなかったわけですが、子ども読書推進計画につきましては3件ございました。その3件の内容についてはですね、

こういった文言をこういった形に直したほうがいいんじゃないかと、そういったふうなご意見もございまして、その辺を図書館協議会という、そういう推進計画を策定する会があるわけですが、その方々のご意見も伺いまして、どういうふうに直しましょうかとそういったこともやりながらですね、読書活動推進計画のほうにですね、反映をさせていただいております。

以上でございます。

○南田孝是議長 小倉健康福祉課長。

〔小倉一郎健康福祉課長 登壇〕

○小倉一郎健康福祉課長 健康福祉課のほうでは、昨年、食育推進計画、それから障害者福祉計画、2件の計画を策定いたしました。両計画ともパブリックコメントを求めたわけなんですけども、両計画とも一般の方々からのご意見はございませんでした。

以上でございます。

○南田孝是議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 都市建設課からなんですが、パブリックコメントの案件につきましては、津幡町耐震改修促進計画ならびに津幡町都市計画道路網再編計画について行っております。ご意見についてはございませんでした。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 これで2回再質問いたしましたので質問はできませんので、質問はできません。ということでパブリックコメントはゼロに近いのかなと。子ども読書に対して3件あったということで、ぜひこの農業公園のパブリックコメントについては同じことにならないように、ぜひ住民にも町民にも関心を持っていただきたい問題ではないかなと申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

地域防災計画策定に女性の視点を取り入れ、町内外の企業等と災害時協力協定を結べということで質問させていただきます。

ことし8月3日付で津幡町地域防災計画が改正されています。この地域防災計画は1969年に作成され、何度も改正を経て今に至っています。今回の改正の主なものは、3月に福岡県岡垣町と災害相互応援協定を締結し、10月には和歌山県上富田町と同じく災害相互応援協定を結んだことです。また、災害時のための備蓄品は、今まで乾パン、アルファ米、毛布、ポリ容器、簡易トイレ（10セット）、大釜（2セット）だけでしたが、新たに保存水、マスク、簡易便袋、紙おむつ、紙パンツ、生理用品が追加されました。

そこで、地域防災計画に関して質問をいたします。

午前中の西村議員の質問に対して、その答弁で応援協定、かなりたくさんの応援協定が示されていましたが、そこで私はここで提案させていただきたいのです。それは、町内外の近隣のスーパーや卸業者や小売業者、そして町内の民間企業などと災害時の際の協力協定を結ぶことをお願いしたいと思います。

和歌山県や福岡県のような遠方自治体との災害相互応援協定を締結することもいいのですが、災害時の際の食料や生活物資等の供給、協力に関する協定を近隣のスーパーや小売業者、民間企業などと結ぶことのほうがより大切ではないかと思います。

9月27日に、シグナスで防災システム研究所所長である山村武彦氏による「東北地方太平洋沖地震から学ぶ震災の備え」と題した講演会が開かれ、その講演で山村氏は、3日分の備蓄が大切であること、そして地元の物資を地元で分配するという視点に立って調達協定を結ぶことの重要性について話されました。また、10月16日、同じくシグナスで「東日本大震災の災害派遣に参加して」と題し、自衛隊副連隊長の榎木良彦氏による講演会が開かれ、そのお話の中で榎木氏は、3日間頑張ればそれまでには必ず救助に行くから、だから災害時には3日間は自力で生きられるように備えるということが重要である。3秒の自助、3分の共助、3時間の共助、3日の公助、つまり3日間頑張ることの重要性をおっしゃっていました。これら両人のお話を聞いて、改めて災害直後の3日間をどう生きるか、3日分の飲料、食料、生活物資の確保が大切であると思いました。

福岡県や和歌山県の遠方自治体との災害相互応援協定は、その3日間を乗り切った後に、あるいはそのもう少し後に必ず役立つでしょうが、災害時当初の対応については近隣の民間団体や民間企業などへ協力を要請し、そのための協定を平時のときから整えておくべきではないかと思います。

そして2番目の質問です。

地域防災計画の策定、改正は、町防災会議委員会の決定によるものと私は理解していますが、だとしたら、その委員の中に女性は何人いるのでしょうか。

防災会議委員名簿の規定には女性、男性の区別はありませんが、防災会議の委員は会長を町長とし、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所金沢国道維持出張所長、津幡土木事務所長、津幡町警察署長、副町長、町各担当部長、教育長、消防長、津幡町駅長等からなると名簿に記載されています。この肩書きを見ても委員に女性は1人もいないだろうということが推測されます。防災計画策定や復旧、復興過程での政策決定、意思決定の場に女性は1人もいないのが現状です。これはおかしい。委員に女性を入れてください。

2007年3月25日、能登半島地震がありました。震度6強の地震が襲った穴水町で、その1年後の3月22日、女性のための防災会議が開催されました。約500名が参加して、そこで「穴水宣言」が採択されました。穴水町の地区懇談会では「声を出す人は救われるが、声を出さない人はじっと我慢している。ぎりぎりまで我慢して声を出せない人がいることを忘れてはならない」という意見があったそうです。被災地の思い、体験を踏まえ採択された穴水宣言には、学ぶべきことがたくさん書かれています。その中に「女性は災害時に命と暮らしを守るという領域において重要な役割を果たしてきた」とあり、防災計画と復興計画の策定および復興のまちづくりに女性の参画を促進し、女性の視点を生かした計画づくりへの決意がうたわれています。

そして国も、ことし7月に東日本大震災を踏まえ、中央防災会議と防災対策推進検討会議による最終報告書が提出されています。ここでも防災計画や復旧、復興計画には女性の視点が必要であり、地域防災計画や復興計画、避難所運営などの意思決定の場に女性が参画できるよう、地方防災会議の構成等について見直しを行うべきということが確認されています。

石川県の県防災会議は、その委員は全員で60名です。そのうち女性はたった2人だけです。こんなことでは意思決定の場に女性の意見がしっかり組み込まれるとはとても思われません。これは女性の視点の重要性が理解されていないということであり、津幡町にも同様のことが言えるのではないのでしょうか。まず、防災会議の委員に女性を起用してください。また、女性の参画と同

様に障害者や高齢者など、社会的弱者の視点を取り入れるためにも、町障害児・者連絡会議、例えばてんとう虫の会や介護、福祉関連の人たちも地域防災計画の策定に参画できる体制づくりが必要と考えます。

そして3番目の質問です。

海拔表示板の設置をということで質問いたします。

シグナスで震災への備えに関して講演された山村氏のお話について先ほど少し触れましたけれど、その講演の中でもう一つ気になったお話がありました。それは、石川県に津波が来た場合どうなるかということについてのお話で、いろいろな状況、いろいろな津波が考えられるとは思いますが、山村氏は「津波は河北潟に一気に押し寄せてくるでしょう。津幡の町の中に津波が押し寄せてくる」と言われました。県による津波のデータは、津幡町は津波の被害が少ないというような印象を与えていますが、山村氏は河北潟の放水路を越えて津波は一気に津幡町にも押し寄せてくるというのです。津波が来た場合、津幡町は絶対に安全だということではどうもないらしい。絶対安全とは言えないのではないかと思います。

現在、津幡町には海拔表示板が設置されていません。ことしの3月会議で酒井議員による海拔表示の設置を求める一般質問に対し、町長は「県の震災対策部会の津波被害の想定を踏まえ検討する」と答弁していましたが、どのように検討されていますか。海拔表示板の設置をすべきだと思いますが、いかがですか。

以上、3点、町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員の防災関係の質問にお答えいたします。

まず、町内外の近隣のスーパーや卸売・小売業者や民間企業と災害時の際の協力協定を結ぶことにつきましてですが、中村議員がこの提案に当たり参考にされました山村武彦氏の講演内容でございますけれども、3日間の生活物資の確保が必要だということで、近隣のスーパーなどと協定を締結すべきではないかとの提案かと思われます。その3日間の備えにつきましては住民みずからの自助として提案されたものであり、逆に自治体が協定を締結することは、その流通を妨げることになるため避けるべきことと理解をしております。現に東日本大震災では、企業努力で住民に商品を提供している地元スーパーやコンビニエンスストアが大きく報道されておりましたけれども、近隣のスーパー等も同様に被災したため、ほとんどが営業できない状態となりました。住民の安全、安心について取り組む中村議員ですので、そのあたり少し勘違いされたのかなというふうに思います。

なお、中村議員が締結を求める協定とは物資および輸送に関する協定が主なものとお見受けいたします。当町としましても、その点につきましては以前から検討しているところであり、町内全域が被災した場合でも物資の供給が可能となるような県外に拠点を持つ大手スーパーやホームセンター、清涼飲料水のメーカーなどとの協定の締結に向け、一部協議を進めているところでございます。

次に、津幡町防災会議委員に女性を登用すること、また防災計画策定や復旧、復興過程での政策決定、意思決定に女性の視点を取り入れること、同様に障害者や高齢者などの社会的弱者の視点を取り入れることとのご質問にお答えいたします。

地域防災計画の改正につきましては、町執行部が議案を作成し、決定機関である町防災会議で議決をいただいております。防災会議の委員は、各機関の役職によって委嘱させていただいております。その中には女性の委員もおられます。会議参加者すべてが男性で構成されているわけではございません。石川中央保健福祉センター河北地域センター次長の女性が入っていただいているところでございます。また、災害弱者である障害者や高齢者に関することにつきましても、関係団体の意見を集約している町民福祉部長が委員となり、審議に参加しております。町防災会議において、女性委員の登用をもっとということですが、防災会議にお諮りするまでにはいろんな意見を集約して提案させていただきますので、登用にこだわることより、その時点でいかに女性や災害弱者と言われる方々の視点に立って計画の見直しがなされることのほうが重要だと考えている次第でございます。

次に、海拔表示板の設置をとのご質問ですが、本年3月会議の酒井議員の一般質問に県の震災対策部会の津波被害の想定を踏まえて検討させていただくとお答えしております。検討の結果、町内の公共施設について、防災のみならず、さまざまな参考となることから、海拔表示板設置に向けて準備をしているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 いくつか再質問させていただきます。

ちょっと順番が違っちゃうかなと思いますが、先に女性の起用の問題ですけれども、1人いらっしゃるということで、私は知りませんでした。それは1人でもいるってことはいいことだなと思いますが、全部でたしか委員は20名以内だったと思うんですね、防災会議の委員は。そのうちの1人というのはやはり少ないのではないかと。せめてもう少しふやせないものでしょうか。それが1点。

それから、もう1点はですね、確かにスーパー等について行政が協定を地域のね、町内外の近隣のスーパー等と協定を結ぶということについては、町長はそういうふうな批判的なことをおっしゃいましたけれども、私は、それは一部必要ではないかと思うんですね。

つまり、町民が安心してそこに食品、食料を自分たちの力で調達するのではなくて、ある程度の分配、ある程度偏りがないように、町民全域に食料や水が行き渡るような、そういった体制を整える、そういった意味でも町内と事前にですね、平時のときから平等な分配という意味で協定を結ぶということは大事なことはないかと思います。いかがでしょうか。

それから、それだけですかね、今はね、はい。思いついたこの2つ、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 女性の登用につきましてですけれども、今ほど中村議員さん言われるように県のほうは60人の中に2人ということであれば、津幡の20人の1人はまだ比率からいうと高いのかなという甘い考えを持っているわけではないですけれども、割合にご指摘のとおり役職で選んでみたいところがございますので、どうしてもそういうふうになっていくということでご理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、例えば町内の小売業者等との提携の話ですけれども、例えばもしそういうことにす

るならば、町が全部押さえてしまってというようになってしまうと、近所の方々がそこへ行っても物を買うことができなくなってしまうみたいなことになってしまう可能性があるということ、いろんなことを考えますと、遠いところの何でもなかった地域のほうからの遠いところのスーパーであったり、そういったところの協定のほうがより有意義ではなかろうかというふうに私自身は思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

やはりこの3日間ということで、3日間自力で生きるという前提のもとに立てば、町外とか遠方のどこか近隣自治体でもいいですけれども、そこもだめになってるかもしれませんが、3日間とにかく町内でやっていくんだぞみたいな、そういった内容で考えていけば、外へ頼れないっていうのが前提ですので、そこをどうやって3日間生きていくのかという、その際の協定という意味で私はお話しして、町長はどうもその3日間は外から援助してもらえから大丈夫というようなことをおっしゃっているのではないかと。

それともう1点は、やっぱり女性は1人でも津幡のほうはまだましではないかというご答弁でしたけども、私はまだまだ足りないと思っております。これは確かに今、委員の名簿の仕組みがですね、各役職についた方が委員となっておりますので、その弊害があると思います。積極的に女性を取り入れていただきたいということを要望しつつ、最後に備蓄品ですけども、これにぜひ粉ミルクと哺乳瓶を置いていただきたいと思っております。

以上、これで質問、再質問ですけれど、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 3点の質問につきましてお答えいたします。

まず、3日間の件ですけれども、山村先生も言われているのは、私、直接聞いておりませんけれども、ほかから聞いた話ということですから申しわけなく思うんですけれども、とにかく住民みずからの自助として、自分の力で3日間をとにかくもたさなきゃなんという、そういうことっていう話を私は聞かされております。3日間、72時間という言葉、よくいろんなところから出るんですけども、私、昨年の6月に宮城県へ行きまして、東松島市の市長と直接お話をさせていただきました折の話ですけれども、とにかく災害が発生して3日間というのは、何はともあれ、皆さんは食べることや寝るところよりも、まず身内がどうなったかっていう、その心配だということをおっしゃっていました。3日たって初めて自分の腹が減っていることに気がついて食べ物のお話だと。そして、1か月たったら今度は自分が寝泊まりする場所が必要になってくる。そういうふうなことを被災地の方々は、市長さんですけれども言われておったというのは今までもこのあたりにちょっと残ってはいるんですけども、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、お子さん用の粉ミルクですか、そういったものも、これは保存どれくらいまでもつものか、私ちょっとすみません、分かりませんけれども、できればそういうことも考えてみたいというふうに思っております。

それから、女性ですか。女性につきましては、以前には、各女連の代表者が1人入っておられ

たようでございますけども、その女性団体が今なくなってしまったということで1人減っているようでございますので、ご理解を賜りたいと。今後、いろんな代表者の中にそういう方が出てこられてもいような立場の方が出るようであれば、どれだけでも登用することにはやぶさかではないというふうにご理解していただきたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

これは質問はもうできませんので質問ではないんですけども、12月2日にこれは内灘町の話なんですが、障害者を囲んで障害者も一緒になって、内灘町役場で避難所体験をしたんですね。私もそれにちょっと参加させていただいたんですが、実際にそういう避難所体験をすると、私たちの目線でないものの見方やいろんな意見が出てきまして、やはり女性であれ、それから高齢者であれ、障害者であれ、どうしても当事者しか分からないような貴重な意見が出てきます。そういった意味も今後ね、ぜひ考慮していただけたらなと思っております。

では、次の質問です。

バスのことについてなんですけども、今回、10月1日から実施されているんですけども、太田線と領家線の2路線が新たに加わってバスが走っています。それからそれに伴って各路線の変更や時刻表が改正されて、大体これで10月、11月、2か月たちました。

私は能瀬に住んでいますので、新しくできた領家線の利用状況が気になりまして、バスに乗ってみることにしました。領家線は領家口と津幡駅をつなぐバス路線で1日5便あります。そのうちの3便にりましたが、3回とも乗客は私一人でした。11月6日の火曜日なんですけども、私は津幡駅行きの午前の2便両方に乗り、さらにその日の夕方には逆に津幡駅から領家線に乗って領家口まで行きました。が、この3回とも乗客は私一人でした。この日、私は津幡駅発、夕方の午後6時01分の領家線に乗るためにJR金沢駅から電車に乗って、この津幡駅に5時47分に着きました。JR津幡駅のこの時間帯というのは、富山行きの5時51分、七尾行きの5時47分、金沢行きの5時59分という列車があって、乗り降りのお客が大変混雑しておりました。津幡駅からはちょうどいいタイミングで井上方面の町営バスは5時59分発、潟端方面が6時発、そして領家方面が6時01分に発車します。しかし、井上線も潟端線も領家線もその3便ともに津幡駅から乗る乗客はいませんでした。というか、乗ったお客は私一人でした。たまたまこの日だけなのかどうなのか、ちょっと心配になりました。太田線はどうだろうかと思ひまして、11月28日水曜日に津幡駅9時13分発、役場方面のバスをチェックしてみましたけれど、お客さんは、乗客は1人でした。それから同じ日の領家線、裏舟橋西9時54分発の便もお客は1人です。

住民に新路線が周知されているのだろうか疑問を持ちました。住民に周知されていないのではないかと。「無料乗車期間を設けて実際に乗っていただくことが大きな宣伝になるのでは」と、私は昨年一般質問の際に意見したこともありましたが、町としてはどんな方法で宣伝しているのでしょうか。また、周知されているのに利用されていないとしたら、これはどこかに問題があるからではないでしょうか。

実際、新路線である太田線と領家線の利用状況はどうなのですか。また、改正により利用状況はどのように変化しているのですか。今回の改正について、公共交通会議ではどのように審議され、町行政の考えはどうだったのか。また、この改正によりバス事業の総事業費は、それ以前と

比べてどのくらい増額することになるのか。そして、参考までにお聞きしたいのですが、65歳以上の運転免許自主返納者の人数とその推移、それから運転免許自主返納者に交付する町営バス無料回数券の利用状況はどうですか。それから最後に、バス路線改正、10月1日にしたばかりで言いにくいのですが、バス事業を総点検するということが必要ではないかと思います。まず、バス路線の利便性を再点検する。そして、デマンドの新たな導入も考えてみる。バス事業委託先の検討も必要ではないか。

以上、交流経済伊藤課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 伊藤交流経済課長。

〔伊藤和人交流経済課長 登壇〕

○伊藤和人交流経済課長 バス事業の総点検が必要ではないかのご質問にお答えいたします。

まず初めに、利用状況につきましては新路線であるため、これまでも相当期間が経過してから乗降調査を行っており、今回の改正後の全路線調査は12月3日月曜日からの1週間、乗降調査を行っているところでございます。この調査が終了してからの比較や検討となりますので、現時点で詳細についてはご報告できません。

次に、住民への周知は、広報つばた9月号に津幡町営バス時刻表として全12ページの冊子で折り込みしており、全世帯に配布しております。各路線がどのような運行路線なのかページごとに表記し、利用者に分かりやすく作成したもので、見やすくなったとのご意見をいただいております。

次に、公共交通会議ではどのように審議されたのかのご質問ですが、新路線に関する各地区のアンケート結果や町営バスについてのご意見を参考に、運行ルートや利用料金、運行時刻の改正案を作成し、審議いただいております。

続きまして、町行政の考えとしましては、これまで町長が何度もお答えしたように、地域格差の是正と利便性の向上を目的に運行改正に取り組んでまいりました。改正に向けてこれまで町民の方々からいただいた大型店舗等への買い物バスの運行をとのご意見や中山間地、市街地など、多方面の方が買い物バスとして利用が可能となるよう、中心市街地での乗り継ぎと利用促進を考え、新路線の運行計画をしてまいりました。

次に、今回のバス改正でのバス総事業費は以前と比べてどうなるのかのご質問でございますが、平成23年度決算額7,365万7,089円に対し、平成24年度は今後の支出を試算しますと決算額で7,900万円になると見込んでおります。

続きまして、高齢者運転免許自主返納者の人数の推移と町営バス無料回数券の利用状況についてお答えいたします。

平成22年4月に津幡町高齢者運転免許自主返納支援事業の要綱を制定し、平成24年10月末現在まで57名の方が運転免許を自主返納されておられます。年度別内訳としましては、平成22年度は免許返納者20名、町営バス無料回数券は237枚、23年度免許返納者は21名、町営バス無料回数券は590枚、24年度の免許返納者は10月末現在で16名、町営バス無料回数券は765枚の利用でございます。

最後に、バス事業の問題点を総点検することが必要ではないかのご質問につきましては、事務局としてこれまで検討してきた一連の改正運行が実施されたことから、今年度より4年間、社会資本整備総合交付金を活用し、その乗降調査結果等をもとに、改めて現状の運行を精査してい

きたいと考えております。なお、バス車両につきましては、町営バス車両として大型車両はございません。現在、中型車両6台、小型車両3台を所有しており、今後の車両更新時においても、福祉バス車両を除いては小型化にしたいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 これから乗客数等を調査されるということです。私がたまたま乗った便が乗客がいなかったのかなという思いもあったり、ちょっと心配な面もあります。ぜひここはしっかり調査していただいて、少しでも多くの人に乗っていただけるようなバスを目指していただきたいなと思っております。

では、最後の質問です。

投票行動の啓発のためにということで、皆さんご存じのように、12月16日は東日本大震災、そして福島第一原発事故が起こって最初の国政選挙の投票日です。そして、衆議院選がきょう公示されました。消費増税、雇用、社会保障、TPP、オスプレイ等、さまざまな問題点とその争点にされていますが、福島第一原発事故を決して忘れてはならず、その責任はどこにあるのか、そして未来のエネルギーをどうするのか、私は脱原発に向けてのエネルギー問題の政策議論、国民的議論が広がることを期待しています。

11月26日付の北陸中日新聞に、過去3回の衆院選の投票率の推移が掲載されています。津幡町は2003年59.1パーセント、2005年68.9パーセント、2009年75.6パーセントと少しずつ上昇しています。でも、県内で見ると、川北町が93パーセント、津幡町は19市町のうちの11番目です。私は1人でも多くの有権者が個々にしっかり考え、投票所に足を運んでほしいし、投票率が低いと言われる若者にもしっかりと選挙を行使してほしいと強く願っています。

この11番目をどう認識しているか。言うまでもなく、投票することは私たち有権者に与えられた権利でもあり、責任でもあります。あすから期日前投票も始まります。投票行動の啓発のためにどうしているか。

選挙管理委員会書記長である総務河上課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 河上総務課長。

〔河上孝光総務課長 登壇〕

○河上孝光総務課長 投票行動の啓発についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成21年度の衆議院議員総選挙における津幡町の投票率が県内19市町のうち11番目であったことについてどう認識しているかということでございます。新興住宅が進む津幡町にとって若年層の増加など、さまざまな要因があるかと思われませんが、県内では決して高いものであるとは言えないと認識しております。

次に、投票行動の啓発についてですが、継続的な啓発事業として、町の明るい選挙推進協議会との意見交換会、選挙啓発ポスターや標語の募集、成人式における新成人に明るい選挙推進宣言などを毎年実施しております。なお、本日公示されました衆議院議員総選挙では、町福祉センターに啓発懸垂幕の掲示、ケーブルテレビ、町のケーブルテレビでございますけども「チャンネルつばた」や役場庁舎内の庁内放送での来庁者への投票参加への呼びかけ、それから広報車による町内全域の巡回放送、石川県作成のポスターの公共施設への掲示などを実施いたします。さらに、今回は投票日が12月16日であるため、町主催の科学のまちイベントが町文化会館シグナスで開催

されますので、その会場において、来場者に対して明るい選挙の推進および投票の呼びかけ等々も館内放送を通じて行う予定をしております。

また、選挙時における啓発事業に限らず、本年度から新たに、将来の有権者である小学生を対象に選挙についての教室、講義、それから模擬投票体験教室を実施いたします。本年はすでに10月5日に刈安小学校の5、6年生を対象に実施しております。先生方にもご協力いただき、子どもたちが熱心に、そして楽しそうに参加してくれたことは、選挙管理委員会にとっても大変有意義なことであったと思っております。行事等により参加できない小学校もありますが、来年1月、2月中に条南小学校を初め、萩野台、英田、井上、中条、太白台の6小学校において順次開催していく予定であります。

この啓発事業によって、子どもたちが将来に向け、政治や選挙に対する大きな関心を持つことはもちろん、さらに子どもたちが家庭で模擬投票について話題にすることにより、その親世代にも投票を促す機会を与えることになり、それが新たな投票活動につながり、ひいては町全体の投票率向上になると思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

投票率が最も低いと言われている若者、ぜひその選挙権を行使していただきたいと切に願っております。

これで中村一子の一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 6番、森山です。

今回は4問の質問をさせていただきます。

初めに、防災無線屋外拡声子局での伝達方法についてお伺いをいたします。

今日、各地区において津幡町デジタル防災行政無線屋外拡声子局および半固定局の鋼管柱の設置が始まり、防災緊急対策の関心が高まろうとしております。屋外拡声子局音達エリア図を見ますと、小中学校、各区の集会所、会館など、避難所として機能が果たせるところや電波、音達に障害がないところの敷地に設置されているようです。拡声器の音達エリアでは十分機能は果たせるとは思いますけれども、屋外拡声子局の図面を見ますと、送受信措置が柱に固定されていることです。

ここで、長総務部長にお尋ねをいたします。

緊急防災・減災事業、国の3次補正によって、県内19市町のうち津幡町と川北町が未着工でありました。しかし、今回念願の防災無線設備が国の3次補正により、総工費約5億3,000万円の工事が10万円を切る予算で着工することができました。防災無線設置により、町民の安全、安心が向上しなければ効果が非常に薄く、また緊急時には各集落から確実な情報がスピーディーに行わなければなりません。今の設置状態を見てますと、緊急時の通信手段が屋外での情報伝達方法のため、天候、季節、昼夜など、条件が異なり、スピーディーな送受信が困難なことが予想されます。そこで、最良の解決方法の考えがあれば、お示しを願います。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 森山議員の防災行政無線屋外拡声子局の伝達方法についてのご質問にお答えいたします。

まず、当町が行っている防災行政無線設備整備でございますが、平成23年度消防防災通信基盤整備費補助金および緊急防災・減災事業債を活用し、指定避難場所等との双方向通信による正確な災害情報の収集ならびに屋外拡声子局を整備し、住民の皆さまへの迅速な情報伝達を行うことを目的として整備を進めているところでございます。以前にご説明させていただきましたように、今回のこの事業は、非常に有利な財源措置がされております。限られた予算の中で指定避難所等の無線設備と屋外拡声子局の整備に関し、効率よく設置できるように配置計画をいたしました。町の施設以外に屋外拡声子局の設置が必要となりました地区の区長さま方には、設置箇所等の選定や調整に至るまでいろいろとご尽力いただき、大変ありがたく思っております。この場をかりてお礼申し上げたいと思います。

これまでの一般的な防災行政無線は、屋外拡声子局のスピーカーから一方的に町からの情報が放送されるものでした。当町で整備する防災行政無線は、双方向の通信も可能な設備として整備するものであります。屋外拡声子局は、町からの情報を放送することに加え、現地からの情報を役場に伝えるための通信手段としても使用できます。ただ、防災行政無線が整備されるからといって役場からの情報伝達は万全であるとは言えません。他の自治体でも、防災行政無線の整備後に屋外拡声子局から実際に放送してみても聞こえにくい場所があることが分かってくるようでございます。また、大雨や強風の際に、雨音や風の音で防災行政無線の放送が聞こえなかったとか、家屋の機密性が向上したことにより、家の中は放送が聞き取りにくいなどということも聞いております。当町の屋外拡声子局の音達範囲につきましても、シミュレーションによるカバー率は議員もご存じのとおり、残念ながら100パーセントではありません。したがって、防災行政無線が整備された後も防災行政無線からの放送だけでなく、テレビやラジオからの情報に引き続き注意していただきたいと思います。

現在実施しておりますメール配信サービスやケーブルテレビにおきましても、防災情報や火災、消防情報、防犯情報などを引き続き配信し、できる限りの情報提供に努めたいと思っております。また、災害等の発生時には、今までどおり、まず固定電話や携帯電話で連絡していただければ結構でございます。防災行政無線は、それらの通信手段が途絶した場合に備えるものであります。立地や電波の伝達状況等の関係上、民家や集会所等の直近に設置できない場合もありますが、少なくとも緊急時において、集落内から役場に情報を伝達する手段が一つふえることになるということでもあります。屋外拡声子局は、地震や風雨に耐えるように設計され、アンテナやスピーカー、無線設備や停電に備えたバッテリーなどをまとめて屋外に設置するものであります。緊急時におきましても、その屋外拡声子局を使用するということになります。議員のおっしゃるとおり、災害はいつ起こるか分かりません。夜間などにおいて、連絡手段が防災行政無線しかなくなった場合には不便をおかけすることになるかもしれませんが、緊急時ということでご理解をお願いしたいと思います。

なお、設置場所などの条件によってはケーブルの延長による配線切断など、使用不能になるというリスクは伴うかもしれませんが、ほかの場所に移動するなどの対応が可能になる箇所もある

と思います。このような個別の案件につきましては、担当の総務課と相談していただきたいと思っています。

以上でございます。

○南田孝是議長 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 今、長総務部長から説明、回答がありましたけれども、まず最良の解決方向の考えということで今お聞きをいたしました。今のは何か、こういう設備ができたので、それを利用してほしいというだけで、そういう特に大災害時のときは本当に重大な問題でありまして、特に山間地においては孤立とかそういう心配、また一刻の猶予もない、人命にかかわる情報もおろそかになり、一生悔いが残らないよう一人一人が一応心配しているようなことであります。そこで、次の問題にもこういうちょっと類似した質問がありますので、続いて次の質問に入りたいと思います。

次に、防災無線屋外拡声子局柱の管理についてお伺いをいたします。

屋外拡声子局の鋼管柱の設備場所を見てますと、民間などの建屋から離れた場所の設置が多く、特に積雪が多い山間地などは屋外拡声送受信装置にたどりつく通路の確保が重課題になることは間違いはございません。

実際に送受信装置ボックスの取りつける場所を見ますと、地上から約1.5メートル、比較的低く、当然積雪時には埋まって、除雪作業も大きな負担になります。設置の場所を上げる方法もありますけども、緊急時の場合は柱を登ったり、はしごをかけたり、また脚立の上での操作は非常に危険であります。現状の位置に設置したならば、屋外拡声子局の鋼管柱の管理は生涯その区長の負担になり、そのときの区長さんが管理することになると思います。そこで、区長さんも高齢者や体の不自由な方、また女性、そういうことで管理に限界があります。

ここでもう一度、長総務部長にお伺いをいたしますけども、どうしても先ほどの回答にありました受信、送信の措置の移動が困難な区に対して、この鋼管の柱の管理方法、そういうものをその区の納得のできる説明会が開催できるのか、今後の対応をお示しいただきたいと思います。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 防災行政無線屋外拡声子局の管理についてということでお答えをさせていただきます。

まず、設置場所につきましては、緊急時に備えた通信手段の確保というものが前提でございますので、電波状況が良好で屋外拡声子局の放送到達範囲も考慮するとともに、堅固な場所に設置しなければなりません。そのため、条件により民家や集会場から少し離れて設置される地区があります。しかし、民家から遠く離れ、冬季間除雪も行われずに積雪の中をずっとかき分けていかなければならない箇所を設置とならないように、区長さま方にはお世話をさせていただきまして、設置場所を決めていただき大変ご苦労をおかけしております。

先ほどの質問にもお答えさせていただきましたけども、屋外拡声子局は町からの情報を放送することに加え、現地からの情報を伝えるための通信手段としても使用できるものであります。災害の発生時には、まず固定電話ですとか、携帯電話で連絡していただければよろしいと思います。それらの通信手段が途絶した場合に備え、集落内と役場を連絡する手段の一つとしても利用できる屋外拡声子局を設置するものでございます。緊急の際には少々不便をおかけすることになる

とは思いますが、お許しをお願いしたいと思います。

また、森山議員のおっしゃるとおり、防災行政無線の屋外拡声送受信装置のボックス、それから操作ボックスの最も下の部分は、確かに地上約1.5メートルを基本に設計されております。これは操作性ですとか、メンテナンス、そういったものを考慮して決定されているものでございます。積雪につきましても、無線機などの機器類を収納しているボックスは、下部が少々雪で埋まったとしても機能的に問題はありません。逆に高く設置してしまいますと、議員もおっしゃいましたように冬季間以外も含めて、使用時にいすや脚立を用意しての操作をしなければならないということになってしまいます。当町の中でも地域による積雪の状況などが違いますので、操作性を考えて、操作ボックスの高さを多少変更できるものというふうに思っております。こちらにつきましては対応できると思いますので、担当の総務課に相談いただきたいと思います。

区にお願いする管理につきましては、屋外拡声子局の操作ボックスを開けるかぎの保管になります。緊急時において、通信手段が防災行政無線しかなくなった場合、保管しているかぎで操作ボックスを開け、無線機で連絡していただくことになるかと思えます。通常の見回りですとか、あるいは点検などにつきましては、お世話をさせていただくことはございません。町のほうで巡回、それから点検をいたします。できる限り区への負担をおかけしない方向で考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 ちょっと再質問をさせていただきますけども、先ほどからこの設備をずるに当たって、各区長さんからいろんなご苦労をかけて感謝の意を表しましたけど、きょうここに多くの区長さんが来ておられます。そのときは図面上、説明で実際にここでいいんじゃないかという、そういう形でお話をしたり聞いたことと思えますけども、実際に、現在、立ったときに本当に自分の今までの思いと、実際に立ったときの場所とか、いろんな環境について、非常に疑問を持っておられる方も多いと思います。今の設置する前に聞いた相談、区長さんと相談したときと、その後からそういう設置した後にまた区長さんと今いろんなところがお話をするのか。それと、今、屋外拡声子局、これは津幡町に75本ありますね、立てる予定ですね。それと固定子局は31か所。その固定子局のほうは、31か所については屋内で機械が、装置が設置されると聞いてますけども、今どうしてもこの状態でそこに、ちょっとこの集落にはご迷惑かかるなというそういう場所。実際に行政側としては集約をしておられるのか。それに対しては再度、もう一度、その地区に行って丁寧に説明をするのか。それだけをお伺いいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 通告にございましたが、議員の再質問、屋外拡声子局の設置場所ですとか、環境を見直すつもりはないのかというふうな内容かと思えます。

先ほどからも申し上げておりますように、まずは電波状況がよくなければならないということが条件になります。それと放送の到達範囲、そういったものも考慮して今の場所を決定させていただいているということもございます。そういったこともありまして、区長さま方には大変ご苦労をおかけしたなというふうなことでございます。ですから、よほどのことがない限り、今の現在の設置場所を変えるということは非常に難しいのかなと思いますが、個別の案件につきましては、当然総務課のほうで相談いただければというふうに思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 はい、分かりました。

いろんな不都合なことは、個別に丁寧に対処していただければありがたいと思います。

それでは、3問目についてですけども、県森林公園の人気度についてお尋ねをいたします。

先に、第11回石川ふるさとCM大賞審査会が10月15日に開催されまして、石川県内19市町が観光をテーマに制作、当町の職員によるプロジェクトチームによって見事、最優秀の大賞を獲得をいたしました。過去を見ますと、1回目より参加して今回11回目になりますけども、参加賞が4回、奨励賞が2回、優秀賞が2回、そして今回の大賞が3度目となる栄光を勝ち取ることができました。大賞の中には、第6回の津幡町特産のマコモを題材とした「反抗期 真子ちゃん」、それと第7回のつばた弁当を題材にした「手堅く 勝つ」、それと今回の森林公園と町内の銭湯を舞台とした森林浴の推進をPRした「津幡ルネッサンス」、そういうふうに森林公園の存在を非常にアピールをいたしております。

そして、その後、津幡町の衣食住と観光地をさらに北陸朝日放送にてゴールデンタイムの夜7時から8時の1時間にわたり、ラッシャー板前さんと恩田アナによる紹介の放映がなされました。中でも、私も地元にながら倶利伽羅不動尊の境内が津幡町と小矢部市の県境である、そういうことも知りましたし、また森林公園の紹介では、昨年5月より5年計画で行われる森の保全、生物多様性をうたったMISIAの森プロジェクト、それと森林セラピーロードの認定調査など、森林公園の魅力を県民に発信していただき、今後ますます来園者がふえることと期待をしております。

ここで、早川教育長にお伺いをいたしますけれども、国道8号北バイパスが開通する以前、春から夏にかけて、私の住んでるところから大型観光バスや倶利伽羅駅を利用した多くの学生たちが列を連ねていく姿をよく見受けられました。しかし、ここ3、4年から、すっかりそのような姿が消えたように思います。町内の園児や中学生の遠足など、森林公園の利用度が以前に比べてどうなのか、非常に心配をしております。そこでもし減っていれば、その理由は何か、お伺いをしたいと思います。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 森林公園の人気度ということでのご質問にお答えいたします。

森林公園を舞台に現在、英田小学校が森林や生物多様性の保全を訴える活動、MISIAの森プロジェクトに取り組んでおりますことは、議員もよくご存じのことというふうに思います。児童たちは日々新しい発見をしながら、四季折々の活動記録を取りまとめております。

さて、小中学生等の遠足など森林公園の利用度は、町内の小中学生の利用度は以前に比べてどういう傾向にあるのかとのご質問ですが、まず小中学校の遠足等での利用について申し上げます。3年間についてちょっと調査をいたしました。平成22年度から24年度までの3年間です。その推移は、平成22年度の合計が1,323人、平成23年度は1,839人、そして24年度が1,440人ということで、これは各学校とも毎年同じ学年時に森林公園を遠足先を選んで訪れているということで、ここ3年間見ても、町内の学校の子どものたちの減少とかという状況ではなくて、よく似た状況かなというふうに思います。それから幼稚園の利用ですが、これも平成22年度162人、23年度は148人、24年度は144人です。これも園児が年に2回訪問をしていると、遠足時に訪れているという状況

でございます。保育園の状況をお聞きしますと、平成22年度は349人、23年度は546人、そして24年度が600人ということで、こちらは利用する園あるいは園児が少しずつふえているという状況かなというふうに理解をいたしております。

また、学校とか保育園等々とは別に総合型地域スポーツクラブの事業の一環として、森林公園でのウォーキングやアーチェリー、パットゴルフなどの体験活動も取り入れました。昨年度のウォーキングのときとは違いまして、ことしは園の中も大変整備されておりました、とてもいい環境だなということで喜んでおります。森林公園事務所からいただいたものですが、3か年の事前申し込みがあった人数は、平成21年度の合計が16万8,607人、22年度が16万1,184人、そして23年度が17万632人となっております。事前申し込みだけを見れば、ここも余り大きな増減はないのかなと、変化はないのかなというふうに思います。なお、この事前申し込みっていうのは、わくわく森林ハウスや炊飯広場などを利用する場合のものに限っております。小中学校の遠足などもこの数字の中に含まれているということになります。

今後におきましても私たちは町の大切な財産である森林公園を子どもたちはもちろん一般町民の方々にも紹介し、訪れてその魅力を体感できる機会を持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 今、教育長からお話があったとおり、この16万人前後が少ないか多いのか、それちょっと分かりませんが、私の思いとしては、この森林公園は津幡町の総面積の1割、またこの津幡町のほぼ中心部にあるということで、これもまた昭和58年の5月の22の日には天皇陛下をお迎えして全国植樹祭も開催され、非常に私も日本一の誇れるすばらしい森林公園だと思っております。それで、少し少なくなったかなと思ってたのは、この4、5年前から4月29日の県民みどりの祭典、前から毎年あそこを見ている限り来場者が少なくなってるなど、そういう感じがしましたので、きょう質問をさせていただきました。この数字を見る限りは、そんなに減ってないのかなと思いました。ありがとうございます。

次に、森林公園内の子供の広場の安全対策についてお伺いをいたします。

森林公園の中でも、園児、今ほど言われました、教育長から言われました園児や小学生の人気は比較的高く、子供の広場は。しかし、果たして子どもを安心して遊ばせることができるか。私にとっては疑問に思います。

これは、めいろピラミッドを除けば、ほとんどの遊具が屋外遊具であり、老朽化が進んで、木材は腐ったり、黒ずんでいて見た目に非常に悪く、危険な状態であります。また、広場の周辺、周りを行ったことある人はご存じでしょうが、ササやぶの谷、そういうふうになっており、子どもが勢い余って転げ落ちたりして、非常にけがをして、非常に危険なところでもあります。本来ならば、遊具施設があるところはみんなが一緒に楽しく過ごすことができ、思い出をつくるところでございます。森林公園も昭和48年に開園、約40年の歳月がたち、そこで育つものは立派に育ってはおりますけれども、反面、設置したものは老朽化が進んで危ない、危険な状態になっていきます。

ここで、矢田町長にお伺いをいたしますけれども、森林公園内でも特に安全性が求められ、人気の高い子供の広場の周辺の安全整備、特に安全さくの設置や遊具の更新など、環境整備をして来

園者の満足度向上につながるよう県に強く改善を要望をお願いしたいと思いますけども、町長の見解をお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 県森林公園の安全対策についてとのご質問にお答えいたします。

県森林公園の安全対策、特に遊具の安全性につきましては、石川県より指定管理を受けております森林公園地域振興会・金沢森林組合エコグループに確認いたしましたところ、園内にあります遊具につきましては、めいろピラミッド、鉄棒、丸太すべり台など、子どもたちに楽しんでもいただくことを目的に安全性も考慮してきたとのことでございます。しかしながら、ブランコ、ミニアスレチック、地球儀など、老朽化と安全性の面から平成20年までに撤去させていただいたものもあると伺っております。特に子供の広場は、園児や小学生など小さなお子さまの利用が多く、常に安全を確保するために月1回の点検を実施し、事故の未然防止に努めているとのことでございました。

また、広場周囲の安全さくの設置および遊具の更新など、環境整備につきましては、利用者のご意見として設置者の石川県に要望してまいりたいと考えておりますので、議会の県森林公園活性化対策特別委員会を初め、議員の皆さま方には今後ともご協力をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 ありがとうございます。

今後、森林公園はだれでもが安心して楽しく来園できるように、我々、また関係機関、行政ともしっかりと安全策、いろんな環境に対して気配りをしていきたいと思っております。

きょうはこれで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時45分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後2時35分

〔再開〕 午後2時45分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田英世でございます。

きょうは、3つの点についてご質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目には、企業誘致活動の活性化に向けてということでございます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災では、地震そのものの被害に加え、津波による原発事故をも誘発し、住民の方々はもとより多くの企業にも未曾有の被害をもたらしました。その結果、我が国の経済活動は一時停滞せざるを得ない状況となりました。こうした状況の中で、企業は早期の立ち上げを目指して、工場を東北地方から移転した企業も少なくありません。

このような環境の中で、我が津幡町は、この企業誘致に対して積極的にアプローチをしたでし

ようか。この問題は、誘致、移転する工場側にとっても企業側にとってもあるいは誘致を受け入れる自治体にとっても細心の注意を払うべき問題であることは十分承知の上で、私の知る限り積極的な対応は感じられませんでした。

言うまでもなく、産業の振興は地域活力のベースであり、地域活力とは言うまでもなく、地域で暮らす人々が生き生きと生活することによって実現されるのであります。こうした活性化したまちづくりには、さまざまな条件が必要であります。地域活力を支えるベースは、すなわち経済力でございます。地域産業のパワーであると確信します。そのためには、産業の振興なくして地域の活性化は語れないと思います。

インターネットで「企業誘致」と検索すると、最初にヒットするのは鹿児島県の薩摩川内市が出てきます。そのキャッチコピーは「企業立地なら薩摩川内」、「最大8年間電気料金全額補助、設備投資10億円補助、ほかにも補助金あり」と、企業にとって極めて魅力的な条件が掲載されています。移転を検討している企業としては、詳細を知りたいと思うような熱意が伝わってきます。逆に、「企業誘致」と検索しても、津幡町に関する記述はほとんどありません。決め打ちで「津幡町の企業誘致」と検索すると、既存の工業団地の紹介や条例など幾つかの情報を得ることができますが、魅力的な記事は皆無と言ってよいと思います。移転を考えている企業は、津幡町を決め打ちするわけではありません。インターネットを含め、さまざまな手段を行使して、立地条件や優遇措置の高い自治体を探し、比較検討し、候補地を絞り込んでいくのではないのでしょうか。中でも、最も重要視するのは、行政を含め地域全体の誘致に対する熱意の有無であります。残念ですが、津幡町のホームページや該当するサイトを検索しても、企業誘致に関する熱意は感じられません。

企業誘致の効果は言うまでもなく、進出した企業からの税収や雇用の創出、また定住人口の増加やそれに伴う安定した税収であります。それらが地域の活性化につながっていくのです。したがって、相手先の将来性についての見きわめはもちろん重要ではありますが、当該企業との間で条件が合わない項目、例えばこれはあくまでも私見ですが、取得価格や簿価よりも売却価格が下回ったとしても、10年、20年先を見越した大所高所に立った柔軟な対応や協議が必要なのではないかというふうに考えます。

そして今、東海地震や東南海地震の発生が危惧される中で、太平洋ベルト地帯に立地している危機意識の高い企業は、生産拠点の移転を真剣に考えています。幸いにも、津幡町にはここ数年で周辺地域への道路整備が進み、北陸自動車道へのアクセスや金沢港へのアクセスも極めて恵まれております。この地の利と行政面積の広大さを考えれば、いかなる企業の条件も満たすことが可能であるといっても過言ではないでしょう。既存の工業団地にこだわることなく、本当の意味でのオーダーメイドに取り組むべきであります。

企業誘致で最も重要なことは、日ごろからアンテナを高くし、移転を模索している企業を探し続けること。もう一つは、そういった企業に足しげく訪問し、アピールすることだと考えます。しかし現状では、日々の業務をこなしながらの営業活動は難しいとのご意見もあるかもしれません。また、やみくもに営業活動を行っても効率的ではありません。しかしだからといって、待ちの姿勢で優良企業の誘致がかなうのでしょうか。インターネットなどのメディアを通じてPRすることであり、ホームページを更新し、魅力あるキャッチコピーで地域全体の熱意を伝えることが重要であると考えます。また、インターネットで検索したときに、最初にヒットするための工夫

をする。そのためには、津幡町のホームページへのアクセス回数をふやすことから始めるべきではないでしょうか。

さらに、窓口で重要なのは、ワンストップサービスの実施が極めて重要であります。用地買収、建設、操業にかかわる法律、規制などの行政側の窓口を一元化することで、企業のスピードに対応していかなければなりません。それには、窓口のたらい回しは絶対に排除すべき課題であります。

加えて、当町にはさまざまな経歴をお持ちの方が住んでおられます。中には、幅広い人脈を持っておられたり、強力な営業力を持った自治体のOBや大企業のOBが少なからず在住しておられます。これらの方々の人脈や経験を我が津幡町の企業誘致に有効的に活用すべきと考えます。当町には、行政アドバイザーという仕組みがあります。この仕組みをベースにした企業誘致アドバイザーといったようなOBの方々の活力を生かす仕組みづくりをして、企業誘致につなげていくべきだと考えています。

加えて、新たな企業誘致も重要ですが、既存の企業に対する支援も極めて重要な課題であります。既存企業への支援としては、高度化や特定の技術に特化するなどといった企業活動に対する支援であります。地域産業の経営母体の強化といったものが必要と考えます。

地域の活性化のためにも、企業誘致に町政の軸足を置いて取り組むべきと考えますが、こうした考え方について、矢田町長のお考えをお聞かせください。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 黒田議員の企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

黒田議員のご意見のとおり、企業誘致は雇用機会の創出、雇用安定による定住促進および安定した財源確保につながるものであり、希望を抱く若者を地域で育て、活力あるまちづくりを目指すためにも重要な施策でございます。インターネットを活用した取り組みにつきましては、これまでも工業団地ホームページにGoogle地図を掲載し、位置やアクセスを分かりやすくする取り組みや石川県企業誘致ガイドとリンクして用地の紹介をしております。また、町内の空き工場の遊休物件情報につきましても所有者了解のもと、同じ県ホームページにおいて掲載する予定でございます。引き続き、進出を検討する企業の立場になり、ホームページの順次更新など、魅力ある情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。なお、インターネットにおいての検索エンジン上位表示につきましては、これまでも導入に向け検討いたしましたが、システム導入による費用対効果等が感じがたく、現時点においては導入に至ってはおりません。

次に、リスク分散に伴う企業誘致施策につきましては、ご意見のとおり、オーダーメード方式による企業用地取得、造成やまた当地にゆかりのある県庁などのOBの方に産業振興担当政策アドバイザーとして務めていただいております。貴重なご意見やときには一緒に企業訪問にも出向いていただいております。ありがたく思っているところでございます。昨今の厳しい景気状況などの影響もあり立地を控えようとするなど、企業誘致にとって大変厳しい状況であります。良好な交通アクセスなど、本町の強みをしっかりとPRするとともに、政策アドバイザーと連携をとりながら、企業誘致専門員の登用など人材の確保も検討し、積極的な企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 再質問させていただきます。

今のご答弁の中で、最後のほうで、ぜひともOBの力を企業誘致にかりたいというようなご答弁がございましたけれども、ぜひともですね、早急にタイムテーブルをつくって、そういう組織をつくると、つくり上げて一步でも二歩でも歩みだすということをぜひとも要望したいわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 これは他県の例ではございますけれども、たしか山陰地方の自治体であったと思いますけれども、私テレビで拝見させていただいたんですけれども、ある男性がおられて、企業誘致専門に日本じゅうを走り回っているという自治体がある。それによってこの自治体には何社の、この人によって誘致ができたというようなテレビで放送していたのを、2、3年前ですか、見たことがございます。それを見まして、私どもも先日来、町の幹部の方々とこういうことも考えたほうがいいね、先ほど答弁にもそんなふうなお話をさせていただきましたけれども、まだ今のところは具体的にこのあたりからこんな人をこんなんして雇うまいかなというそこまではいっていませんけれども、近い将来、そんな専門の方を、年齢は幾つぐらいの人が一番妥当なのかって分かりませんが考えてみたいというふうに思っているところでございまして、黒田議員言われるようにいつごろまでにどうかっていうようなことは現時点では何とも言えませんけれども、最近のはやりの言葉で「近いうちに」って言葉もあるようですけれども、近い将来、そんなことも考えてみたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 再質問というよりも要望でございます。

最後に、町長がお話になったようにですね、そういう方を早急に見つけられて、近いうちにというのが巷間言われるような「近いうちに」ということではなくて、一日でも早く具体的に進められることを強く要望したいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

児童虐待についてでございます。

去る9月会議においては、学校でのいじめに関する質問をさせていただきました。大変熱意と意思のこもったご答弁をいただきましたし、きょうは角井議員の質問の中で、早川教育長がご答弁されたとおり、きょうも現場において先生方はいじめをなくそうと不断の努力をされているものと信じております。

そこで、今回は児童虐待を未然に防止する行政の対応についてお尋ねをいたします。

この数年、児童虐待について、児童虐待防止法や児童福祉法などを含めた法整備や要保護児童対策地域協議会、子どもを守る地域ネットワークの設置など、官民を問わず、さまざまな取り組みが行われております。しかし、残念ながら児童虐待は減少をせず、むしろ増加の傾向にあります。マスコミ報道でご存じのとおり、中には死に至るケースも少なくありません。

2010年に全国の児童相談所が対応した養護相談のうち、児童虐待への対応件数は5万5,154件に上りますが、これは児童相談所が対応した件数であります。言ってみれば氷山の一角でございます。したがって、児童虐待にはご存じのように、身体的虐待や性的虐待、保護責任の放棄、ま

たネグレクトと言われる育児放棄や監護放棄など、さまざまなものがあります。いずれにしても、将来にわたって当該児童にはいやし切れない心の傷が残ることは大変痛ましく、悲惨なことです。

当町においても、児童虐待がないとは申せません。これらを防止するために、いじめと同様に早期に発見することが最も重要です。それには地域全体で子どもたちを守っていく体制が必要不可欠と考えます。虐待SOSと言われる兆候があります。不自然な傷やあざが多い、小さな子ども残して親がたびたび外出している、長時間子どもが外に出されている、いつも泣き声が絶えない、お風呂に長期間入っていないようだ、いつも季節に合わない服を着ている、などなどであります。これらの兆候を見逃さないためには、学校はもとよりご近所さん、お医者さん、児童相談所、警察や行政、これら一連の連携プレーが重要ですし、早期発見にはとりわけご近所の役割が大きいと考えます。

そこで、行政がどこまでこの問題にタッチできるのかということもありますが、住民の方々に対して、虐待を見逃さず、虐待を受けたと思われる子を見つけた場合には児童虐待防止法による通告義務があることを広報つばたや回覧板などで啓発するなど、津幡町における児童虐待に対する関心を高め、早期発見と見守り体制の確立が重要なのではないのでしょうか。将来の津幡町を担う子どもたちのために、そしてまたこの子どもたちが心身ともに健全に育成していくという行政の責任を果たすための現状と将来の取り組みについて、矢田町長にお尋ねをいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 児童虐待の早期発見と再発防止策についてとのご質問にお答えいたします。

全国的に児童虐待に関する問題は年々深刻化しており、虐待は子どもの心に深い傷を残し、その将来にまで悪影響を及ぼすと言われております。

当町における児童虐待に関する新規の相談件数は、平成23年度の33件に対して、今年度は10月末現在の7か月間で23件となっており、前年度を上回ることが予想されております。虐待を受けている子どもは自分が悪いから怒られていると思い、自分から虐待を訴えることはほとんどないそうです。私たち周囲の大人が子どもにかかわって声を上げることが通告であり、大人一人一人に課せられている義務であると思っております。一方、虐待をしてしまう親もさまざまな問題を抱え苦しんでいることが多く、通告は子どもにとっても親にとっても支援の手が届くきっかけになっていると認識をしております。

黒田議員の言われるように、児童虐待の早期発見のためには、地域全体で子どもたちを守っていく体制が重要です。そのためには、町民の方々に相談、通告の窓口を周知すること、啓発活動を通して児童虐待防止への関心を高めていくことが重要であると考えております。当町では、とし4月から児童虐待に関する相談窓口を町民児童課から健康福祉課に移すとともに、新たに子ども相談係を設置いたしました。担当の児童福祉司と保健師や社会福祉士などの専門職が連携して対応することによる体制の強化を図ったものであります。また、児童虐待防止に関して、当町における独自の取り組みとして、虐待を発見しやすい学校や保育園、地域の見守り役である民生児童委員の方々に虐待が疑われる事項を書いたチェックリストを毎年配付し、様子がおかしいと感じたらすぐ知らせていただくようお願いをしているところでございます。そして、健康福祉課子ども相談係の担当職員ができるだけ各機関に足を運び、顔の見える関係を築き、いざという

きに連携できるよう心がけているところでございます。

児童虐待防止推進月間である11月にはオレンジリボン運動としてさまざまな取り組みを展開しております。広報やケーブルテレビ、FMかほくを通じての啓発活動、病院、公民館を初めとした関係機関にポスターやチラシを掲示、乳幼児健診や健康まつり、大型量販店での啓発グッズの配布、子育て支援センターでは親子でオレンジリボンツリーの作成、公用車にはオレンジリボンのステッカーを貼付し、町中央公園前では午後、夕方4時から10時までオレンジリボンのネオンサインを点灯し、広く町民に啓発活動を行っているところでございます。今後も町民の方々に児童虐待防止に関する理解を深めていただくため、地道に周知、啓発活動を継続していきたいと考えております。

また、早期発見と見守り体制の充実を図るため、町要保護児童対策協議会を構成する関係機関と連携を強化し、子どもたちが安心して過ごせる地域づくりに努めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

さまざまな手を打っておられるようでございますので、ひとまずは安心かなと。ただ、打っておられるそれぞれの手がですね、ぜひとも機能的に働くような働きかけをですね、ぜひとも担当課からなり、あるいは町当局から発信をしていただきたいというふうに思っております。

次に、3つ目の質問に移りたいと思います。

3つ目の質問は、病児、病後児、休日保育など、子育て環境のさらなる充実に向けてということで質問をさせていただきます。

さきの9月会議では、子どもたちの通院治療について義務教育終了まで無料化することについて要望をさせていただきました。引き続き、当町が子育てに優しい環境の町であるということをしてPRするためにも、ぜひとも実現をさせていただきたいというふうに思っております。

津幡町は人口の増加が著しい時期がありました。しかし、ここ数年にはほとんど増加せず、現状維持の状況であり、それはすなわち町民の高齢化が一步ずつ進んでいるということでもあります。この状態に歯どめをかけ、若い人たちをこの津幡へ呼び込むには、子育てに優しい環境の整った町をもっと前面に出し、共稼ぎの多い若年世帯の助けとなる施策を打ち出すべきと考えます。

共稼ぎ夫婦の児童が急な発熱や腹痛などにより通園できない状態は、少なからず発生します。しかし、核家族の場合に、ご両親はお勤めなどの関係で必ずしもその都度適切に対応できるとは限りません。また、日曜日や祝日が休みでない職場は多くあります。

そこで、財政的な負担にはなりますが、将来に向けた投資と考え、子育て環境の充実を目指して、病児や病後一定期間様子を見なければならない児童などの保育や日曜日や祝日などの保育環境を充実させる施策こそ、住みよい津幡町のイメージを高め、若年夫婦の流入を図ることができるのではないのでしょうか。若年層の定住人口をふやし、税収を安定させ、財政基盤を盤石のものにするためにも、定住人口の増加策は欠かせない町政の大きな課題であります。

この点について、矢田町長のお考えをお聞かせください。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 病児、病後児、休日保育の実施についてのご質問にお答えいたします。

初めに、病児、病後児保育についてでございますが、実施する場合は看護師および保育士の配置、ほかの児童と隔離するための保健室の確保、緊急時に受け入れができる協力医療機関との連携体制の整備が条件となっております。津幡町内では、病後児対応保育として私立ちろば保育園、住吉保育園の2か所で実施されております。他園の方も利用可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、平成25年、来年4月開園予定の私立実生保育園でも病後児保育を実施する予定と聞いております。

次に、休日保育につきましては、病後児保育同様にちろば保育園、住吉保育園で実施しており、2園に在籍している児童のみが利用できると聞いております。また、津幡町子育てサポートセンターにおきましては、病後児および休日の預かり保育を行っており、子育て環境の整備を図っております。

次に、病児保育についてですが、石川県内で実施している施設は、小児科外来のある医療機関もしくは医療機関併設の病児専用施設となっております。当町では河北中央病院が医療機関として考えられますが、小児科外来が設置されていないため適切な小児専用の施設環境が整備されておらず、また対応する専門職員の確保も困難なことから、現在は病児保育の実施は考えておりません。また、公立保育園での病後児保育および休日保育の実施についてですが、実施が可能かどうか、施設スペースや職員体制等について調査、研究をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

幾つかの保育園、その他で対応しておるというご答弁でございました。ぜひともですね、この枠を広げていただいて、いろんな課題は多くあるとは思いますが一つ一つ克服をしていきながら枠を広げていただいて、そしてやはり子育て環境の整った町というイメージを強く印象づけるような行政努力をお願いして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋です。

私のほうからは3点について質問させていただきます。

まずは、質問の第1番。

危険通学路全面解消に向け、積極的な予算をとということで質問させていただきます。

本年9月26日の北國新聞に県教育委員会点検結果のまとめとして「県内には危険通学路が838か所、うち対策済み箇所は136か所。これは全体の2割弱にとどまり、今後対策を予定する箇所501か所、対策未定箇所201か所と、対策を講じる予定のない未定箇所は全体の4分の1にも及び、県教育委員会は子どもの安全を守るため早急に関係機関と連携し、さらなる安全対策を強化するように各学校に通知した」と記載されていまして。さらに、同紙の、北國新聞ですね、同紙の安全点検状況、市町別調査の中で、我が津幡町の報告は「危険箇所44か所、うち対策必要箇所が44

か所、対策済み20か所、対策予定4か所、未定は20か所」と記載もされていました。

本年6月会議一般質問でも、私と公明党道下議員が、この通学路の問題について安心、安全面から早急な対策を取り組んでいただきたいと取り上げてきましたが、今回の報告を見る限り、5割までは何らかの対策を講じた結果が伺うことができます。しかしながら、残念に思うのは、危険対策箇所となりながら、予定ではなく未定が20か所もあるということです。また、この紙面からは、大きな金沢市は危険箇所が241か所、未定は0、すべてにおいて何らかの対策を施す数字が出ております。一口に数字だけで判断できませんが、子どもたちの安心、安全面から、もう少し町として積極的な取り組みがあってほしいと願わずにはられません。

私は、この点検結果から町としても対策必要危険箇所と判断した以上、すべてにおいて何らかの対策を施すべきであり、未定20か所とあるのは甚だ疑問であります。これまでの点検結果から、PTAなどの協力により見守り活動の強化策での解消もあったと思います。また、当然ながら予算を伴う対策も出ているはずです。特に予算措置を講ずる箇所があれば、安心、安全を第一に金額の大小にかかわらず、何をさておいても積極的に講ずるべきであると思います。未来ある子どもたち、将来ある子どもたちの安心、安全を支える通学路をつくり、守ることは、行政の責務であり、我々大人の大切な役割であります。ぜひ危険な通学路にこそ、積極的な予算を投じ、早急に対策必要危険箇所の全面解消に向け取り組んでいただきたいと思います。

以上の点から、矢田町長にご見解をお願いします。

これまで取り組まれた危険箇所の対策の概要（金額を含む）。

2番、対策必要箇所数に対し未定20か所の今後の動向。

3番、県教育委員会に11月末までに報告する安全対策検討会の内容は。

4番、対策必要危険箇所全面解消に受けての予算措置は。

最後に、町道、道路上における制限速度標示の明示化策、これは新たな標示、はっきりしない標示の復活を含む対策。

以上の5点をよろしく願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の危険通学路全面解消に向け積極的な予算をとのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問にあります通学路合同点検につきまして概要を申し上げます。

通学路合同安全点検は、京都府亀岡市の事故を初めとして通学中の痛ましい事故が相次いだことから、国土交通省、警察庁、文部科学省が連携し、全国の通学路について一斉に安全点検を行ったものでございます。津幡町では各学校、各PTA、国道交通省金沢河川国道事務所、県央土木総合事務所津幡土木事務所、町都市建設課、津幡警察署、町教育委員会等が合同で7月から8月にかけて実施をいたしました。そのときの点検箇所は44か所で、新聞にも中間のまとめとして報道されていたことはご承知のとおりでございます。その後も要望のありました追加の箇所を点検し、11月までに町内の点検箇所は62か所となったものでございます。その62か所の点検結果でございますが、対策済み箇所が40か所、対策予定箇所が22か所となっております。八十嶋議員が新聞で確認をされましたのは8月までの中間的なまとめということで、対策検討中のものは対策未定となっていたものですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。そして、今回の合

同安全点検ですが、地域、家庭を含めた関係者、関係機関ができ得る対策、対応を検討し、実施したものであり、必ずしも巨額の予算が必要になる工事の実施といった抜本的な解消を指すものではないということもご理解をいただきたいと思います。

それを踏まえまして、ご質問の第1点目、これまで取り組んだ危険箇所の対策の概要でございますが、大きく分けて3つの対策、対応を行ったものでございます。1つ目は警察機関による対策で、横断歩道の新設や補修、信号機の時間調整、速度規制路面標示の新設、補修などでございます。2つ目は道路管理者による対策で、トンネル内の防犯灯設置、道路の白線補修、速度注意喚起の路面標示設置、道路看板設置、歩道路面補修、側溝ぶたの補修などです。歩道スペース区分けを目的とした路肩のカラー舗装化も今後実施していく予定となっております。3つ目は学校、家庭による注意箇所の通学安全指導です。危険・注意箇所を学校や家庭で共通認識し、児童生徒に安全教育を実施し、対応を図っていくものでございます。ある意味では、学校や家庭が自分の地域での通学路を見直す機会となったことが、今回の合同点検の大きな成果であったとも言えると思っております。そして、これまでの対策に要した金額は、国・県分は未定ではありますが、町分として24年度は25年度予算を前倒しし、12月会議補正予算に約1,530万円を計上したところでございます。

次に、ご質問の2点目。対策必要箇所数に対し、未定20か所の今後の動向についてでございますが、先にも申し上げましたとおり、今現在の未定箇所はありません。

ご質問の3点目。県教育委員会に11月末までに報告する安全対策検討会の内容についてのご質問でございますが、報告いたしましたのは検討会の内容報告ではなく、今回の合同安全点検を踏まえて各機関が検討し、対策を講じた最終結果を石川県教育委員会に所定の様式で報告したというものでございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり62か所の点検箇所数や対策箇所数、対策予定箇所数等を報告いたしております。

次に、ご質問の4点目。対策必要箇所全面解消に向けての予算措置につきましてお答えをいたします。

平成24年度は先ほどのとおりですが、平成25年度以降に実施予定の対策費として、現時点では約5,290万円程度を予定しているものでございます。ただし、対応必要箇所は今後も増加することもあると考えられますので、金額の増減等にはご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

最後に、道路上における制限速度標示の明示化策はとのご質問ですが、新設が必要な箇所、補修の必要な箇所等には随時対応し、また関係機関にもお願いしてまいりたいと考えております。

八十嶋議員の言われるとおり、将来ある子どもたちの安全、安心を守ることは行政、大人の責務、役割でございます。今後も通学路の安全に対しては、でき得る限りの対応を行ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

対策未定箇所がゼロであるということで、私の9月の新聞報道から見ると、そのような対策がゼロになるということは大変結構なことかと思えます。そしてまた、予算面についても25年度は5,290万、それから前倒しで1,530万というような数字も今お聞きしました。子どもたちの安心、安全を守るためにも、ぜひその対策をしっかりと行っていただきたいなというふうに思っております。

ます。

ありがとうございました。

次に、質問の２番目に移らせていただきます。

地方税滞納整理機構への参加意思を問うということで質問させていただきます。

津幡町の税金滞納額の過去３年間の推移につきましては、平成21年度が２億9,600万余り、22年度２億6,300万余り、23年度２億3,600万余りと、毎年3,000万円弱と減少傾向にあります。また、徴収率につきましては、平成21年度92.5パーセント、22年度92.8パーセント、23年度93.6パーセントと、少しずつではありますが増加傾向となっています。以上の結果から、滞納額の減少、収納率の向上に対する町としての取り組んだ積極姿勢がうかがえる結果が出ていると思います。

町ではお互いが情報を共有して対策を研究するとともに、戸別訪問を実施するなどして、滞納整理に努めてきたと思いますが、景気低迷など、厳しい経済情勢の中、収納率向上には数字上は上がっているものの、なかなか厳しい状況が続いているのが現状かと思います。

こうした中、本年４月には、県・市町が共同で個人事業税等の徴収を行う滞納整理機構、石川県央地区地方税滞納整理機構が設立され、これには県、かほく市、白山市、野々市市が参加し、その成果が徐々にあらわれてきていると聞きます。さらには、南加賀でも設立の準備が進められていると聞いております。

各市町の機構に対する参加意思は自治体によりさまざまだと思いますが、徴収体制の強化を図るこの機構に対し、津幡町として参加するか否かを含めてどのように考えておられるのか、次の観点から、総務部長にご質問いたします。

１番、現状の滞納者への対応は。

２番、町として滞納者への徴収システムは構築されているのか。

３番、地方税滞納整理機構の詳細と町として今後参加意思はあるか否かを、総務部長にお聞きいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 地方税滞納整理機構への参加意思はあるかのご質問にお答えいたします。

初めに、現在、町税の滞納整理等の業務につきましては、税務課納税推進室を中心に課内および関係部署の協力体制により対応しております。主な滞納事案につきましては、担当職員４名が納税者の住所地ごとに地区割りで分担をしております。納税推進室におきましては、平成20年度の開設以来、人員配置の増強や県への直接徴収委託、県の税務職員との相互派遣交流を初め、国税徴収官ＯＢによる徴収指導員の雇用など、職員の実践スキルの向上を図りました。さらに、滞納管理システムの導入による管理情報の共有化などを図りながら、期限内納付の推進や滞納処分の強化に取り組んでおります。収納率の推移につきましては、議員のおっしゃるとおり、平成21年度の92.5パーセントから平成23年度の93.6パーセントへと、近年の厳しい経済情勢の中においても改善傾向にあり、その効果は着実にあらわれてきているものと考えております。

次に、地方税滞納整理機構への参加についてですが、本年、県とかほく、白山、野々市の３市共同による県央地区地方税滞納整理機構が設立され、４月の活動開始以降、その成果は新聞報道などでも取り上げられております。また、９月末の中間実績については、機構の滞納引き受け額、約１億5,300万円のうち23.5パーセントの3,600万円余りが徴収済みであると聞いております。

本町も機構への参加勧誘を受けているところですが、参加要件として職員1名の派遣とあわせ、応分の費用負担も必要でございます。このため、現在の職員配置を考慮すると困難であることに加え、先ほど申しましたように、現体制における町単独での取り組みについても着実な効果が認められておりますことから参加を見合わせた経緯がございます。機構への参加による広域的な滞納整理は、実質的な収納率の向上といった効果に限らず、納税に関する啓発効果や徴収職員の人材育成にも役立つものと考えております。しかしながら、これらの期待される効果と職員定数の適正化と、そういったものを推進しなければならない中で、派遣職員の確保といったものをそういった課題をですね、比較衡量した結果、現時点では参加をするという判断には至っておりません。

県では、県内全市町が対象範囲となるよう、地域ごとに滞納整理機構の設立を計画されているとのことでございますが、まずは町として取り組むべき滞納整理の課題にしっかりと対応するため、引き続き納税推進室を中心とする徴収体制の強化を図り、公正かつ公平な税負担の実現に向けたきめ細やかな納税対策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 滞納整理機構への参加の意思はないということで承りました。

冒頭で私もこの納税率の滞納率のですね、向上に対して数字上お話ししましたが、その成果は着々に上がっているものと思います。ぜひこれをですね、引き続きこのパーセントが上がるように努力していただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

最後に、滞在型の観光ができるまちづくりをということで質問させていただきます。

今、観光はこれまでの一律格安、みんなと一緒にの団体観光ではなく、人とは異なる自分のこだわりを求める観光へと、近年、変化しています。つけ加えれば、人とは異なる健康志向、安全、安心志向、オンリーワン志向など、ほかにはない付加価値を求めています。もうどこにでもあるものは、もはや消費者の興味を引くことはできません。

幸いにも、津幡町には森林公園、それから河北潟、倶利伽羅不動尊、さらに古戦場と、他にはない誇れる自然と歴史の観光資源があります。そして、各地域においても津幡町独自の観光資源、地域ブランドの確立に努力しておられます。

今、津幡町は2015年の新幹線開業、そして同時期にはスポーツイベントとして二度目の日本体育協会による県内での日本マスターズの開催決定、そして身近には全国市町村交流レガッタの津幡町開催、さらには大河ドラマの誘致面からと、全国各地から多くの人たちが津幡町に来ることが予想されます。多くの人たちが訪れることは、観光面にとって大きなビジネスチャンスが到来するわけです。このビジネスチャンスを生かすためにも、観光客には町内の観光資源を堪能してもらい、お金を投資していただき、少しでも長く津幡町にとどまる滞在型観光に取り組むことは、町として大きなチャンスの一つであると思うわけです。しかしながら、町内に点在する施設には、地域振興、観光振興に寄与する十分な集客力が決してあるとは言えません。また、観光資源をめぐる交通アクセスの整備も決して万全ではありません。観光客の利便性を高めるための対策は大切なことであると思います。

滞在型観光の要素としては食（食べること）、宿（泊まること）、資産、お土産、そして交通があります。これらを官民一体として検証し、発展的に整備することが重要です。さらには将来、

これら4要素が各点でなく、線でつながることも何より魅力ある滞在型の観光ができる重要なポイントではないかと思います。

来るべき将来を見据え、滞在型の観光ができるまちづくりの思いから、矢田町長のお考えをお聞きいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 滞在型の観光ができるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

このご質問につきましては関連したお答えとして、平成24年第2回津幡町議会定例会3月会議の一般質問で、黒田議員の観光地としての基盤整備をとの質問について答弁させていただいた内容と若干重複する部分もございますが、ご了承をお願いいたします。

本町には石川県森林公園を初め、倶利伽羅不動寺や河北潟干拓地、大滝憩いの広場などの観光施設があり、それぞれの観光機関や関係団体がイベント等を開催することにより、多くの方々にお越しいただいております。

津幡町といたしましては倶利伽羅峠での八重桜まつり、県森林公園でのMISIAの森プロジェクトやイベントの開催などに支援しているところであり、今年度の基盤整備事業につきましては倶利伽羅公園の公衆トイレ改築や看板等の設置のほか、県森林公園内で来春予定の森林セラピー基地・森林セラピーロードの認定により、さらに集客力が向上し、活性化につながるよう期待をしているところでございます。また、交通アクセスの整備につきましては、イベント開催時にシャトルバスを運行するなど、集中する来場者のための対策をとっており、石川県森林公園には町営バスも運行し、10月にはJR津幡駅からの乗り継ぎにも配慮したダイヤ改正を実施いたしております。しかし、津幡バイパス、津幡北バイパスの開通により通過の町とならぬよう、加越能の交通結節点である地の利を生かし、交流人口の拡大に努めてまいりたいという気持ちでいっぱいでございます。

北陸新幹線の開業に合わせた大河ドラマ誘致実現の機会や平成27年度に本町で開催される全国交流レガッタでは、既存の宿泊施設をフルにご利用いただきたいと考えているところでございます。そのような機会を積み重ねながら、宿泊施設増加も期待し、地域の活性化につなげていきたいと考えており、農業公園整備の進捗とも合わせ、滞在型のまちづくりを目指してまいりたいと存じますので、議員の皆さまの今後より一層のご支援、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

先ほど申しましたように、新幹線の開業、それからマスターズ、それから全国市町村レガッタと、これは本当に一大ビジネスチャンスであります。私はそうもそうも津幡町にとってこういうチャンスはないと思っています。宿泊を一つとって見ても、なかなか多くの人たちが泊まる場所はないと考えております。私は、津幡町には少年自然の家のようなものもあっていいと思いますし、もっともっと泊まれるような宿泊施設の整備も必要かと思います。

再度申し上げますけども、そうもそうもビジネスチャンスはございません。官民一体となって、これに取り組んでいただくよう期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷です。

きょうは4点にわたり質問させていただきます。

まず初めに、農業公園構想の再考を求めるということで質問いたします。

先ほど、中村議員の質問にお答えになって、農業公園の基本設計が半年から1年延期になるということをお聞きしました。大変いいことで、その間、もう少しきちっといろんな意見も聞きながら検討していただけるといいなと思っています。

私は2点について意見を述べたいと思います。

まず1点目ですが、農業公園をつくる目的についてです。

町長からは、以前に質問しましたときに、農業公園構想は新幹線の開通に伴って津幡町に来る人をふやしたいということに主眼が置かれている旨の答弁がありました。もちろん仕事を終えた人や障害を持っている人の雇用の問題とか、地産地消の問題なども考えておられるとのことですが、農業の振興というより観光の拠点にしたいということにその大きなねらいがあると思いましたが、津幡町には立派な森林公園もありますし、炊飯広場を中心に訪れる人も大変たくさんあります。

私はきのう、大変お天気もよくて森林公園内を通りましたら、散歩を楽しむ人、ランニングをする人も何人か見かけました。私自身も森林公園ウオークが開催されたときに参加するつもりができなかったのも、一人でそのコースをお聞きして歩いてみたんですが、とても気持ちのいいものでした。また、きのうはお立ち台のあたりから山のほうを見ますと、真っ白な立山連峰が山の向こうに見えまして、本当にすてきだなと、本当にすばらしい景色のところだなと感慨深く見ておりました。この森林公園を見直し、活用することのほうが有効ではないでしょうか。

津幡町の計画のように山林をこれから開墾し、畑にするには余分な費用がかかり過ぎますし、そうすることが今必要とは思えないのです。森林公園の中でも今活用されていない場所、例えば学習館付近、周辺、あの辺も整備して利用すれば、町長の望んでいるもみじの森も果樹園も可能ではないかと思います。また、下のほうに目を向けましたら、耕作放棄地の田んぼもあります。また、森林公園のそばにある吉倉収蔵庫も整備し、昔懐かしい学びやに生まれ変われば、ここでイベントを開催することにより人が集まることは十分考えられます。神山征二郎監督作品の「鶴彬」の撮影現場にもなったように、映画の撮影場所としての価値も十分にあります。今ある施設を利活用することこそ、今の社会が求めていることではないでしょうか。

2点目は、公園という発想よりも、今はもっと農業振興を目指すべきではないかということです。

マコモもヤーコンも津幡町の特産にしたいという思いがあることを聞いています。農業公園にもそういう特産品の場所をということを言っておられましたが、特産品にするための援助こそ、今はすべきではないかと思います。農業公園をつくらなくてもこれはできることですし、早急に取り組むべきことだと思います。指導者を招くとか、加工品の試作をする場所を提供するなど、生産者の意見を取り入れてつくっていけば本当に必要な援助ができると思います。ここでも開墾に要する費用をより有効に使えんと思います。

ことし、議員の皆さんと2つの農業公園を視察する機会がありました。滋賀県高島市のマキノピックランドと長野県伊那市のみはらしファームです。どちらも広大な土地と自然の景色の本当に美しいところでした。そして、どちらも新たにつくったものではなく、今までにあったものを活用し、拡大させたものでした。マキノピックランドは、パイロット事業としてつくられていたクリ園を拡充し、ほかの果実も栽培するようになりました。また、みはらしファームは、羽広温泉みはらしの湯をもとに、近隣のイチゴ農家、果樹園農家が共同で事業を拡大してきたものでした。

町が音頭をとって場所をつくり、そこで新たに農業を始めるというのには無理があるように思います。今あるものを生かすということが大事ではないかと思いますので、以上の点を指摘しまして、ぜひその延びた計画の中に、実りある事業になるように、再度考えを練り上げていただけたらと思います。

町長にお伺いいたします。いかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の農業公園構想に対して再考を求めるというご質問にお答えをいたします。

まず最初に、農業公園をつくる目的でございますが、平成23年、昨年第4回の議会定例会で荒井議員にもお答えしたとおりでございますが、町の地産地食をキーワードにさらなる農業振興、新たな特産物などの開発促進を図り、農業体験、収穫体験ができる農業公園にと考えているところでございます。また、今ある施設を利活用することこそ、今の時代にあるべき姿ではないかとのことでございますが、当然石川県森林公園などを十分に活用した上で、農業公園をつくることで今ある施設とあわせて観光客の増加など相乗効果があるものと確信しているところでございます。農業公園が完成すれば、塩谷議員が今ほど言われましたけども、すてきだなと言われるような施設にしたいと私は思っているところでございます。

次に、公園という発想より農業振興を目指すべきではないかとのことでございますが、今ほど申し上げましたように、農業公園は農業体験、収穫体験を通し、農業振興を図る上で重要な取り組みであり、加工、販売など、いわゆる6次産業化への推進にも大きくつながるものと考えております。将来、町の農産物が提供できるレストランや売店、加工施設の建設も考えておりますので、塩谷議員の言われる加工品づくりの試作をする場所の提供などにも対応できるものと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問いたします。

今お聞きしました、例えば加工販売、6次産業化というのは私も大賛成なのですが、それがどうして今の場所を開墾してまでしなくてはいけないうのかということがどうにも解せないんです。あの場所にかかる、開墾して畑にしていよいよするのにかかる費用、その場所ということを考えたときに、なぜ今ある、例えばその放棄地などもたくさんありますし、あるいは森林公園といういい場所もありますし、そういうところを使おうとしなくてあの場所にこだわるというか、そこをわざわざ開墾して多くのお金を使ってまでそういうことをしないとイケないという、そのあた

りがどうしても解せないんですが、もう一度お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 まず、根本的に塩谷議員と私の考え方が違うということが一つ挙げられると思います。6次産業化という、6次産業という言葉も私使わせていただきましたけども、これを主体にやろうというわけではございません。中に6次産業の加工場も含めたものにしたいという思いでございます。

なぜそこのかっていうことを言われても私は何とも言えませんけれども、プロジェクトチームであそこがよかろうという結論も出していただきましたし、私自身も決してあの場所は悪いところではないと思っております。それであるがゆえに、先ほど中村議員の、午前中に中村議員にもお答えいたしましたけれども、いわゆる国からなりの補助金が現時点ではいいものはないから半年なり1年なりおくらせるということでございまして、お金がないがゆえに、財政厳しい折であるがゆえにおくらせるということで、よりいいものを求めながら農業公園の建設につなげていきたいということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 これは再質問ではありません。

前にもちょっとお話しさせていただいたと思いますが、私が議会報告会したときに農業公園のことをお話ししたのですが、やはり私の報告会に来てくださった方は、やはりこういう形のってなかなか賛成しかねるという意見を多く聞いております。中村議員もおっしゃいましたように、パブリックコメントが、やっぱりしっかり聞き、町民の方の意見をたくさん聞いてもらえるような工夫、またほかにも町民の人たちが意見を述べるということもどこかであつたらいいなということも思ってますし、ぜひ多くの町民の方が理解して、これはいいっていうようなことを言われるような場所、あるいはこれはとってちょっと無理じゃないと言われるならその意見も聞いていただきたいですし、ぜひ町民の方の意見が出せるような場所をつくっていただきたいなということを思っています。

2点目に行きます。

第2点目です。要介護認定の人には障害者控除の認定用紙を郵送していただきたいと思います。

要介護認定を受けた人は確定申告時に障害者控除が受けられます。しかし、これも申請した人に限られるので、その制度を知らない人は控除が受けられません。私の例で申しわけありませんが、私の父の場合も亡くなる前年にこの制度のことを友人から聞きまして、初めて申請しました。おかげで還付金もいただいております。この制度をどれだけの人が利用しているのでしょうか。

石川県社会保障推進協議会が調査した結果があります。それによりますと、津幡町では昨年度13人が認定されています。隣のかほく市では昨年度、申請者が1,428人、認定者が1,417人です。この違いはどうして起こったのでしょうか。かほく市でも2009年は申請者14人、認定者13人ですから、津幡町と大差はありません。ところが2010年度になりますと、申請者1,296人、認定者458人と大きく伸びています。自然に伸びたわけではありません。何があつたのかと申しますと、2010年にかほく市では介護認定者全員に申請書が送付されたのです。その結果、認定者が458人となりました。さらに、2011年度、介護認定者全員に今度は認定書が送付されました。その結果、

認定者が1,417人となったわけです。

9月議会では子どもの医療費の無料化を求めましたところ、子どもだけ医療費を無料化することは公平性を欠くのでできないという答弁でした。子どもだけ医療費を無料化してそれが不公平だという人はほとんどいないと思います。しかし、要介護認定でありながら障害者控除の控除が得られる人と得られない人がいるということは、明らかに不公平です。知らないほうが悪い、申請しないからだという人がいるかもしれませんが、実際には知らない人や知っていても自分ではそこまでできない人も必ずいます。私の父の場合も、私がいたからこそできたわけです。

制度があるなら公平にその恩恵に預かれるよう、すべての要介護認定の人に障害者控除の認定用紙を送付していただけたらいいと思います。いかがでしょうか。

保険年金課の課長さんをお願いいたします。

○南田孝是議長 岡田保険年金課長。

〔岡田一博保険年金課長 登壇〕

○岡田一博保険年金課長 要介護認定者全員に障害者控除の申請書を送付することを求めるとのご質問にお答えします。

初めに、平成24年10月末現在の津幡町介護保険第1号被保険者数は7,329人で、そのうち要介護、要支援認定者数は1,203人となっております。障害者控除は65歳以上の高齢者について所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、障害者手帳の交付を受けている者などのほか、障害者に準ずる者などとして町長の認定を受けている要介護、要支援者が所得税、住民税上の障害者控除の対象とされています。当町においても、津幡町障害者控除対象者認定書交付に関する要綱を定め、本人や親族の申請により、要介護、要支援認定者の認定資料などを審査の上、該当者には障害者控除対象者認定書を交付しております。平成12年度の介護保険制度開始時から本年10月末までに144件の認定書を交付しており、認定書には有効期限を設けておりません。

ご質問の要介護認定者全員に障害者控除の申請書を送付することを求めるについてでございますが、認定者に申請書を送付するのではなく、認定者の負担の軽減と利便性の向上を図るため、障害者控除対象者認定書を交付の対象となる要介護、要支援認定者全員に送付することとし、来年度中に介護保険係からの発送物に同封したいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 すみません。私、申請書じゃなくて認定用紙を郵送してほしいというふうに言ったつもりでいましたが、ちょっと書くのを間違えたかもしれません。私の原稿には認定用紙ってなっていたんですが、すべてに同封していただけるということで大変ありがたく思います。よろしくお願いします。

3番目の質問に移ります。

役場で働く非正規職員のうち、正規職員と変わらない仕事をしている人は正規職員とすべきではないかということについてお尋ねいたします。

今、全国的に地方自治体で働く非正規職員がふえ、不安定な待遇改善を訴える声が強まっています。大阪府枚方市に対して、実態が常勤なら非常勤職員へのボーナスと退職金支給を認める大阪高裁の判例も出ています。東京都西東京市では内規を定め、非常勤職員にボーナスを支給しています。

津幡町でも平成22年度の資料で正規職員378人に対して非正規職員、嘱託職員と臨時職員になりますが203人。中でも、保育士の非正規職員が大変多く、平成24年の資料では正規職員54人に対して非正規職員66人という状況です。同じ保育園の中で担任をしているのに、身分は非正規職員という保育士もいます。同一労働、同一賃金が原則であることを考え、非正規職員の中で正規職員と変わらない仕事をしている人は正規職員とすべきであると考えますが、いかがでしょうか。特に保育士さんの中で担任をしてらっしゃるということは、明らかに保育士さんの正規職員が足りないということをあらわしていると思いますので、その方については正規職員とすることが必要ではないかと思います。

今、大変深刻化しているデフレ不況から抜け出すには、働く人の所得をふやし内需を活発にすることが必要です。無制限の金融緩和などの政策を述べる人もいますが、内需が冷え込んでいるときに、幾ら日銀が銀行にお金を供給しても企業の投資には回らず、余ったお金が投機に使われるなど、何の効果もありません。国税庁の調査によりますと、個人経営および資本金2,000万円未満の株式会社という中小零細企業で、2002年からの10年で男性労働者の年収が50万円以上も下がっています。社会保障も不十分な上、国民の懐がこんなに冷え込んでいては、デフレ不況からはなかなか抜け出せません。

地方自治体でも正規職員をふやし、内需をふやすということを考えることが必要だと思います。いかがお考えでしょうか。

町長にお聞きいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 役場で働く非正規職員のうち、正規職員と変わらない仕事をしている人は正規職員とすべきではないかのご質問にお答えいたします。

まず初めに、少子高齢化の進展に伴う福祉ニーズへの対応や都市基盤整備など、地方行政需要はますます増大いたしております。このことから、必然的に職員の増加が見込まれるところではありますが、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づく、町の集中改革プランで事務事業の見直しや組織の統廃合、効率化を進め、皆さまの理解と協力を得ながら、民間手法の活用も積極的に行い、平成17年度当初を基準として5年間で5.5パーセントを目標に削減いたしました。今後も町民サービスを低下させることなく、10年先、20年先を見据えた適正な定員管理とバランスのとれた年齢層の人員配置に努めてまいりたいと考えております。

保育園職員につきましては、確かに嘱託職員や臨時職員の雇用は多いことは認識をしております。25年度は、その正規職員の割合は54パーセントになる見込みであり、先ほども申し上げましたが、計画的に正規職員率を可能な限り改善していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 これも再質問ではありません。

先ほども保育士さんについてのご答弁いただきましたが、少し改善されていくということをお聞きまして、大変うれしく思っております。本当に正規の方と同じような仕事をしながら、あるいは担任もしながら本当に頑張っていらっしゃる方々を私も見てきていますので、その方たちが

きちっと仕事の内容に見合うような報酬をもらえるように、そして安心して働き続けられるような環境をつくるということは、子どもたちの保育にとっても本当に大切なことだと思いますので、ぜひ改善をよろしくお願いいたします。

最後になります。

津幡町での自然エネルギーの可能性を調査することを求めるということについてお尋ねいたします。

議員の研修視察で風力発電、小水力発電、マイクロ水力発電、バイオマス発電などについて視察をしたり、学んだりしてきました。どこの施設でも自分たちの地域を見つめ直し、自然の力が無駄になっていないかを問い直していました。吹き抜ける風、上水道の落差、用水路の豊富な水量、廃材や間伐材に目を向け、発電への研究に取り組んだ結果です。3・11以前からの取り組みであることも知りました。

自然エネルギーは、その地域ごとに取り組むことが有効と言われています。生み出された電気の使い方もその地域での加工場、製紙工場、NPOの事務所などの電力として使われていました。自然エネルギーへの流れはとめられない今、津幡町としてどんな自然エネルギーの可能性があるのか検討する時期に来ているのではないのでしょうか。大学の先生方や発電関係の技術者も交えて検討すれば、きっといい考えが出てくると思います。

金沢市でも自然エネルギーの可能性について検討を始めたと報道されています。金沢の2つの保育園では、ペレットストーブが導入されたと聞きます。津幡町でも取り組む可能性があるとするれば、例えば公共施設での太陽光発電をし、その施設の電力を賄うという方向も考えられるのではないのでしょうか。風力発電もかなり改良されていて、屋根に取りつけられるものもあるとテレビでこの間報道していました。どんな自然エネルギーが可能かということを津幡町でもぜひ検討していただきたい。そして、少しでも取り入れていくことが前へ進む一歩だと思います。

町長、いかがでしょうか。

すみません、町長ではありませんね。すみません。

○南田孝是議長 宮川環境水道部長。

〔宮川真一環境水道部長 登壇〕

○宮川真一環境水道部長 津幡町での自然エネルギーの可能性を調査することを求めるとのご質問にお答えいたします。

自然エネルギーには太陽光や風力、水力など自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出せるエネルギーであり、再生可能エネルギーと言われており、今後のエネルギー問題と地球温暖化対策に有効であると認識しております。

しかし、これまで普及が拡大しなかったのは、経済性の観点が必要だと思っておりますが、近年、当町においても、一般家庭の太陽光発電が急速に普及しております。これは設置の補助金と余剰電力の買取制度によるところが大きいものと考えております。

公共施設では津幡小学校で太陽光発電を、河北郡市広域事務組合では風力発電システムなどを一部を導入しておりますが、いずれも発電量は小さなものとなっております。

町としても今後、再生可能エネルギーの取り組みが不可欠と考えており、平成25年度には石川工業高等専門学校と再生可能エネルギーの導入促進に向けた共同研究を考えております。その共同研究の中で、どのような再生可能エネルギーの利用が有効であるか、そして立地調査やシステ

ムの研究開発に取り組み、新しい省エネ社会の構築に貢献してまいりたいと思っております。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 宮川部長、すみませんでした。失礼いたしました。

25年度に向けて、実際、共同研究なども考えておられるということで、本当に今後、絶対これは避けて通れないとか、むしろ積極的に取り組むべき問題だと思いますので、町がそういうふうを考えていらっしゃることは、大変うれしく思います。

ぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

これで私からの質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で、9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後4時30分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後4時15分

〔再開〕 午後4時30分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井でございます。

私からは、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、先月開催されました津幡町商工会工業展およびこれからのイベントについて質問をいたします。

津幡町商工会工業部会が今回初めての企画として開催されました工業展において、津幡町の多くの企業が参加され、大変盛況な中で終わられたことは皆さんご承知かと存じます。この企画には、津幡町、町教育委員会、石川高専が共催として参加をしており、中でも津幡町の各小学校の生徒が自分の夢や東日本の大震災に遭った方に送るメッセージを書いたドラム缶でつくった高さ11メートルにも及ぶ木曾義仲のロボットのモニュメントには多くの子どもたちが集まり、ここでも津幡町の元気な姿を見ることができました。大変すばらしい企画の中で、町の多くの企業が参加され、その中には日ごろ見られない世界に誇る製品をつくっている会社もあり、来場者の目を引いておりました。商工会ならびに地元企業の頑張りが十分に感じられたイベントでありましたが、その中で、町の共催が大きな力を添えていたと思います。今後もこのような明るいイベントが継続することを期待いたします。

そして、来年3月には、商工会青年部が主催する「つばた食い倒れマラソン」仮称でありますが予定されており、義仲と巴をテーマに津幡町に全国から集まってもらおうと計画だそうです。この企画は20年ぶりに復活するということで、大変期待をするところであります。

また、先ほど八十嶋議員も述べておりましたが、平成27年には全国交流レガッタ津幡大会、そしてスポーツマスターズ石川大会が行われる予定であり、交流レガッタには津幡町に約800人、スポーツマスターズには石川県に約7,000人の参加者が見込まれます。これについては、商工会など各種団体と町とがプロジェクトチームをつくり、津幡町の特産物のおまん小豆を初め、特産物の販売や名所案内などを考えていくべきであり、またスポーツマスターズにおいては早急に津

幡町での競技誘致を求めるものであります。

以上の件について、矢田町長の答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡町商工会のイベントについてのご質問にお答えいたします。

津幡町商工会および会員の皆さまには、日ごろから当町の商工業振興と観光推進等にご協力を賜り、感謝しているところでございます。

商工業振興では、本年11月に初めての開設となった、今ほどお話もありました津幡町商工会工業展には、町内の事業所の皆さま、石川工業高等専門学校および津幡高校、各種関係団体のご協力のもと、津幡町を担う子どもたちや来場された町内外およそ2,000人の方々に町内の事業所を知っていただきました。また、子どもたちの夢やメッセージ入りのドラム缶で制作した「義仲ロボット」は注目を集め、PR効果も絶大であったと思っております。さらに、会場には科学の体験コーナーも設けていただき、科学のまちとして元気な津幡町を広く町内外にPRしていただきました。

また、観光推進では、商工会が小矢部市商工会と共同で開催されておられます「くりからさん八重桜まつり」が定着し、町内外から多くの集客があり、県外からは観光バスで訪れる方もいらっしゃる聞いております。

さらに、大河ドラマ誘致にも協力をいただき、来年3月10日の日曜日には、21年ぶりに復活する仮称「食い倒れウオーク」が開催の運びとなり、とし春から商工会青年部の方々が義仲と巴のPRを兼ね、参加者の仮装など、県外にも行き渡るようなイベント内容にと、日夜取り組んでいると伺っております。町内飲食店の方々のご協賛により、津幡町のおいしいものを全国発信していただけるものと大いに期待しており、今後も工業展とあわせ、回を重ねて実施されることを望んでいるところでございます。

さて、ご意見のように北陸新幹線金沢開業や平成27年には本町で全国交流レガッタが開催されることが決まっております。町といたしましては、開業効果を生かす施策や全国交流レガッタの成功に向けて、商工会を初め、関係機関や各団体のご支援、ご協力をお願いするものでございます。

また、スポーツマスターズ競技誘致につきましては、平成27年度に石川県において開催されることが決定したと聞いております。ただ、どの時期にどのような競技種目が行われるのか、詳細につきましては未定の段階ではありますが、交流人口の拡大や津幡町を全国に発信するよい機会だと思いますので、関係機関とも協議し、競技誘致を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

工業展においては、工業部会長、それから実行委員長、それから各事業所の皆さんが約10か月間、仕事の合い間を縫って準備を進めてきたと聞いております。また、これからも民間、商工会等の各種団体と共催を求めて町のほうも各イベントに力を注いでほしいと思っております。よろしく願いをいたします。

2点目は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ドメスティック・バイオレンス防止法についてお伺いいたします。

ドメスティック・バイオレンス、DVであります。防止法が平成13年に成立してから11年たちました。夫婦や内縁の間柄にある相手からの暴力行為が犯罪だという社会認識が法施行後高まっているようですが、暴力や離婚に加え、子どもへの虐待、夫の失業や借金など経済的に困窮しているケースが見られるなど、被害者が抱える問題は複雑であり、かつ深刻であります。

そうした中、平成19年の法改正では、DV防止と保護に関する基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務となりました。国の基本方針において、市町村の具体的な役割として相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること。一時的な避難場所を確保するなどにより、緊急時における安全の確保を行うこと。一時保護などの後、被害者が地域で生活していくときに関係機関などとの連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことなどが明記され、被害者の支援に向けた市町村の役割がこれまで以上に重要となっています。

そこで質問ですが、DV相談の件数について、どれくらいあるのか。相談担当職員の研修、広報啓発活動、被害者の自立支援についてどのようになっているのか。相談窓口が総務課になっているが、2階まで上がってきにくいのではないのか。相談しやすい環境をつくる施策を取り組むときには、専門相談員を配置するなど、体制を整備した上で、窓口を1階の健康福祉課におけないのか。国は策定を努力義務にとどめていますが、津幡町においての役割はどういう方向性で行っているかということを含めて、長総務部長にお伺いをいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 DV防止法についてのご質問にお答えいたします。

初めに、DV相談の件数につきましては、平成23年度、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力、子どもへの虐待のそれぞれのケースを合わせて延べ294件、実件数では54件の相談がありました。

次に、相談担当職員の研修につきましては、石川県が主催する研修や事例検討会に年間4回程度出席をしております。

次に、広報啓発活動につきましては、役場とシグナスのトイレに、内閣府男女共同参画局が作成したDV相談ナビの広報用携帯カードを設置しております。また、毎年11月12日から25日までの女性に対する暴力をなくす運動実施期間においては、役場、シグナス、福祉センターにポスターやリーフレットを設置し、広報つばた11月号にも記事を掲載するなどにより啓発活動しております。

次に、被害者の自立支援につきましては、石川県の女性相談支援センターの紹介や生活保護相談のほか、安全確保のため、警察との連携等を実施しております。

次に、相談窓口を総務課から健康福祉課に置けないのかということにつきましては、男女共同参画とのかかわりから相談の窓口は総務課としております。しかしながら、実質の相談は地域包括支援センターや児童虐待とのかかわりにより親子サロンや子ども相談係における児童相談など、複数の部署において相談を受けているのが現状であります。初めに電話などで相談を受ける窓口は総務課であっても、内容によっては相談先をそれぞれ紹介しておりますので、2階の総

務課へ来られてから1階へ下りるというふうな事例は少ないと思っております。

また、専門相談員についてですが、現在、実質の相談を受けているのは社会福祉士、保健師、児童福祉司任用資格職員などでございます。地域包括支援センターなどへの相談件数がふえ続けている状況にありますので、このような専門職員の増員についても考えていかなければならないと思っております。

どんな理由であれ暴力は許されませんし、DVに対する社会的認識も高まっておりますので、相談窓口の充実に向けて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

荒井議員もおっしゃられているとおり、被害者にとっては暴力に加え、児童虐待や経済的困窮など、抱える問題は複雑かつ深刻でありますので、被害者の支援については、家族支援の視点でもとらえていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 DVのみならず、そういう関連した相談が今後ますますふえてくると思います。

また、専門相談員の増員という話もありましたし、その辺を含めて、やっぱ町を頼りに相談に来るんですから、その辺のことのバリアフリー化ということも含めて真剣に取り組んでいってほしいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

ありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○8番 酒井義光議員 8番、酒井でございます。

今回は2点の質問をさせていただきます。

まず第1点目に、交差点の視界を遮る植栽の手入れを啓発せよと質問をいたします。

町内の交差点やカーブの場所には、国・県・町などで設置したカーブミラーが1,000基以上あります。いずれも住民から見通しが悪く危険であり、ミラーを設置せよと区へ要望があるため、区から町へ原材料支給申請書が出され、町で現場確認をした上で決定通知をして支給しているものです。それぞれの区の判断で申請をしておりますが、年々改善され設置箇所が減少するはずですが、ミラーの支給数は減っていません。

町からの支給数を見てみると、21年度23枚、22年度16枚、23年度には26枚支給されています。カーブミラーが多く設置されているのに、さらに支給が必要であるのか見てみると、植栽が道路へはみ出しているため視界を遮っていることが多くあります。植栽が境界からはみ出さないほうが当然よいわけですが、木は手入れをしないと日ごとに伸びてきます。ことしは何とか見えるが、来年になるともっと木が大きくなり、結局、カーブミラーを要求することになります。植栽のはみ出しについては日本全国どこでもあり、どれだけはみ出したらどうするかなど、議論のしようがありません。

しかし、今回は一般的にはみ出している植栽全体でなく、車の運転席から左右確認をするとき、目線の高さの交差点近くの1本の木であったり、垣根の角20、30センチであったり、ほんの一部

分です。庭木や垣根など手入れがされていてもされていなくても、角がはみ出ているのもちよつと切ってくればずっと見えるのにといつも思います。

町では1年に一度、植栽のはみ出しについての啓発をしているとのことですが、効果は定かではありません。一度でなく、効果が出るような内容で継続し啓発すべきではないでしょうか。また、その効果があらわれれば、カーブミラーの支給の削減、交通事故の減少にもなると考えますが、竹本産業建設部長に見解をお伺いいたします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 酒井議員の交差点の視界を遮る植栽の手入れを啓発せよのご質問にお答えいたします。

庭木や垣根などの道路へのはみ出しについては、酒井議員も言われるとおり、広報による啓発にあわせ、庭木や垣根の道路へのはみ出しにより交差点の視界を遮ったり、歩行者や車両の障害になり、通行上危険な箇所が見受けられた場合は、その都度地元区長さんの協力を得ながら、庭木や垣根の所有者に直接剪定について指導しているところです。

なお、カーブミラーの支給実績につきましては、ダブルミラーは1件と数えた場合、平成21年度に申請が19件あり、うち新設10件、改修9件、平成22年度の申請が10件あり、うち新設7件、改修3件、平成23年度の申請が19件あり、うち新設12件、改修7件となっております。新設、改修箇所を含めて、申請があった箇所は、随時現況を確認し、支給しております。

庭木や垣根の道路へのはみ出し箇所につきましては、今後も現地での直接指導および広報での啓発を継続し、さらに町ホームページやケーブルテレビ文字放送などを活用した新たな啓発も実施し、道路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 ありがとうございます。

私もちょっと区のほうのちょっと役をしておりまして、区のほうへ申請されたミラーのほうの確認を町会13人で申請あったところ見て回ってるんですけども、これで行き渡ったなど言いながら、次の年になるとまた見るとだんだん見えなくなってきた、結局自分も通ると一たん停止しながら少しずつ前へ出て、気がついたらずっと出ているという状況があらこちらでできたり、今もうないと言いながらでもまた申請せんなんということが体験をしまして、今回の質問をさせていただきました。

それでは次、2点目ですけれども、天然の湯を町の活性化にということで質問したいと思います。

11月3日、4日と、先ほどから荒井議員いろいろと皆さん言われておりましたけれども、町内の工場で何がつくられているか知ってもらうため、町福祉センターで第1回津幡町工業展が開催されました。工業展とのことでかたいイメージもあり、いやしの空間として足湯のコーナーが設けられることになり、お湯を運ぶために倉見地区の中国医食研究所に行きました。山頂のほうに案内され、湯気の上った大きなプラスチックの容器からこんこんと流れているお湯をタンクに移し、1日目は下呂温泉の泉質に似た「てんぼの湯」、2日目は塩分が強く、塩くどく、和倉温泉の成分とほとんど変わらない「てんらの湯」の2種類を足湯として利用させていただきました。敷地内には、県道わきで手湯、足湯に使用している「天神の湯」と3種類のお湯が出ていま

した。全国でも1か所で3種類の温泉の湯が味わえるのは珍しいそうです。また、現地は高速道路や国道のインターチェンジに近く、泉質のよい温泉が味わえるなど、個人の所有ではありませんが、町の活性化に使えないかと思います。

今回、北陸朝日放送のふるさとCM大賞を津幡町が受賞しましたが、「森林浴なら津幡町」とのせりふの効果も、これから徐々に出てくるかと思います。今後、CMの舞台となった森林公園をもっとアピールし、イベントの開催などをしていかなければならないと思います。

そこで、イベントの企画に足湯に入り森林浴というのもよいかと思い、イベント開催時にお湯を分けてもらうことが可能か再度伺ったところ、会長さんは「イベントに使うお湯は運んでいけばいいが、森林公園で森林浴をなどの企画をするなら、わざわざ運ばなくても、公園に隣接した天神の手湯、足湯の施設をそのままイベントに使えばいいですよ」と提案されました。ここのスペースに8畳間ほどあるんで、ここで健康相談でもすればというお話もされておりました。

この施設に多額の投資をし、冷泉を加温するなど、多くの経費がかかっているそうですが、多くの町民に楽しんでもらいたいと施設は無料で開放しており、現在は冷泉を容器に持ち帰る人、足湯を利用してる人が多い日には500人を超えることもある町の名所となっています。

会長さんの話では、周辺の山林一帯を所有しており、町として活性化を図るために本腰を入れるなら協力を惜しまないとのことでしたが、以前に、矢田町長から温泉プールなどの建設を個人的にしないかとの話はあるものの、塩分も含まれたお湯であり、多額の投資、多額の維持管理費などもあり、個人的には全く取り組むことはしないということをおっしゃっていましたが、自噴する温泉を町として活性化に向け利用することができないか、矢田町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 天然の湯を町の活性化にとのご質問にお答えいたします。

足湯や手湯は、昨今の温泉ブームの中、各地で気軽な健康法として体に負担をかけることなく血行を促進し、冷え性などの改善に効果的であると言われております。

平成23年4月に倉見地内に開設されました天神の湯は、烏骨鶏の飼育を行っている農業生産法人中国医食研究所が鶏舎の除湿に用いるため掘削した温泉の余剰分を地域の方に利用してもらうために設けられた足湯、手湯の温泉施設であります。週末ともなれば町内外からいやしを求め、多くの来客があり、地域ににぎわいと交流の場を提供していただき、大変感謝をしているところでございます。足湯は温泉街や道の駅などでの設置がふえているようでございますが、酒井議員のご説明のとおり、泉質もよく、1か所で3種類の泉質があることは大変魅力的であり、これをきっかけに地域づくりにつながっていただけることを期待しているところでございます。

町の活性化に向けての同施設の利用につきましては、町所有の施設でないことから現時点では具体的、効果的な計画案はございません。町として施設所有者のご理解とご協力を得ることが可能となれば、PR活動を初めとした取り組みが可能であり、施設に隣接している県森林公園や運動公園利用者の誘客も図られるのではないかと考えられます。また、観光や環境に関するイベントでの利活用や健康づくりに関する事業などにも利用できるのではないかというふうに思います。

しかしながら、施設所有者は多くの町民の方々楽しんでもらいたいのがゆえに温泉を無料で開放されておられます。また、施設の管理を行っておられる倉見区の方々、それぞれの思いも考慮しなければならない問題であり、利活用に当たっては十分な調整が必要であると考えております。

ので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 酒井委員。

○8番 酒井義光議員 ありがとうございます。

すぐに何ということもありませんけれども、そこに3種類のお湯があつて、交通の便もいいということで、これからもいろいろとまた話し合いの中に織りまぜていただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 12番、道下政博でございます。

まず質問の前に、議会改革の一環で、今回、議場を少し改修をさせていただきました。こちらの演台ですが、角井議員からも少しご案内ありましたけれども、町長も町民から直接選ばれた町長でございます。議会の議員も同じように町民から直接選ばれた議員ということで2元代表制という形で地方議会をこうして行われております。そういう意味合いで町長の答弁席と、また議会の質問席ができれば高さが一緒のほうが公平でいいんじゃないかということもありまして、意見がまとまりまして改修をさせていただきました。同時にまた、議場の奥のカーテンも今回、レースカーテンにさせていただきました。皆さまのご理解をいただきながら、こうして着々と議会改革を進めさせていただいております。また今後とも、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、本題の質問に移らせていただきます。

まず最初に、1問目でございます。

リース方式による公共施設へのLED照明の導入をということで質問をさせていただきます。

東京電力福島第一原発の事故の後、エネルギー政策の転換が大きな課題となってきました。それはまた電力分野だけでの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとして議論をされています。

我が国は電力多消費国であり、逼迫する電力事情を背景に省エネ対策として、公共施設へのLED照明の導入については積極的に進めるべきであると思います。そして、LED照明の導入を進めることによって、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながります。ただ、LED照明の切りかえとなると、照明器具が高価なため予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても初期費用は重い負担と言わざるを得ません。逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するために、こうした事態を打開したいところであります。

その一つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって公共施設へのLED照明導入を進める動きがあります。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものであります。

例えば大阪府では、幹線道路の照明灯をすべてリース方式によるLED化が進められており、府市協調して取り組むことになっています。大阪市以外にも東日本大震災をきっかけとした電力事情などから、多くの自治体が昨年からことしにかけて実施し始めており、リース方式にすれば初期費用が抑制され、自治体の財政負担が軽減されます。さらに、導入後の電力消費量も押さえ

られ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待されています。

その他の先進事例を紹介させていただきます。1番目に、茨城県取手市は防犯灯9,700本をリース化に切りかえることをこの11月に発表。今回のLED化はリース会社から10年契約で賃貸する方法を導入。この場合、初期設置費は約2億5,000万円、メンテナンス費込みがかかりますが、年間経費は電気料金の約1,400万円のみ、10年後には蛍光灯使用料と比べ約6,200万円の経費削減になる予定とのことであります。2番目に、千葉県茂原市。防犯灯7,450灯、7月から9月末で一気にLED化完了したそうです。3番目に、神奈川県。全国初で一気にLED照明7万本、県有施設に新たな予算措置なしで導入発表、6月議会で決定したそうです。神奈川県箱根町ですが、町役場本・分庁舎と町立郷土資料館内にある大半の照明をリース方式でLEDに交換し、約2,000万円の費用は電気料金などのコストダウンの総額とほぼ同じで、年間62パーセントの節電が見込まれており、地球温暖化防止策としても大きく貢献できる予定であります。また、大阪府和泉市、広島県府中市、福岡県等、着々と進められております。

当町の公共施設へのLED照明の導入や町内の街灯や防犯灯についてもLED化を早く進めて経費を削減できれば最高だと思います。いろいろなメリットを十分期待できるリース方式によるLED照明の導入を検討すべきではないでしょうか。

矢田町長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員のリース方式による公共施設へのLED照明の導入をとのご質問にお答えいたします。

最初に、平成23年度末の町管理の街灯総数は1,227灯であり、そのうち13灯がLED照明であります。今後も毎年予算の範囲内でLED照明へ順次切りかえを進めてまいりたいと考えております。

ご質問にありますように、LED化への切りかえには多額の初期投資が必要とされ、ちなみに町管理のすべての街灯をLED化するためには、概算工事費で5,400万円程度が必要であります。これをLED化した場合の年間の節減効果は電気料金で約300万円、修繕費で約100万円の合計約400万円が見込まれます。単純計算ではありますが、10年間のリース契約で採算制をとるには年間約540万円の節減効果が必要となります。切りかえの効果は数量が多いほど期待でき、大きな都市において取り組まれているのも事実であります。

当町におきましても、平成23年度に役場庁舎のLED化をリース方式にて実施いたしております。今後は、省エネ、地球温暖化対策の一環として重要であることから、町が管理する公共施設のLED化を財政状況を見ながら積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

LED化にはリース方式も一方策とは思いますが、まずはLED化する施設を洗い出し、節減効果の検証を行うとともに、LED照明の技術改善を注視しながら、最善の方策により切りかえを進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

ぜひとも進めていただきまして少しでも早く実現させていただきたいことと、経費削減につな

がればと思っております。

それでは、続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

レアメタル等の回収リサイクルの取り組みをということで質問させていただきます。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタル（希少金属）などの回収を進める小型家電リサイクル法、使用済み小型電子機器等再資源化促進法が公明党の主導により本年8月に成立し、来年4月に施行となります。

現在、小型家電に含まれるレアメタルや金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されていますが、同法により市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることになりました。

新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することがねらいとなっています。制度導入は市町村の任意であります。回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクル推進のかぎとなります。

ここで法律の概要を若干説明させていただきますが、その中で1番目、法律の目的、2番目、法律の基本的な考え方、3番目、対象品目については少し説明をさせていただきます。1番目の法律の目的の中で、1番、資源確保、鉱物資源であるレアメタルの確保です。2番目、有害物質管理、鉛などの有害物質の環境リスク管理。3番目の廃棄物減量化、最終処分場への埋め立ての減量化。以上の3つの視点を踏まえた循環型社会形成の推進を目的とするものであります。2番目の法律の基本的な考え方は、すでに小型家電のリサイクルが一部の地域や品目において先行的に行われており、その先行的取り組みを生かしながら、地域の実態に合わせた形でリサイクルを実施する促進型制度の取り組みを全国的に広めていくことです。3番目に、対象品目については、小型家電リサイクル法は主に一般廃棄物である小型家電のリサイクルを促進させる制度であり、一般廃棄物の中の以下の品目が対象商品として推奨されています。この対象品目は、自治体によって自由に選択することができます。その中で、電気機械器具は電子レンジ、炊飯器、ポット、食器洗い乾燥機、調理器、掃除機、電気ストーブなど、通信機械器具では電話機、ファックス、携帯電話など、電子機械器具はラジオ、ビデオ、カメラ、チューナー、CD・MDプレーヤー、車載テレビ、E T Cなど、電子計算機ではP C、パソコンモニタープリンターなど、医療機器ではマッサージ機器、電気治療器、吸引器、補聴器、電子体温計、電子血圧計など、電球・電気照明、時計、ゲーム機、電卓、楽器、電子玩具、電動工具その他付属品などが対象品目であります。

国の財政支援について説明させていただきます。環境省では平成24年度事業として小型電子機器等リサイクル社会実証事業、10月公募を実施しておりますが、平成25年度についても新制度に参加した市町村に対して円滑に実施できるようにボックスやコンテナを購入した際の初期費用の援助、またランニングコストにつきましては地方交付税に算入するなどの財政支援措置を予定しているそうです。その対象品目としては、小型電子機器等の回収体制を整備する上で必要な初期投資費用の全部または一部。具体的には、小型電子機器等の回収ボックスの設置費用や広報、広告費、ごみカレンダーの印刷費などの全部または一部となっております。

全国の自治体における小型家電リサイクルの先進的な取り組み事例としては、近いところではお隣富山県射水市、黒部市、高岡市、砺波市、富山市、氷見市がありました。先に提出してあり

ます別紙添付資料の中で詳細はご理解いただいていると思いますので、事例については省略をさせていただきます。

結論として、当町でも小型家電リサイクル法の成立を受けて、レアメタル等の回収リサイクルの取り組みをすべきではないかと考えておりますが、お考えはいかがでしょうか。

矢田町長より答弁をいただきたいと思います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 レアメタル等の回収・リサイクルの取り組みをとのご質問にお答えいたします。

現在当町の廃棄物処理をしている河北郡市広域事務組合では、平成18年度にリサイクルプラザの完成を機に、毎月1回のもえないごみの計画収集で回収したごみの中から、鉄やアルミニウムなどの有価物を分別しております。さらに、平成23年4月より、さらなるごみの減量化と資源化を図るため、職員によるピックアップ方式にて、掃除機や扇風機などの小型家電を選別いたしております。選別した小型家電はリサイクル事業者へ売却し、そこで破碎し、一部は熔解、精錬され鉄鋼部品などに、また貴金属やレアメタルは抽出後にリサイクルされております。

すでにこのような取り組みを行っており、現在、町独自での取り組みは考えておりませんが、河北郡市広域事務組合の取り組みを広報などで周知していきますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

子ども・子育て関連3法の成立を受けて、子育て環境の整備をということで質問させていただきます。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、さきの通常国会で子ども・子育て関連3法が成立いたしました。この法律は、公明党の強い主張で実現したもので、保育所、幼稚園、認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としています。

具体的な制度運用に当たっては、町が重要な役目を担うことになっており、本制度運用（平成27年度施行）の前の準備段階で、地方版子ども・子育て会議の設置など取り組まなければならないことがあります。さらに、子ども・子育て支援事業計画をつくる必要があります。計画書作成のためには、地域の子どもや子育てに関するニーズをきちんと把握することが何より大切なことです。計画をつくるに当たって、現場の声を計画に反映させることが大切であります。的外した計画であってはなりません。計画立案には幼稚園や保育所の事業者、児童委員など、現場の意見を反映させる必要があります。

支援策の本格実施は平成27年度で、動き始めるにはまだまだ早過ぎる、情報が足りないとの現場のご意見は否定できませんが、例えば計画に向けたニーズ調査や子育て会議の設置、これらを来年度から実施となると予算が必要になってまいります。町としてどのような考え方にに基づき、子育て支援の充実に取り組むのか。スケジュールや予算はどうするのかなど、一つ一つを詰めていく必要があります。積極的に情報を集め、前向きに準備をすることが今求められることとなるのではないのでしょうか。

今後、国では子育て予算が1兆円も増額されることが決まりました。少子化対策の目玉政策である子ども・子育て関連3法の成立したこの機会を逃さず、当町でもしっかりキャッチできる準備を万全にさせていただき、子育て環境の整備を行っていただきたいと思います。

板坂町民福祉部長に町の子育て環境の整備の方向性についてお伺いをいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 子ども・子育て関連3法の成立を受け、子育て環境の整備をとのご質問にお答えいたします。

本年8月の子ども・子育て関連3法の成立を受け、現時点で国から示されている想定イメージでは、平成27年10月に消費税が10パーセントに引き上げられる場合、最速で平成27年4月に新制度が本格施行になるとされております。その場合のスケジュールといたしましては、平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないとなっております。それに対応するための子ども・子育て会議の設置につきましては市町村の努力義務とされておりますが、会議の設置を行わない場合は子ども・子育て支援当事者への意見聴取が求められております。

当町では現在の国の動向を見きわめ、平成27年4月の新制度施行が決定すれば、子育て環境整備の迅速かつ効率的な推進、運用を図るため、平成25年度に子ども・子育て支援会議の設置およびニーズ調査を実施することを検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

今の子ども・子育て会議を開催できることを計画、検討しているという答弁でございました。これについては、予算は必要になってくるのでしょうか。

○南田孝是議長 再質問……。

○12番 道下政博議員 ごめんなさい。すみません。再質問でございました。

よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 会議設置およびニーズ調査を実施することを検討しているということは、当然予算も含めて検討しているということであります。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 すみません。ぜひともまた着々と進めていただきまして、よりよい形で結果が出ていくようお願いをしたいと思います。

それでは、4点目の質問に移らせていただきます。こちらが最後の質問になります。

通学路の速度制限ゾーン30の導入の考えはということで質問をさせていただきます。

本年3月20日の地域ニュースで「石川県内で新年度、生活道路を走る車のスピードを抑え、子どもや高齢者が安全、安心に暮らせる歩行環境づくりを目指す取り組みが始まる」との記事がありました。「県や市町、住民の協力を得て、指定区域で車の速度を時速30キロ以内に制限する交通規制「ゾーン30」の導入を決め、2016年度までに県内で26エリアを設定する」との記事であります。半年後の本年9月26日の石川のニュースで「「ゾーン30」石川県第1号」の記事で、「県警が新たに導入する交通規制「ゾーン30」の指定区域第1号が、穴水町穴水小学校周辺の約7万

平方メートルとなることが決まった。指定区域内で車の速度を時速30キロ以下に制限し、一部区間で路面表示を工夫してドライバーに減速を促すもので、児童やお年寄りが安心して歩ける環境づくりがねらいで、10月中旬に規制を開始する」とありました。このほか、県内では小松市芦城小学校周辺、加賀市の片山津温泉街湯周辺を候補地に協議を進めているそうであります。

すでにゾーン30を実施している穴水町役場の生活環境課の課長さんに問い合わせをしましたところ、穴水町では正式には本年10月18日からの取り組みであり、まだ1か月余りしかたっていないので多くの反響は聞かれないということでしたが、その中でも通学路を含む広い地域で30キロ規制となって自動車のスピードが遅くなったこと、また小学校周辺の歩道のない通学路区間の一部では、センターラインを消して外側線を広くし、歩きやすくなったことによって、少しずつ子どもたちの通学時の意識も変わってきているという声があるそうです。また、近くのスポーツ施設の方からも、安全で歩きやすくなったとの声があったそうです。もしも、ねらいどおりに効果があるのであれば、当町の必要地域へのゾーン30の導入を検討したらいかがでしょうか。

2年前の平成22年9月議会での一般質問で押しボタン信号機の早期設置の提案をいたしました。その場所は、シグナス通りの中央公園の正面にある歩道の箇所、2年前に自転車で道路を横断しようとした高齢者の死亡事故があります。また、ことし10月にも、近所の児童が同じ中央公園に行こうと道を横断したときに車にはねられた事故も発生しております。事故が起きやすいその原因を考えていますと、ちょうど車のスピードが出る箇所と歩行者の横断必要箇所が重なってしまっているから事故が頻繁に起こるのではないかと考えます。また、6、7年前だったと思いますが、しらとり通りのJ Aガソリンスタンド付近で、庄町から津幡川を渡ってくだる3差路で、過去に子どもの自転車事故があった箇所に信号機設置の提案をいたしました。ほかにも、町内ではこういう危険箇所がいっぱいあるのではないかと思います。スピードが落ちるだけでも随分と事故が減ることが考えられます。

少し前に、町内の通学路の総点検も実施されており、危険箇所の改善は終わったとの八十嶋議員の答弁でも理解できましたが、私の質問は通学路だけでなく、高齢者や地域住民の安全を確保するためのものであります。

地域の学校や地域住民や警察と相談の上、対策を十分に練り上げ、必要性和効果を検討の上、ゾーン30の指定も視野に対策を講ずるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

矢田町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 通学路を主とした速度制限ゾーン30の導入についてのご質問にお答えいたします。

ゾーン30は、その範囲内においては歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるというもので、最高速度30キロの区域規制を前提に生活道路が集積している区域内に設定されるものでございます。ゾーンの入口には、最高速度30キロの区域規制標識や専用のシンボルマーク入りの看板、それに路面標示をするなどの明確なサインが必要となっております。ゾーン設定の留意点としましては、地域住民の要望が高い場所で、住民の円滑な合意形成がなされるようにすることが挙げられます。

当町におきましては、井上の荘地内の県道など、過去に検討された箇所もありましたが、関係

機関との協議でほかの対策がより効果的であるとの結論に達し、導入されているところはございません。ただし、ゾーン30ではありませんが、安全確保のための30キロ速度制限とされている箇所がございます。しかしながら、ご質問のとおり、子どもたちや高齢者の安全、安心の歩行を考えますと、効果が期待できるものであれば積極的に導入を検討することは当然のことと考えます。

さきにも申し上げましたが、導入に当たりましては、地域住民の合意のもと、自治体、道路管理者、警察等の関係機関による協議がなされることとなっております。当該区域の交通全般と周辺住民の生活に支障が出ないことを確認しながら、地域の要望を踏まえ、関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 答弁ありがとうございました。

ぜひともまた、事故がゼロに、限りなくゼロになることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<閉 議>

○南田孝是議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5 時28分

平成 24 年 12 月 11 日 (火)

○出席議員 (18 名)

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会計管理者 兼会計課長	岡 本 昌 広	監査委員事務局長	橋 屋 俊 一
消 防 長	西 田 伸 幸	消 防 次 長	浅 木 喜久男
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	田 縁 義 信
河北中央病院事務長 兼事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	財 政 係 長	杉 田 純 也
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第２号）

平成24年12月11日（火）午後１時30分開議

- 日程第１ 議案第 78 号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 7 号）から
議案第107号 町道路線の認定についてまで
承認第 14 号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 6
号））
請願第17号から請願第19号まで
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第２ 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
（質疑・討論・採決）
- 日程第３ 議会議案第14号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の
構築を求める意見書から
議会議案第17号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則についてまで
（質疑・討論・採決）
- 日程第４ 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について
（採決）

○議事日程（第２号の２）

- 追加日程第 1 議会議案第18号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューデュー
ル基本法）の制定を求める意見書から
議会議案第20号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書まで
（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第 1 議案第78号から議案第107号まで、承認第14号および請願第17号から請願第19号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

〔酒井義光総務常任委員長 登壇〕

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第78号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 7 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費から

第 6 項 監査委員費まで

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第 2 表 債務負担行為補正

第 3 表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第85号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第86号 津幡町税条例の一部を改正する条例について、

議案第87号 津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第14号 専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第6号））については、全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第17号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第78号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第79号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第80号 平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第81号 平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

議案第82号 平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）、

以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第88号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について、

議案第89号 津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第90号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、

議案第91号 津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、

以上、2件の条例の制定については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第92号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第93号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の剰余金の処分等に関する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第18号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第78号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第3項 環境衛生費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。次に、

議案第83号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第84号 平成24年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第94号 津幡町都市公園条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第95号 津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定

める条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第96号 津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第97号 津幡町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例について、

議案第98号 津幡町町道の構造の技術的基準を定める条例について、

議案第99号 津幡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、

議案第100号 津幡町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について、

議案第101号 津幡町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、

以上、5件の条例の制定については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第102号 津幡町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、

議案第103号 津幡町公共下水道条例の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第104号 津幡町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、

議案第105号 津幡町水道法施行条例について、

以上、2件の条例の制定については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第106号 「津幡町営土地改良事業の施行について」の議決の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第107号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第19号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものです。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

5 番 中村一子議員。

〔5 番 中村一子議員 登壇〕

○5 番 中村一子議員 5 番、中村一子です。

私は、議案第78号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第7号）のうち、第2表の債務負担行為補正について反対の討論をします。

この第2表は、中学生海外派遣交流事業に対し、670万円の債務負担行為補正をするというものです。ことし9月会議で、私は中学生海外派遣交流事業の業務委託に関して一般質問をいたしました。そこで分かったことは、町は中学生海外派遣交流事業を業務委託する際に、委託する条件として、事前、事後および派遣期間中における訪問地での活動内容を地元機関紙で随時掲載報道するという条件をつけていたということでした。その結果、北國新聞社の子会社である北國観光株式会社しか手を挙げることができず、ことし8年目を迎えたこの事業は、ずっと北國観光に随意契約で委託されてきました。北國新聞の記者が中学生のオーストラリア旅行に10日間同行し、新聞紙上には連日のように生徒たちの様子が報道されていたのは、もともと委託業務仕様書に明記されたこの条件、すなわち事前、事後および派遣期間中における訪問地での活動内容を随時新聞に掲載して報道することという条件があるからです。町長は「現地オーストラリアにも共同通信や時事通信の特派員がいるから、そういうところから情報をとれば、新聞記者が同行しなくても地元機関紙での随時掲載は可能であって、記者動向が条件ではない」と言っていますが、共同通信や時事通信の特派員が取材するとは、とても思われません。新聞記者のオーストラリア行きの旅費等については、町は一切負担していないそうですが、その一方で、町は随時新聞報道することを条件にしています。では、新聞社側が自己負担して記者を10日間も同行させるだけのニュースバリューがあるのかといえ、これもまた首をかしげざるを得ません。

この事業本来の目的は、中学生がオーストラリアでの体験を踏まえ、そしてこれからの人生に生かしていくことであるはずですが、生徒たちの旅については、町の広報を通して、あるいは学校や庁舎、シグナスでもきちんと報告されています。出発式や帰国後の報告会などについては、各地方紙においても紹介されています。事業を知らせるという目的は果たされていると思います。あえて新聞記者同行のもとでの新聞連載記事、報道が必要であるとは思えません。事業の本来の目的と報道とは、別の問題です。

また、特定の会社しか参加できないような、この条件をつけることで生まれる弊害こそ問題ではないかと思います。結果として1社しか入札に参加できず、8年間随意契約です。また、各新聞社が有する独自の報道姿勢に対して、行政が注文をつけているとも取られ、報道の根幹を揺るがすようなことではないかと危惧します。毎年この時期、12月議会に、12月の議会に670万円の債務負担行為として上がってくる補正に関して、今回、反対の立場に立ったのは、この条件を見直すべきだという思いからです。

ことしノーザン・ビーチス・ステイト・ハイスクールと津幡中学、そして津幡南中学校は姉妹校となり、これからは学校単位、地域単位での交流が期待されます。来年の9月には、5泊6日でノーザン・ビーチス・ステイト・ハイスクールの生徒たちが津幡町を訪れるということです。業務委託のこのような条件を見直すべきです。そして、記者の方には、来年この津幡町で生徒たちが交流する様子をぜひ取材し、報道していただきたいと心から思います。

これで、中村一子の討論を終わります。

○南田孝是議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、12番 道下政博です。」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 先ほど中村議員から補正予算に対しての反対討論がございました。その中で中学生の海外派遣交流事業についての反対討論がございました。せっかく話題が出ましたので、私のほうからこの予算の正当性と、さらにまたこの中学生の海外派遣交流事業がいかに早く、またいい形で発展しているかを紹介させていただきながら討論をさせていただきたいと思っております。

中学生海外派遣交流事業に、これまで反対意見もありました。その中でも継続して行われてきた結果、大きな実を結びかけてきていることを深く皆さんにご理解をしていただきたいと思います、この事業に賛成の立場での討論をさせていただきます。

平成16年に、私のほうから将来を大きく見据え、世界に雄飛する青少年がこの津幡町から陸続と輩出されることを願って、姉妹都市交流の構想を提案いたしました。その翌年、平成17年に人材育成基金を創設し、事業が始まり、平成25年、来年度になりますと8年目となります。その積み重ねられた交流回数は7回目を迎えます。そして本年、オーストラリア・タウンズビルのノーザン・ビーチス校との津幡中学校、また津幡南中学校相互の中学生の交流の歴史に輝きを加える出来事が続々と起こっております。念願でありました両中学校とノーザン・ビーチス校との姉妹校交流の締結がことしの夏、矢田町長の出席のもと正式に結ばれました。すばらしい成果だと思います。まことにおめでとうございます。今後とも言葉の壁を越えて、未来を担う中学生の交流が末永く続くことを願っております。来年8月には、8回目となる当町の中学生10人がオーストラリアへ交流に行く予定となっております。

さらに、昨日の全員協議会で報告がありましたが、来年9月に反対にオーストラリア・タウンズビルのノーザン・ビーチス校から10人から20人で5泊6日のホームステイと両中学校での体験授業の申し入れが正式に届き、決定したことが報告されました。これまたすばらしいことでございます。これまでの7年間は津幡町から一方的にオーストラリアへの訪問を忍耐強く続けてきました。その積み重ねの結果、相互の信義と友情が深まり、姉妹校交流にまでこぎつけることができました。そういう意味では、願いどおりの結果が見えてきました。そのことについて喜び合いたいと思います。

これまで、この事業に対しての批判の言葉の中に、海外交流に参加する中学生とそうでない中学生との格差をどう埋めるのかとの指摘がありましたが、この相互の交流が実現できることにより、オーストラリアに行けない生徒であっても、ノーザン・ビーチス校の生徒と直接触れることができるようになるということは、少しでもその格差を埋めることにもつながるのではないかと考えられます。すばらしいことだと思っております。

くしくも、ことしの津幡町10大ニュースの発表が昨日の全員協議会でもありました。1番目は、この1番目は「北陸初、津幡町議会で通年議会を開会」でありました。2番目が、この「津幡中学校、津幡南中学校のノーザン・ビーチス校と姉妹交流提携」との発表があり、このことからいえますと、多くの町民の理解と注目を集めていることが確認をされる結果となりました。

今回も昨年と同じく、債務負担行為補正670万円が計上されており、矢田町長のこの事業に対する前向きな姿勢に対し拍手を送り賛意を表したいと思っております。

どうか、今後ともこの事業の成功と交流が末永く続きますことを願って、債務負担行為補正の中学生海外派遣交流事業費を含む補正予算に賛成の立場での討論とさせていただきます。

以上でございます。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第78号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号から議案第84号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第84号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号から議案第107号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第107号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、承認第14号を採決いたします。

委員長の報告は、承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、承認第14号は承認されました。

次に、請願第17号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第17号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第17号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第18号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書の提出を求める請願 を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第18号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第18号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第19号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、請願第19号は、採択とすることに決定いたしました。

＜諮問上程＞

○南田孝是議長 日程第2 本日、町長から提出のあった諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては12月4日の議会再開以来、連日にわたりまして慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会12月会議に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは本日追加提案をいたしました人事案件につきましてご説明を申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、芝田悟氏が、平成25年3月31日で任期満了となりますので、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

諮問第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議会議案第14号から議会議案第17号までを一括して議題といたします。

酒井義光総務常任委員長提出の議会議案第14号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

〔酒井義光総務常任委員長 登壇〕

○酒井義光総務常任委員長 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。

提出者、津幡町議会総務常任委員長 酒井義光でございます。

上記の議案を次のとおり、第109条第7項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出するものであります。

内容は朗読をもって説明にかえさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6パーセント削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8パーセントを森林吸収量により確保するとしている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入されたが、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全などの森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、政府におかれては、下記事項の実現を強く要望する。

- 1 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第14号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議会議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、多賀吉一文教福祉常任委員長提出の議会議案第15号 石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 それでは、議会議案第15号の趣旨説明をさせていただきます。

石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書でございます。

この件につきましては、12月会議の委員会で、文教福祉常任委員会の皆さんと協議し、全員の賛同を得て、本日提出させていただくものであります。

それでは、朗読し、趣旨説明にかえさせていただきます。

石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書。

医療環境の充実は、人々が安心して暮らし、地域の活性化が図られていくための基盤となるものである。

石川県は、県当局および医療関係者の努力により医療の先進県と言われ、救急車による救急要請から病院収容までの所要時間をみても、県平均28分42秒と全国平均の36分06秒を上回っている。しかしながらこれは、金沢市などの県中央部における市街地において速やかな搬送が可能となっているゆえであり、南加賀地区では31分30秒、奥能登地区に至っては舳倉島を除く平均でも1時間00分43秒というありさまである。

一刻を争う救急医療において、このような石川県の状況は非常に深刻であると言わざるを得ない。

救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリはこの状況を大きく改善する。ドクターヘリは、救急医療に必要な資機材を搭載しており、救急医療の専門医等が搭乗し傷病者の現在する場所や機内における速やかな治療の実施、また搬送を可能とし、傷病者の救助、後遺症の軽減等に大きな効果をもたらすものである。

このようなことから、平成19年には、全国各地からの声を受けて、ドクターヘリを用いた救急医療の確保に関する特別措置法が制定され、その後国の補助制度も創設されている。

これを受けて全国的に県レベルで法の趣旨により、ドクターヘリの導入が主体的に検討され、県単独助成制度なども準備された結果、地勢の特性による複数機の配備など導入が着々と進み、成果が挙がっている。今や北陸3県のみが空白地域と言って過言ではない状況である。

よって、石川県におかれては、下記事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 特別措置法の趣旨に基づき、ドクターヘリの導入に向けた具体的検討および施策を速やかに実施すること。

- 2 ドクターヘリの配備については、基地病院から現場への飛行時間が15分以内であることが救命に最も有効とされている。したがって、南北に長い地勢を考慮し、県下2機配備とすることが必要であるが、搬送時間等がより厳しい状況にある能登地域における導入を第一に行うこと。
- 3 ドクターヘリの導入および運営についての財政負担については、県単独の助成制度を設け市町および医療機関に負担が生じないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。
議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第15号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議会議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、谷口正一議会運営委員長提出の議会議案第16号 津幡町議会の会期及び定例日を定める条例についておよび議会議案第17号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について、

以上、2件の議会議案について一括して趣旨説明を求めます。

谷口正一議会運営委員長。

〔谷口正一議会運営委員長 登壇〕

○谷口正一議会運営委員長 通年議会は本当に皆さん方にいろいろ心配していただきましたが、ここに何とか条例もできまして、これからその趣旨説明もしたいと思います。

本町議会では、議会の監視機能のさらなる充実・強化を図り、議会が主導的・機動的に活動することを目的として、本年2月から会期を通年とする通年議会を試行してきております。

9月に地方自治法が改正され、通年の会期制を選択することができることとなりました。

議会運営委員会では、平成25年1月から通年議会を本実施するため、委員の皆さんと協議し、2件の議会議案を地方自治法第109条の2第5項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出させていただくことになりました。

提出者、議会運営委員長 谷口正一、私が委員会を代表して趣旨説明をさせていただきます。

条文の朗読は省略いたしまして、その要旨を申し上げます。

議会議案第16号 津幡町議会の会期及び定例日を定める条例について。

本案は、通年の会期制を選択するにあたり、会期の開始日および定期的に会議を開く日を条例で定めるもので、条例の制定に伴い、附則で津幡町議会定例会条例は廃止するものでございます。

次に、議会議案第17号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について。

本案は、通年の会期制を選択するにあたり、関係する諸規定の改正をするものでございます。

以上、提案理由の説明を終わりますが、議員各位の賛同をお願いいたします。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

議会議案第16号および議会議案第17号につきましては、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第16号および議会議案第17号は、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第16号および議会議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第16号および議会議案第17号は、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後 2 時29分

〔再開〕 午後 2 時30分

○南田孝是議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第17号から請願第19号までの採択に伴い、議会議案第18号から議会議案第20号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第18号から議会議案第20号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 追加日程第1 荒井 克議員ほか2名提出の議会議案第18号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書、八十嶋孝司議員ほか2名提出の議会議案第19号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファン・ドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書、道下政博議員ほか2名提出の議会議案第20号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書を一括して議題といたします。

＜趣旨説明・質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案3件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案3件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第18号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書 を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第19号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファン・ドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第20号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、議会議案第20号は、原案のとおり可決されました。

以上、本12月会議で可決されました議会議案第14号、議会議案第15号および議会議案第18号から議会議案第20号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜閉会中の継続調査＞

○南田孝是議長 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会をはじめとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決定いたしました。

＜会期中の閉会＞

○南田孝是議長 以上をもって、本定例会の会議に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

津幡町議会会議規則第7条の規定により平成24年第2回津幡町議会定例会を本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

＜閉 会＞

○南田孝是議長 これをもって、平成24年第2回津幡町議会定例会を閉会いたします。

午後2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 道下 政博

署名議員 谷口 正一

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表	10
1. 閉会中の継続調査申出書	13
1. 請 願	17

平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
1	7番	1	いじめを見逃さない学校づくりについて	教 育 長
	角井外喜雄	2	認知症安心ネットワーク搜索訓練の取り組みについて	町民福祉部長
2	2番	1	防災協定協力者の意義について	総 務 部 長
	西村 稔	2	社会資本整備の充実について	町 長
		3	農業公園について	町 長
		4	上下水道施設の管理について	環境水道部長
3	10番	1	来年度住宅リフォーム助成金のうち一定の割合を町内お買い物券で支給できないか	町 長
	多賀 吉一	2	津幡小学校跡地に建設予定の歴史資料館のコンセプトを問う	教 育 長
4	5番	1	農業公園基本計画を示せ	町 長
	中村 一子	2	地域防災計画策定に女性の視点を取り入れ、町内外の企業等と災害時協力協定を結べ	町 長
		3	バス事業の総点検が必要ではないか	交流経済課長
		4	投票行動の啓発のために	総 務 課 長
5	6番	1	防災無線、屋外拡声子局の伝達方法について	総 務 部 長
	森山 時夫	2	防災無線、屋外拡声子局の管理について	総 務 部 長
		3	県森林公園の人気度は	教 育 長
		4	県森林公園の安全対策について	町 長
6	3番	1	実効性のある企業誘致活動の活性化に向けて	町 長
	黒田 英世	2	児童虐待の早期発見と再発防止について	町 長
		3	病児・病後児・休日保育など子育て環境のさらなる充実に向けて	町 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
7	1番	1	危険通学路全面解消に向け積極的な予算を	町 長
	八十嶋孝司	2	地方税滞納整理機構への参加意思を問う	総 務 部 長
		3	滞在型の観光ができるまちづくりを	町 長
8	9番	1	農業公園構想の再考を求める	町 長
	塩谷 道子	2	要介護認定者全員に障害者控除の申請書を送付することを求める	保険年金課長
		3	役場で働く非正規職員のうち正規職員と変わらない仕事をしている人は正規職員とすべきではないか	町 長
		4	津幡町での自然エネルギーの可能性を調査することを求める	環境水道部長
9	4番	1	津幡町商工会のイベントについて	町 長
	荒井 克	2	D V防止法について	総 務 部 長
10	8番	1	交差点の視界を遮る植栽の手入れを啓発せよ	産業建設部長
	酒井 義光	2	天然の湯を町の活性化に	町 長
11	12番	1	リース方式による公共施設へのＬＥＤ照明の導入を	町 長
	道下 政博	2	レアメタル等の回収・リサイクルの取り組みを	町 長
		3	子ども・子育て関連３法の成立を受けて「子育て環境」の整備を	町民福祉部長
		4	通学路の速度制限「ゾーン30」の導入の考えは	町 長

平成24年12月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会総務常任委員長 酒 井 義 光

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保としている。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入されたが、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、政府におかれては、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会文教福祉常任委員長 多 賀 吉 一

石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書

医療環境の充実、人々が安心して暮らし、地域の活性化が図られていくための基盤となるものである。

石川県は、県当局および医療関係者の努力により医療の先進県と言われ、救急車による救急要請から病院収容までの所要時間をみても、県平均28分42秒と全国平均の36分06秒を上回っている。しかしながらこれは、金沢市などの県中央部における市街地において速やかな搬送が可能となっているゆえであり、南加賀地区では31分30秒、奥能登地区に至っては舳倉島を除く平均でも1時間00分43秒というありさまである。

一刻を争う救急医療において、このような石川県の状況は非常に深刻であると言わざるを得ない。

救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリはこの状況を大きく改善する。ドクターヘリは、救急医療に必要な資機材を搭載しており、救急医療の専門医等が搭乗し傷病者の現在する場所や機内における速やかな治療の実施、また搬送を可能とし、傷病者の救命、後遺症の軽減等に大きな効果をもたらすものである。

このようなことから、平成19年には、全国各地からの声を受けて、ドクターヘリを用いた救急医療の確保に関する特別措置法が制定され、その後国の補助制度も創設されている。

これを受けて全国的に県レベルで法の趣旨により、ドクターヘリの導入が主体的に検討され、県単独助成制度なども準備された結果、地勢の特性による複数機の配備など導入が着々と進み、成果が挙がっている。今や北陸三県のみが空白地域と言って過言ではない状況である。

よって、石川県におかれては、下記事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

記

- 1 特別措置法の趣旨に基づき、ドクターヘリの導入に向けた具体的検討および施策を速やかに実施すること。
- 2 ドクターヘリの配備については、基地病院から現場への飛行時間が15分以内であることが救命に最も有効とされている。したがって、南北に長い地勢を考慮し、県下2機配備とすることが必要であるが、搬送時間等がより厳しい状況にある能登地域における導入を第一に行うこと。
- 3 ドクターヘリの導入および運営についての財政負担については、県単独の助成制度を設け市町および医療機関に負担が生じないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 11 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会運営委員長 谷 口 正 一

津幡町議会の会期及び定例日を定める条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 第 5 項及び津幡町議会会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 3 項の規定により提出する。

津幡町議会の会期及び定例日を定める条例

（会期）

第 1 条 津幡町の議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 102 条の 2 第 1 項の規定により、定例会及び臨時会とせず、毎年 1 月 15 日から翌年の当該日の前日までを会期とする。

（定例日）

第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項の定例日は、3 月、6 月、9 月及び 12 月の 4 日（その日が津幡町の休日を定める条例（平成 2 年津幡町条例第 24 号）第 1 条第 1 項に規定する町の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い町の休日でない日）とする。

（雑則）

第 3 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（津幡町議会定例会条例の廃止）

2 津幡町議会定例会条例（昭和 31 年津幡町条例第 16 号）は、廃止する。

制定理由 地方自治法の一部改正により、通年の会期制を選択できるようになったため、当町議会ではこの制度を選択し、事前に定期的に会議を開く日を知ることができるよう本条例を制定するもの。

平成 24 年 12 月 11 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会運営委員長 谷 口 正 一

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 第 5 項及び津幡町議会会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 3 項の規定により提出する。

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則

津幡町議会会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 8 条までを次のように改める。

第 5 条から第 8 条まで 削除

第 15 条に次のただし書きを加える。

ただし、事情の変更があったと認められるときは、この限りでない。

第 17 条第 1 項中「法第 115 条の 2」を「法第 115 条の 3」に改める。

第 64 条中「その会期中に限り」を「議長が別に定める日までは」に改める。

第 75 条の見出し中「閉会中」を「会期終了後」に改め、同条中「閉会中も」を「次の会期においても」に改める。

第 98 条第 3 項を削る。

第 99 条第 2 項中「及び第 3 項」を削る。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

改正理由 通年の会期制を選択するにあたり関係規定の改正をするもの。

平成24年12月11日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 荒 井 克
賛成者 津幡町議会議員 黒 田 英 世
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められている。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など、我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となる。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠である。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強いまちづくりを進めなければならない。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備を初めとした各施策に必要な財源を確保することが課題となる。

こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。

よって、政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 11 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司
賛成者 津幡町議会議員 中 村 一 子
同 津幡町議会議員 向 正 則

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会議規則（昭和 62 年津幡町議会議規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

難病といわれる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要である。

そのため、希少疾病関係患者団体は、これまでに「特定疾患への指定、及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきた。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されたが、いまだ創薬実現に向けた明確な前進は見られない。

例えば近年、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは、世界に先駆け、縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー（DMR V）治療におけるシアル酸補充療法の開発研究を進め、患者団体の要請にこたえた製薬企業が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成事業を活用して取り組み、医師主導による DMR V 治療薬の第 I 相試験を終了した。その後も独立行政法人科学技術振興機構（JST）の研究成果展開事業（A-STEP）の助成を受けたが、第 II・第 III 相試験を行うには 10～20 億円とも言われる巨額な資金が必要であり、財源不足のため開発が暗礁に乗り上げたままになっている。

難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、はかり知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいる。

よって、政府におかれては、下記事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
- 2 遠位型ミオパチーを初めとする希少疾病に関する研究事業のさらなる充実強化と継続的な支援を行うこと。
- 3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員 道 下 政 博
賛成者	津幡町議会議員 森 山 時 夫
同	津幡町議会議員 谷 口 正 一

次代を担う若者世代支援策を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条並びに津幡町議会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

次代を担う若者世代支援策を求める意見書

世界銀行が 2012 年 10 月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約 2 億人のうち 4 割は 25 歳未満の若者である。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると 2011 年では 15～24 歳が 8.2%（総務省統計局：労働力調査）と最も高く、20 年前と比べると 2 倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いている。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念される。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題である。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしている。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っている。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは非正規でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務である。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっているといっても過言ではない。

よって、政府におかれては、これらの諸課題を総合的に取り組み、国家戦略として幅広い若者世代支援策を実施するよう強く要望する。

記

- 1 環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野を初め、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。
- 2 非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。
- 3 ワーク・ライフ・バランスが社会で確立されるよう関連する法整備や仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。
- 4 上記課題を総合的に取り組み、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第78号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第7号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第6項 監査委員費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 債務負担行為補正 第3表 地方債補正	原案可決
議案第85号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第86号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第87号	津幡町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
承認第14号	専決処分の報告について（平成24年度津幡町一般会計補正予算（第6号））	承認
請願第17号	防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第78号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第7号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第79号	平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第80号	平成24年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第81号	平成24年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第82号	平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第88号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第89号	津幡町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第90号	津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について	〃
議案第91号	津幡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について	〃
議案第92号	津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第93号	津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の剰余金の処分等に関する条例について	〃
請願第18号	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議
 常任委員会議案審査結果表
 産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第78号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第7号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第7項 防犯と交通安全対策費 第4款 衛生費 第3項 環境衛生費 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費 第1項 土木管理費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費 第11款 災害復旧費 第1項 農林水産施設災害復旧費	原案可決
議案第83号	平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第84号	平成24年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第94号	津幡町都市公園条例の一部を改正する条例について	〃
議案第95号	津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について	〃
議案第96号	津幡町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	〃
議案第97号	津幡町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例について	〃
議案第98号	津幡町町道の構造の技術的基準を定める条例について	〃
議案第99号	津幡町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について	〃
議案第100号	津幡町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について	〃
議案第101号	津幡町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について	〃
議案第102号	津幡町暴力団排除条例の一部を改正する条例について	〃
議案第103号	津幡町公共下水道条例の一部を改正する条例について	〃
議案第104号	津幡町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について	〃
議案第105号	津幡町水道法施行条例について	〃
議案第106号	「津幡町営土地改良事業の施行について」の議決の変更について	〃
議案第107号	町道路線の認定について	〃
請願第19号	次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出を求める請願	採 択

津 議 発 第 2 3 3 号

平成24年12月11日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

総務常任委員会

委員長 酒 井 義 光

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津 議 発 第 2 3 4 号

平成24年12月11日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

文教福祉常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議
会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 医療に関する事項

津 議 発 第 2 3 5 号

平成24年12月11日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

産業建設常任委員会

委員長 角 井 外喜雄

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 土木事業に関する事項
1. 開発事業・都市計画に関する事項
1. 農林業に関する事項
1. 商工業及び観光に関する事項
1. 上下水道事業に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項

津 議 発 第 2 3 6 号

平成24年12月11日

津幡町議会議長

南 田 孝 是 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 正 一

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第17号	受理年月日	平成24年11月21日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ118-3 公明党津幡支部津幡地区委員 高 谷 芳 明			紹介議員	道 下 政 博
東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。 全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾などわが国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。 上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強い街づくりを進めなければなりません。 また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することが課題となります。 こうしたことを実行し、わが国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。 そこで、政府に、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求めたいと思います。 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第18号	受理年月日	平成24年11月21日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ118-3 公明党津幡支部津幡地区委員 高 谷 芳 明			紹介議員	道 下 政 博
難病といわれる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ＝患者数1000人未満）は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要です。 そのため、希少疾患関係患者団体はこれまでに「特定疾患への指定、及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきました。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されましたが、しかし、未だ創薬実現に向けた明確な前進は見られません。 例えば、近年、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは世界に先駆けて縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー（DMRⅤ）治療における「シアル酸補充療法」の開発研究を進め、患者団体の要請に応えた製薬企業が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成事業を活用して取り組み、医師主導によるDMRⅤ治療薬の第Ⅰ相試験を終了しました。その後も独立行政法人科学技術振興機構（JST）の研究成果展開事業（A-STEP）の助成を受けましたが、第Ⅱ・第Ⅲ相試験を行うには10～20億円とも言われる巨額な資金が必要であり、財源不足のため開発が暗礁に乗り上げたままになっています。 難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、計り知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいます。そこで、国会および政府に対して、下記事項を早期に実現するよう強く求めたいと思います。 記 1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。 2 遠位型ミオパチーをはじめとする希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的な支援を行うこと。 3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第19号	受理年月日	平成24年11月21日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ118-3 公明党津幡支部津幡地区委員 高 谷 芳 明			紹介議員	道 下 政 博
世界銀行が今年（2012年）10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者です。 一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると2011年では15～24歳が8.2%（総務省統計局：労働力調査）と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いています。 若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化による更なる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念されます。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題です。 国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしています。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っています。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務です。 次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっているといっても過言ではありません。 よって政府へ、これらの諸課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求めたいと思います。 記 一、環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野をはじめ、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと 一、非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること 一、「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう関連する法整備や、仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること 一、上記課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					